2024

MOTOR SPORTS HAND BOOK

ＪＡＦ中部地域クラブ協議会

目　次

□役員名簿
運営委員会･理事会……２
専門部会……３
委員会・事務局……３
□共通規則書
２０２４年ジムカーナカレンダー……４
２０２４年ダートトライアルカレンダー……５
スーパー１５００車両規定……６
ＲＡ２０００車両規定……７
ジムカーナ／ダートトライアル共通規則……８
２０２４年ラリーカレンダー……１６
ＪＭＲＣ中部ラリーシリーズ共通規則書……１７
ＪＭＲＣ中部ラリーシリーズ戦規定……２５
□ＪＭＲＣ中部
会　則……２８
運営規定……３２
□競技会救急安全委員規定……３６
□共済
共済規定……３８
共済運営要項……４０
共済給付細則……４１
社会的権利保全のための給付細則・給付区分表……４３
クローズド競技会開催における登録・共済適用申請に関わる基準……４８
共催適用承認イベント申請基準……４９
共済会加入とクラブ印のお話し……５０
ＪＭＲＣ共同共済規程・細則・給付区分表……５１
□互助会
モータースポーツ互助会規約……５５
モータースポーツ互助会加入のご案内……５７
□スポーツ安全保険
スポーツ安全保険加入支援規定……６０
□振興基金
ＪＭＲＣ中部モータースポーツ振興基金規定……６１
□資　料
２０２３年度加盟クラブ・団体数、他……６２
加盟クラブ名簿……６３
歴代チャンピオン名簿……６７
２０２３年ＪＭＲＣ中部選手権表彰者名簿……７３
２０２４年オーガナイザー連絡先……７６

役 員 名 簿

■運営委員会

【運営委員長】	嶽下　宗男	（FASC）
【副運営委員長】	後藤　康次	共済会管理委員長（NRC）
【副運営委員長】	福田　淳三	（Three.R）
【事務局長】	村瀬　秋男	（CCST）
【運営委員】	青木　啓児	ＪＡＦ登録部会委員（NRC）
	市川　正明	ＪＡＦレース部会委員（GSS）
	岩崎　明夫	事業企画･総務委員長（FASC）
	川崎　裕行	JAF安全部会部会長（SMSC）
	小出　正則	レース専門部会長（AASC）
	小杉　兼一	審査員グループリーダー（TOMBO）
	齊藤　道夫	ダートトライアル専門部会長（R&R）
	菅野　秀昭	ジムカーナ専門部会長（R&R）
	関　　哲也	ＪＡＦ技術部会委員（GSS）
	瀬戸口　芳正	ＪＡＦメディカル部会委員（NRC）
	髙橋　浩子	ラリー専門部会長（AASC）
	永井　伸一郎	福利厚生委員長（CCST）
	前島　孝光	JAFスピード競技ターマック部会委員（M-I）
	増田　好洋	モータースポーツ振興委員長（ZEST）
	松本　敏	ＪＡＦスピード競技ターマック部会委員（NRC）
	宮澤　謙作	モータースポーツ振興委員（SMSC）
	山崎　利博	JAFスピード競技ダート部会委員（FASC）
	山本　克典	モータースポーツ有識者懇話会座長（T321）

■理事会

【理事長】	鈴木　隆史		
【理　事】	後藤　康次	【理　事】	柘植　和廣
【理　事】	鬼頭　正人	【理　事】	福田　淳三
【理　事】	嶽下　宗男	【理　事】	村瀬　秋男
【理　事】	武山　策彌　(会計監査役)		

■レース部会

【部会長】	小出　正則（AASC）	【委　員】	西井　正樹（AASC）
【副部会長】	寺崎　誠治（ARC）	【委　員】	杉本　達也（ARCN）
【副部会長】	山田　浩二（ARC）	【委　員】	長谷川　富康（ARCN）
【事務局長】	土井　康正（NRC）		

■ラリー部会

【部会長】	髙橋　浩子（AASC）	【委　員】	山崎　広喜（K-one R）
【副部会長】	高橋　悟志（ENKEI）		
【事務局長】	牧　　宏生（RTN）		

■ジムカーナ部会

【部会長】	菅野　秀昭（R&R）	【委　員】	森　　浩二（Team RS）
【副部会長】	前島　孝光（M-I）	【委　員】	速田　憲一（TOLAP）
【事務局長】	河合　豊美（ARC）	【委　員】	東　宏充　（NRC）
【委　員】	坂　　和磨（ZEST）	【委　員】	池田　峰輝（RST）
【委　員】	中田　博信（KRM）	【委　員】	前川　源秋（CAT）
【委　員】	山田　崇之（RST）		

■ダートトライアル部会

【部会長】	齊藤　道夫（R&R）	【委　員】	天野　佳則（ANTELOPE）
【副部会長】	山﨑　利博（FASC）	【委　員】	竹中　耕一（B&B）
【事務局長】	小林　克人（EATH）	【委　員】	寺田　伸　（T.T.G）
【事務局】	柏木　康宏（SHALET）	【委　員】	廣上　徹　（R-８石川）
【委　員】	松本　知行（TOMBO）	【委　員】	奈良　勇希（FASC）
【委　員】	佐藤　靖朗（MRT-金沢）	【委　員】	増田　拓己（NUAC）
【顧　問】	落合　啓司（EATH）		

■審査委員グループ

【リーダー】	小杉　兼一（TOMBO）	【委　員】	豊田　昌孝（SHERATON）
【委　員】	福田　淳三（Three.R）	【委　員】	芳田　浩二（BIG VAN）
【委　員】	高井　喜一郎（AASC）	【委　員】	河西　信之（FASC）
【委　員】	村本　孝一（Three.R）	【委　員】	山内　泰　（NRC）
【委　員】	坂　　和磨（ZEST）	【委　員】	前川　源秋（CAT）
【委　員】	寺崎　誠治（ARC）		

■モータースポーツ振興委員会

【委員長】	増田　好洋（ZEST）	【委　員】	菅野　秀昭（R&R）
【委　員】	井野　義一（T-321）	【委　員】	高橋　浩子（AASC）
【委　員】	小川　浩幸（RUNABOUT）	【委　員】	寺田　伸　（T.T.G）
【委　員】	齊藤　道夫（R&R）	【委　員】	中田　博信（KRM）
【委　員】	佐々木康行（ZEST）	【委　員】	坂　　和磨（ZEST）

■共済管理委員会

【委員長】	後藤　康次（NRC）
【会計監査】	武山　策彌　（会計監査役）

■事業企画･総務委員会

【委員長】	岩崎　明夫（FASC）		
【委　員】	河田　富美男（SHALET）	【委　員】	坂　　和磨（ZEST）

■事務局

【事務局長】	村瀬　秋男（CCST）		
【委　員】	寺崎　誠治（ARC）	【委　員】	長坂　宏　（NRC）

２０２４年ＪＭＲＣ中部ジムカーナカレンダー

月	日	全日本選手権	ＪＭＲＣ選手権	東海シリーズ	北陸シリーズ	その他
1月	7					
	14					
	21					
	28					
2月	4					
	11			第1戦 ｷｮｳｾｲﾄﾞﾗｲﾊﾞｰﾗﾝﾄﾞ<E.F>		
	18			M－I (LIMIT/RST/PALMTOWN)		
	25					ｷｮｳｾｲｼﾘｰｽﾞ (ZEST)①<F>
3月	3		第1戦 ｷｮｳｾｲﾄﾞﾗｲﾊﾞｰﾗﾝﾄﾞ<D.F>			
	10	第１．２戦 ﾓﾋﾞﾘﾃｨﾘｿﾞｰﾄもてぎ南ｺ	M－I			
	17	16-17 関東 SHAKE DOWN		第2戦 美浜ｻｰｷｯﾄ ｸﾆﾓﾄ<E.F>		16_ｻｰｷｯﾄｱﾀｯｸ(ZEST)①<F>
	24		第2戦 美浜ｻｰｷｯﾄ ｸﾐﾓﾄ<D.F>	RST		ｷｮｳｾｲｼﾘｰｽﾞ (ZEST)②<F>
	31		MMSC/PALM TOWN			
4月	7			第3戦 ｷｮｳｾｲﾄﾞﾗｲﾊﾞｰﾗﾝﾄﾞ<E.F>		
	14			LIMIT		13_ｻｰｷｯﾄｱﾀｯｸ(ZEST)②<F>
	21		第3戦 奥伊吹ﾓｰﾀｰﾊﾟｰｸ<D.F>			
	28		Pleasure		第1戦 ｲｵｯｸｽｱﾛｰｻﾞｽﾎﾟｰﾂﾗﾝﾄﾞ<E.F>	ｷｮｳｾｲｼﾘｰｽﾞ (ZEST)③<F>
5月	5	第３戦 ｽﾎﾟｰﾂﾗﾝﾄﾞ TAMADA			ABC	
	12	11-12 中国 SLT	第4戦 ｲｵｯｸｽｱﾛｰｻﾞｽﾎﾟｰﾂﾗﾝﾄﾞ<D.F>			11_ｻｰｷｯﾄｱﾀｯｸ(ZEST)③<F>
	19		ABC			
	26	第４戦 名阪ｽﾎﾟｰﾂﾗﾝﾄﾞ Cｺｰｽ				ｷｮｳｾｲｼﾘｰｽﾞ (ZEST)④<F>
6月	2	_1-_2 近畿 LAZY W.S	第5戦 鈴鹿ｻｰｷｯﾄ南ｺｰｽ<D.F>			
	9		NRC	第4戦 ｷｮｳｾｲﾄﾞﾗｲﾊﾞｰﾗﾝﾄﾞ<E.F>		_8_ｻｰｷｯﾄｱﾀｯｸ(ZEST)④<F> ﾚｰｼﾝｸﾞﾄﾗｲｱﾙ inFUKUDE(SHERATON)<E.F>
	16	第５．６戦 ｵｰﾄｽﾎﾟｰﾂﾗﾝﾄﾞｽﾅｶﾞﾜ		M－I		
	23	21-23 北海道 C.S.C.C.			第2戦 ｲｵｯｸｽｱﾛｰｻﾞｽﾎﾟｰﾂﾗﾝﾄﾞ<E.F>	ｷｮｳｾｲｼﾘｰｽﾞ (ZEST)⑤<F>
	30				ABC	
7月	7		第6戦 ｷｮｳｾｲﾄﾞﾗｲﾊﾞｰﾗﾝﾄﾞ<D.F>			
	14	第７戦 ｲｵｯｸｽｱﾛｰｻﾞｽﾎﾟｰﾂﾗﾝﾄﾞ	LIMIT			13_ｻｰｷｯｱﾀｯｸ(ZEST)⑤<F>
	21	20-21 中部 ABC		第5戦 美浜ｻｰｷｯﾄ ｸﾐﾓﾄ<E.F>		
	28			PALM TOWN		ｷｮｳｾｲｼﾘｰｽﾞ (ZEST)⑥<F>
8月	4				第3戦 ｲｵｯｸｽｱﾛｰｻﾞｽﾎﾟｰﾂﾗﾝﾄﾞ<E.F>	
	11	第８．９戦 ｽﾎﾟｰﾂﾗﾝﾄﾞ SUGO国際西ｺｰｽ			ABC	10_ｻｰｷｯｱﾀｯｸ(ZEST)⑥<F>
	18	16-18 東北 SSC				
	25					ｷｮｳｾｲｼﾘｰｽﾞ (ZEST)⑦<F>
9月	1	第１０戦 ﾊｲﾗﾝﾄﾞﾊﾟｰｸみかわ				
	8	_7-_8 四国 ETOILE	第7戦 鈴鹿ｻｰｷｯﾄ南ｺｰｽ<D.F>	第6戦 鈴鹿ｻｰｷｯﾄ南ｺｰｽ<D.F>		
	15		NRC	NRC		14_ｻｰｷｯﾄｱﾀｯｸ(ZEST)⑦<F>
	22					ｷｮｳｾｲｼﾘｰｽﾞ (ZEST)⑧<F>
	29		第8戦 ｲｵｯｸｽｱﾛｰｻﾞｽﾎﾟｰﾂﾗﾝﾄﾞ<D.F>			
10月	6		TOMBO/ABC			
	13				第4戦 ｲｵｯｸｽｱﾛｰｻﾞｽﾎﾟｰﾂﾗﾝﾄﾞ<E.F>	12_ｻｰｷｯﾄｱﾀｯｸ(ZEST)⑧<F>
	20				ABC	
	27					ｷｮｳｾｲｼﾘｰｽﾞ (ZEST)⑨<F>
11月	3	_2-_3 JAF CUP,JMRC全国ｵｰﾙｽﾀｰｼﾞﾑｶｰﾅ 近畿(ﾁｰﾑ淀/TEAM FLEET/ORCC) 鈴鹿ｻｰｷｯﾄ南ｺｰｽ				
	10					_9_ｻｰｷｯﾄｱﾀｯｸ(ZEST)⑨<F>
	17					ｷｮｳｾｲｼﾘｰｽﾞ (ZEST)⑩<F>
	24					
12月	1					
	8					
	15					14_ｻｰｷｯﾄｱﾀｯｸ(ZEST)⑩<F>
	22					
	29					
		１０戦	８戦	６戦	４戦	

注）ｷｮｳｾｲ&幸田Srは会場都合で日程が変更となることがあります。最新情報はZEST-HPを参照ください

注意）主催者クラブ名/地区名の箇所が開催日　〈D〉準国内　〈E〉地方　〈F〉ｸﾛｰｽﾞﾄﾞ

○開催場所；ｷｮｳｾｲｼﾘｰｽﾞ･･･ｷｮｳｾｲﾄﾞﾗｲﾊﾞｰﾗﾝﾄ，ｻｰｷｯﾄｱﾀｯｸ･･･幸田ｻｰｷｯﾄYRP桐山

2024年度JMRC中部ダートトライアルカレンダー

月	日	全日本選手権	JMRC中部シリーズ		
			JMRC選手権	北陸ｼﾘｰｽﾞ	その他
1月	7				
	14				
	21				
	28				
2月	4				
	11				
	18				
	25				
3月	3				
	10				
	17	第1戦 京都ｺｽﾓｽﾊﾟｰｸ			
	24	23、24 近畿 FREET	第1戦 輪島市門前ﾓｰﾀｰｽﾎﾟｰﾂ公園（D）：W	第1戦 輪島市門前ﾓｰﾀｰｽﾎﾟｰﾂ公園(D･F)：W	
	31		M.S.C MONZEN	M.S.C MONZEN	
4月	7				
	14	第2戦 丸和ｵｰﾄﾗﾝﾄﾞ那須			池の平シリーズ第1戦（F） FASC
	21	20、21 関東 FSC、M･S･Cうめぐみ、F	第2戦 池の平ワンダーランド（D）		
	28		CCST		
5月	5		第3戦 輪島市門前ﾓｰﾀｰｽﾎﾟｰﾂ公園（D）：W	第2戦 輪島市門前ﾓｰﾀｰｽﾎﾟｰﾂ公園(D･F)：W	
	12		TOMBO・ABC	TOMBO・ABC	
	19	第3戦 ｵｰﾄｽﾎﾟｰﾂﾗﾝﾄﾞｽﾅｶﾞﾜ			池の平シリーズ第2戦（F） FASC
	26	25、26 北海道 AG.MSC北海道			
6月	2				
	9	第4戦 輪島市門前ﾓｰﾀｰｽﾎﾟｰﾂ公園			
	16	15、16 中部 Three-R			
	23		第4戦 池の平ワンダーランド（D）		池の平シリーズ第3戦（F） FASC･T.T.G
	30		CCST・ENA.C		
7月	7	第5戦 ｻｰｷｯﾄﾊﾟｰｸ切谷内			
	14	13、14 東北 MSCはちのへ、AKITA		第3戦 輪島市門前ﾓｰﾀｰｽﾎﾟｰﾂ公園(E･F)	
	21			KRM	
	28	第6戦 ｴﾋﾞｽｻｰｷｯﾄ新南ｺｰｽｽﾗｲﾄﾞﾊﾟｰｸ			池の平シリーズ第4戦（F） FASC
8月	4	3、4 東北 チーム･エフ、エスアイエフ	第5戦 池の平ワンダーランド（D）		
	11		FASC		
	18			第4戦 輪島市門前ﾓｰﾀｰｽﾎﾟｰﾂ公園(E･F)	
	25	第7戦 丸和ｵｰﾄﾗﾝﾄﾞ那須		Three-R	
9月	1	8／31、1 関東 360-Racing			
	8		第6戦 輪島市門前ﾓｰﾀｰｽﾎﾟｰﾂ公園（D）：W	第5戦 輪島市門前ﾓｰﾀｰｽﾎﾟｰﾂ公園(D･F)：W	
	15		MRT-金沢	MRT-金沢	
	22				池の平シリーズ第5戦（F） FASC
	29		第7戦 京都ｺｽﾓｽﾊﾟｰｸ（D）		
10月	6	第8戦 ﾃｸﾆｯｸｽﾃｰｼﾞﾀｶﾀ	URARA		
	13	12、13 中国 CCN、TTS		第6戦 輪島市門前ﾓｰﾀｰｽﾎﾟｰﾂ公園(E･F)	
	20	JAFｶｯﾌﾟｵｰﾙｼﾞｬﾊﾟﾝ ﾀﾞｰﾄﾄﾗｲｱﾙin北海道		M.S.C MONZEN	
	27	26、27 AG.MSC北海道 ｽﾎﾟｰﾂﾗﾝﾄﾞｽﾅｶﾞﾜ ﾀﾞｰﾄﾄﾗｲｱﾙｺｰｽ			
11月	3		JMRC西日本ダートフェスティバルin中部		
	10		9、10 輪島市門前ﾓｰﾀｰｽﾎﾟｰﾂ公園 Three-R		
	17				
	24				
12月	1				
	8				
	15				
	22				
	29				

※ （D）は準国内競技格式、（E）は地方競技格式、（F）はクローズド競技格式を表します。
Wは各JMRC中部シリーズを同日に併設して開催を行うことを表します。

スーパー１５００車両規定（Ｓ１５００）

ＪＡＦ国内競技車両規則のスピードＢ車両規定を基本にＮ車両規定に従った自動車登録番号標を有する車両（ナンバー付車両）とする。ただし、下記事項を必ず満足すること。

①排気量　　：１５００ｃｃ以下の自然吸気エンジン（ＮＡエンジン）とする。
　上記の排気量以下であればハイブリッド車両での参加も認められる。
②駆動方式　　：前輪２輪または後輪２輪のいずれかを駆動する二輪駆動車とする。
③車両本体価格　：２５０万円以下とする。
　当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載される
　車両本体価格を基準とする
④最終減速比　　：ギア比の変更は、同一車両型式に設定されている純正部品およびメーカーオプションで、改造および加工の必要なく取り付けられるものであれば、ボルトオンを条件に許される。
⑤フライホイール　：変更は許されない。
⑥エアコン　　：装着およびその機能を維持していること。
⑦参加制限　　：自動車検査証の初度登録年月が平成１２年１月以降の車両であること。
⑧その他　　：各地区、各大会ごとにローカルルールを設ける場合がある。

以上

※本規定に疑義が生じた場合、ＪＭＲＣ中部ダートトライアル部会の決定を最終とする。

ＪＭＲＣ中部

２００５年１２月２０日　制　定
２００６年　１月　１日　施　行
２００６年　２月２４日　タイヤリスト追記
２００６年１２月　５日　参加制限一部変更
２００８年１２月　１日　タイヤサイズ改定
２０１０年　２月　１日　ハイブリッド、ローカルルール関係追記
２０１０年１２月３０日　タイヤリストの変更
２０１３年　１月１５日　タイヤリストの追記，ダートラ地区戦の参加制限削除
２０１７年　１月３１日　タイヤリストの追記
２０１８年　１月　１日　タイヤリストを削除
２０２１年　１月　１日　最終減速比規定変更、タイヤ規定削除、
　参加制限一部変更、ジムカーナ記載削除

2024年S1500 JMRC 中部ローカルルール

2024-01：●JMRC 中部全大会に適用
競技会場内に限り、エアーバッグ、ABS 等の制御をコントロールすることが出来る。
ただし、システムの変更および交換は許されない。
競技会場を出る際は、元の状態に確実に戻すこと。

2024-02：●JMRC 中部全大会に適用
当該自動車製造者発行のカタログ等に記載された主要諸元一覧表の車両重量とする。

2024-03：●JMRC 中部全シリーズに適用
シリーズの全主催者が同意し、各部会が認めれば使用タイヤの制限(ワンメイク等)を行うことが出来る。

JMRC 中部ローカルルールは中部地区のみの特別ルールです。
また、当該年度のみ有効とし、翌年については毎年再考されるものとする。

JMRC 中部 S1500 振興委員会
2024年　1月　1日公示

ＲＡ2000車両規定

ＲＡ２０００クラス：気筒容積2000cc以下の自然吸気エンジンの後輪駆動のＲＡ車両

① 後輪駆動のＲＡ車両とする。

② 排気量
　気筒容積2000cc以下の自然吸気エンジン（ＮＡエンジン）とする。

③ 車両本体価格　：320万円以下とする。
　当該自動車製造者発行の量産車カタログの同一車両型式に記載される車両本体価格を基準とする。

④ 参加可能車種
　86・ＢＲＺ・MR2・ＭＲＳ・アルテッツァ・カローラレビン・スプリンタートレノ・ロードスター・ＲＸ8・スカイライン・シルビア・180ＳＸ・ビート
　参加可能車種は予告なく変更される場合がある。

2013.09.22　JMRC 中部ジムカーナ部会

ＪＡＦ中部地域クラブ協議会
ジムカーナ／ダートトライアル共通規則

第１章　総　則

本共通規則は、中部地域における全てのジムカーナ／ダートトライアル競技会に適用される。本共通規則に記載されていない競技運営に関する実施細目および実施事項は、各競技会特別規則および公式通知によって示される。各競技会の特別規則は、第２章の内容記載を必須とする。各競技会特別規則の競技運営に関する細則は、本共通規則の第３章以下が適用される。
尚、特別規則書に記載された内容は、それの示す範囲において本共通規則に優先する。また、各競技会の参加者および競技運転者は、国内競技規則、当該競技会の特別規則および本共通規則を熟知して参加するものとする。

第２章　特別規則書の記載内容

公　　示

本競技会は一般社団法人日本自動車連盟（以下「ＪＡＦ」という）の公認のもとに、ＦＩＡの国際モータースポーツ競技規則に準拠したＪＡＦの国内競技規則とその細則、ＪＭＲＣ中部共通規則、ＪＭＲＣ中部ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定、スピード競技開催規定および本競技会の特別規則に従って開催される。

第　１　条　競技会の名称
第　２　条　競技種目
第　３　条　競技格式
第　４　条　開催日程
第　５　条　競技会開催場所（所在地・ＴＥＬ・ＦＡＸ）
第　６　条　オーガナイザー名および住所
第　７　条　大会役員
第　８　条　競技会主要役員
第　９　条　参加車両
第１０条　クラス区分
第１１条　参加資格
第１２条　参加台数
第１３条　参加申込および参加料
　１．参加申込先および問合せ先
　２．参加受付期間
　３．参加料
第１４条　競技のタイムスケジュール
第１５条　賞　典
第１６条　付　則
　１．本特別規則に記載されない競技に関する細則はＦＩＡの国際モータースポーツ競技規則に準拠したＪＡＦの国内競技規則とその細則、ＪＭＲＣ中部共通規則、ＪＭＲＣ中部ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定およびスピード競技開催規定に従って開催される。
　２．本規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。

第３章　統一規則細則

第１７条　参加車両
　参加車両は以下のグループに分類される。
　　ＡＥ車両　：当該年スピードＡＥ車両規定に適合した車両
　　Ｐ車両　　：当該年スピードＰ車両規定に適合した車両
　　ＰＮ車両　：当該年スピードＰＮ車両規定に適合した車両
　　Ｎ車両　　：当該年スピードＮ車両規定に適合した車両
　　ＳＡ車両　：当該年スピードＳＡ車両規定に適合した車両
　　ＳＡＸ車両：当該年スピードＳＡＸ車両規定に適合した車両
　　Ｂ車両　　：当該年スピードＢ車両規定に適合した車両
　　ＳＣ車両　：当該年スピードＳＣ車両規定に適合した車両
　　Ｄ車両　　：当該年スピードＤ車両規定に適合した車両
　　ＲＡ車両　：当該年スピードＳＡ／ＳＡＸ車両規定に適合し、使用タイヤの制限した車両

スーパー１５００車両：当該年ＪＭＲＣ中部Ｓ１５００車両規定に適合した車両,
車両規則は別途記載（略称；Ｓ１５００）
ＲＡ２０００車両：当該年ＪＭＲＣ中部ＲＡ２０００車両規定に適合した車両,
車両規則は別途記載（略称；ＲＡ２０００）

第１８条　クラス
ＪＭＲＣ中部タイトル戦はＪＡＦ選手権規定を参考とした下記クラス区分とする。尚、ＪＭＲＣ中部タイトル戦以外の競技会はクラス区分を特別規則書に明記すること。
１．ジムカーナ
１）ＪＭＲＣ中部選手権
ＡＴ　：オートマチック限定免許で運転できるＰ・ＰＮ・ＡＥ車両＊２
ＰＮ１　：気筒容積 1500 cc未満の前輪駆動のＰＮ車両　（ＦＩＡ／ＪＡＦ公認発行年またはＪＡＦ登録年が 2018 年１月１日以降の車両）＊２
ＰＮ２　：気筒容積 1600 cc以下の２輪駆動（ＦＦ、ＦＲ）のＰＮ車両＊２
ＰＮ３　：気筒容積 1600 ccを超える２輪駆動（ＦＦ、ＦＲ）のＰＮ車両＊２
ＰＮ４　：気筒容積 1600cc を超え 2000cc 以下の２輪駆動（ＦＲ）のＰＮ車両のうち、ＦＩＡ／ＪＡＦ公認発行年またはＪＡＦ登録年が２０１２年１月１日以降の車両＊２
ＰＮ５　：ＰＮ１～ＰＮ４に該当しないＰＮ車両＊２
ＳＡ１　：気筒容積 1600 cc以下のＳＡ/ＳＡＸ車両＊１
ＳＡ２　：気筒容積 1600 ccを超える前輪駆動のＳＡ/ＳＡＸ車両＊１
ＳＡ３　：気筒容積 1600 ccを超える後輪駆動のＳＡ/ＳＡＸ車両＊１/＊３
ＳＡ４　：４輪駆動のＳＡ/ＳＡＸ車両＊１/＊３
Ｂ・ＳＣ１：２輪駆動のＢ・ＳＣ車両＊１
Ｂ・ＳＣ２：４輪駆動のＢ・ＳＣ車両＊１
Ｄ　　：（区分なし）
＊１の記号のあるクラスは当該年全日本ジムカーナ／ダートトライ選手権統一規則
第２章　第２条　参加車両　を適用する。（タイヤ規制等）
＊２の記号のあるクラスは使用タイヤの制限を行う。
＊３の記号のあるクラスは使用タイヤの緩和を行う。
その詳細については特別規則書に記載するものとする。
２）ＪＭＲＣ中部ミドル選手権
下記クラスを設けることができる。
ＣＰＮ１：２輪駆動でコストコントロールタイヤのＰＮ車両＊２
ＰＮ１　：気筒容積 1600 cc以下の２輪駆動（ＦＦ、ＦＲ）のＰＮ車両＊２
ＰＮ２　：気筒容積 1600 ccを超える２輪駆動（ＦＦ、ＦＲ）のＰＮ車両＊２
ＰＮ３　：気筒容積 1600cc を超え 2000cc 以下の２輪駆動（ＦＲ）のＰＮ車両のうち、ＦＩＡ／ＪＡＦ公認発行年またはＪＡＦ登録年が２０１２年１月１日以降の車両＊２
ＰＮ４　：ＰＮ１、ＰＮ２およびＰＮ３に該当しないＰＮ車両＊２
ＣＲＡ１：２輪駆動でコストコントロールタイヤのＲＡ車両＊２
ＲＡ１　：前輪駆動のＲＡ車両＊２
ＲＡ２　；後輪駆動のＲＡ車両＊２
ＲＡ３　：４輪駆動のＲＡ車両＊２
ＲＡ２０００；気筒容積 2000cc 以下の自然吸気エンジンの後輪駆動のＲＡ車両＊２
（車両規定はＲＡ２０００車両規定を運用する）
Ｂ･ＳＡ１：気筒容積 1600 cc以下の２輪駆動のＢ/ＳＡ/ＳＡＸ車両
Ｂ･ＳＡ２：気筒容積 1600 ccを超える２輪駆動のＢ/ＳＡ/ＳＡＸ車両
Ｂ･ＳＡ３：４輪駆動のＢ/ＳＡ/ＳＡＸ車両
ＳＣ・Ｄ：クラス区分なしのＳＣ車両およびＤ車両
ＡＴ　：オートマチック限定免許で運転できるＰ・ＰＮ・ＡＥ・ＲＡ車両＊２
但し、予想参加台数に応じて、各シリーズごとにクラスを統合することが出来る。
＊２の記号のあるクラスは使用タイヤの制限を行う。
その詳細については特別規則書に記載するものとする。
その他の部門：（ＪＭＲＣ中部認定外クラス）
併設クラスとしてＪＡＦ規定の範囲内で自由にクラスを設定できる。
但し、シリーズ全戦に設けること。詳細は各シリーズにて別途発表する。

２．ダートトライアル
１）ＪＭＲＣ中部選手権
２Ｐ：クラッチペダルを有さないＡＥ・ＰＮ・Ｎ・ＳＡ・ＳＡＸ車両。
ただし、ディファレンシャルの変更、改造および加工は許されない。
ＲＷＤ：排気量によるクラス区分を行わず、後輪駆動のＰＮ・Ｎ・Ｂ・ＳＡ・ＳＡＸ・ＳＣ・Ｄ車両
ＰＮ１・Ｓ１５００：気筒容積 1500 cc以下の２輪駆動のＢ車両
（車両規定はスーパー１５００車両規定で運用する)、
気筒容積 1600 cc以下の２輪駆動のＰＮ車両、全てのＡＥ車両
ＰＮ２：気筒容積 1600 ccを超える２輪駆動（ＦＦ)のＰＮ車両
Ｎ　：排気量によるクラス区分を行わず、４輪駆動のＮ車両
Ｓ１：排気量によるクラス区分を行わず、２輪駆動のＮ・ＳＡ・ＳＡＸ・ＳＣ車両
Ｓ２：排気量によるクラス区分を行わず、４輪駆動のＳＡ・ＳＡＸ・ＳＣ車両・Ｄ車両
２）ＪＭＲＣ中部ミドル選手権(北陸シリーズ)
北陸シリーズ
クラス１：気筒容積 1500 cc以下の２輪駆動のＰＮ・Ｎ・Ｂ・ＳＡ・ＳＡＸ・ＳＣ・Ｄ車両
クラス２：排気量によるクラス区分を行わず、後輪駆動のＰＮ・Ｎ・Ｂ・ＳＡ・ＳＡＸ・ＳＣ・Ｄ車両
クラス３：気筒容積 1500 ccを超える２輪駆動のＰＮ・Ｎ・Ｂ・ＳＡ・ＳＡＸ・ＳＣ・Ｄ車両
クラス４：排気量によるクラス区分を行わず、４輪駆動のＰＮ・Ｎ・Ｂ・ＳＡ・ＳＡＸ・ＳＣ・Ｄ車両

第１９条　参加資格
参加資格は、競技会特別規則書に規定される場合を除き、以下のとおりとする。
１．競技運転者は、有効な運転免許証と当該年度有効なＪＡＦ競技運転者許可証所持者とする。
２．競技運転者は、競技に有効な死亡時５００万円以上の損害保険またはＪＭＲＣ共済に加入していること。

第２０条　参加人数の制限
各競技会の特別規則書に記載すること。
１．ダートトライアルは最大１５０名まで，ジムカーナは最大２００名までを原則とする。
２．同一運転者は１つの競技会で１つのクラスのみ参加できる。
３．同一車両による重複参加は認められるが、同一運転者によって運転されてはならない。
１）ＪＭＲＣ中部選手権は２名までとする。
但し、以下の場合を除き同一クラスに限る。
・レディースクラスとの重複参加
・併催する選手権外のクラスとの重複参加

第２１条　参加車両名の制限
参加車両名は半角文字、記号を含み全て１５文字以内とする。
必ず車両名（型式ではなく、通称名：シビック、ランサー等）を入れること。
例：〇〇クラブシビック、〇〇商店ランサー
車名違反があった場合、主催者の権限により通称名のみを参加車両名とする。

第２２条　参加申込方法および受け付け
１．参加申込の受付期間は、当該競技会の特別規則書に記載されている場合を除き、競技会開催日の１ヶ月前から１０日前までとする。
２．指定の参加申込書に必要事項を記入し、参加料を添えて各オーガナイザーの事務局に申し込むこと。
３．同一車両による重複参加をする場合は、参加申込み時に重複参加全員の氏名と希望走行順を記載のこと。
４．申し込み方法は、当該競技会の特別規則書に記載されている場合を除き、申込先に直接持参または郵送とする。尚、郵送の場合は現金書留とする。
５．オーガナイザーは、理由を明示することなく参加を拒否することが出来る。
この場合の参加料は返却手数料として参加料から１０００円を差し引いて申込者に返金する。尚、正式受理後の参加料は、本規則の３５条の２．の場合を除き、いかなる理由があっても返金されない。
６．参加受理の諾否は特別規則に特に規定されていなければ、オーガナイザーは 参加申込書を受付けたのち、速やかに通知する。通知が届かない場合は、大会事務局に問い合せること。但し、大会によってはホームページ等での発表のみの場合もある。

第２３条　車両および競技運転者の変更
１．参加申込正式受理後の車両変更は、参加車両に故障、破損等やむをえない事情が有る場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得ること。

２．車両変更は同一部門同一クラスであること。
３．車両変更申請は当該競技会の公式受付（参加確認受付）終了までとする。

第４章　競技運営に関する規定

第２４条　車両検査
１．車両検査は、特別規則または公式通知に示されるタイムスケジュールに従って指定の場所で受けなければならない。車両検査を受けない場合、車両検査で不合格の場合、または技術委員長の修正指示に従わない場合は当該競技会に参加できない。
２．全ての参加者は、車両検査と同時に服装、装備、備品について検査を受けること。
３．技術委員長は、車両の改造等が不適当と判断した個所に着いて修正を求める事が出来る。修正を命ぜられた車両は、修正後に再度車検を受けなければならない。
４．技術委員長の求めが有った場合、各自の参加車両が車両規定に適合していることを車両公認書、車両諸元表、カタログ等を提示して証明しなければならない。
５．技術委員長は、競技期間中いつでも参加車両およびドライバーの参加資格について検査をする事が出来る。
６．競技番号（ゼッケン）は、オーガナイザーが決定する。競技番号はオーガナイザーが用意した物を使用し、車両検査前までに指定された位置に折り曲げることなく正しく貼り付けること。全周をテーピングすること。（ジムカーナのシードゼッケンは除く）
７．競技終了後、原則として上位入賞車両の再車両検査を行う。尚、技術委員長が行う検査および再車両検査の分解および組み付けに必要な工具、部品、必要経費は全て参加者の負担とする。万一、当該検査を受けない場合または検査の結果が不合格の場合は失格となる場合がある。

第２５条　競技車両のパドック待機
１．全ての競技車両は、車両検査終了後から正式結果発表までの間、指定駐車待機場所で保管されているものとする。但し、コースを走行中または走行のための移動を除く。
２．待機中の競技車両は、タイヤ交換および空気圧調整、プラグ交換、Ｖベルト交換（調整）、車高調整、ショックアブソーバーの減衰力調整、空力装置の調整作業を除き、変更、交換作業を行う場合は、事前に技術委員長の許可を得ること。
３．重複参加車両のタイヤ交換は、レディースクラスとの重複参加を含み、同一ヒート内では不可とする。但し、競技長の許可を得た場合はこの限りではない。（ジムカーナに適応）
４．「再出走」による車両に対して認められる作業内容は、ボンネットの開閉、タイヤの清掃（作業用手袋のみ使用可）・空気圧調整および窓拭きのみとし、その他の作業については一切禁止される。（ジムカーナに適応）
５．「同一車両による重複参加」による前走行車から後走行車へ交代する際に車両に対して認められる作業内容は、ボンネットの開閉、タイヤの清掃（作業用手袋のみ使用可）・空気圧調整および窓拭きのみとし、その他の作業については一切禁止される。（ジムカーナに適応）

第５章　競技に関する規定

第２６条　コースの慣熟
オーガナイザーは、公式通知にて発表したコースについて、参加者のために慣熟走行または慣熟歩行にてコースの慣熟を行うこと。
但し、慣熟走行する場合は、車両検査に合格した車両にて走行のこと。

第２７条　スタート方式
１．ジムカーナのスタートは、ランニングスタートとする。ダートトライアルのスタートは、スタンディングスタート、またはランニングスタートのいずれかとする。その方式を特別規則書に明示すること。
２．スタート合図は国旗またはクラブ旗を用いる。信号機を用いる場合は、青信号がスタート合図となる。
３．スタートは原則としてゼッケン順に行う。スタートの指示に従わない場合は当該ヒートの出走の権利を失うものとする。
４．スタート合図後、速やかにスタートしない場合は、当該ヒートの走行タイムにペナルティーとして５秒を加算する。（ランニングスタートに適用）

第２８条　計　時
１．計測は、自動計測機器または２個以上のストップウオッチを使用して行う。ストップウオッチを使用した場合は、その平均を記録する。
２．計測は、スタンディングスタートの場合はスタートの合図が行われた瞬間より、ランニングスタートの場合は競技車両が最初のコントロールラインを横切ったときより開始し、最終のコントロールラインを横切ったときに終了する。

第２９条　順位の決定

原則として２ヒート行い、その内の良好なタイムを採用し最終の順位（競技結果）とする。もしくは、２ヒートの合計タイムを採用し最終の順位（競技結果）とすることとし、特別規則書に明示すること。公式通知で明示する場合は参加申込み開始前に発表すること。

同タイムの場合は下記に従い順位を決定する。

１．２ヒートのうち良好なヒートのタイムを採用する場合
　　１）セカンドタイムの良好な者
　　２）排気量の小さい順
　　３）競技会審査委員会の決定

２．２ヒートの合計タイムを採用する場合
　　１）ベストタイムの良好な者
　　２）排気量の小さい順
　　３）競技会審査委員会の決定

第３０条　信号旗合図

スタート旗	→	競技スタートの信号。国旗またはクラブ旗を用いる
黄旗	→	パイロン移動，転倒（真横または真上に静止し提示）
黄旗	→	脱輪（ジムカーナに適用）
黒旗	→	ミスコース
赤旗	→	危険有り、直ちに停止せよ
緑旗	→	コースがクリアされた
チェッカー旗	→	ゴール

第３１条　競技上のペナルティー

１．コース上のペナルティー対象に指定されたパイロンを移動または転倒させたと判定された場合、１個について５秒を走行タイムに加算する。
　　ジムカーナ：車体の一部が触れてマーカーからずれた場合。
　　ダートトライアル：車体の一部が触れてパイロンが移動し、マーカーが現れた場合。パイロン以外にペナルティー対象となるものがある場合は、その判定基準および加算タイムを参加者に発表すること。

２．ミスコースをした場合は、当該ヒートを無効とする。但し、ミスコースに気付き、ただちに車両を正しいコースに戻した場合はこの限りではない。ミスコースと判定され、競技運営上に重大な支障をきたすと判定された場合は、赤旗を提示して車両を停止させる事もある。

３．走行中に他の援助（オフィシャルを含む）を得た場合、当該ヒートを無効とする。

４．ゴール後は、減速エリア内で確実に減速を行うこと。充分減速を行わなかった場合は当該ヒートのタイムに５秒を加算する。

５．反則スタートは当該ヒートの走行タイムに５秒を加算する。

６．ジムカーナにおいては、コースから脱輪した場合、１輪につき１回５秒を加算する。
　　また同時に４輪がコースから脱輪した場合（コースアウト）は、当該ヒートを無効とする。

７．ジムカーナにおいて、フリーターンを設定する場合、判定方法をブリーフィングで発表すること。フリーターンが不通過と判定された場合は、ミスコースとする。

８．コントロールラインに設置してある計測機器に車両が接触した場合、接触した車両の該当ヒートを無効とする。

第３２条 抗議

１．抗議権
　　抗議権は、競技参加者のみが有するものとする。競技役員は抗議がなされた場合でも抗議がない場合と同様に自己の権限における公式な行動を正当に遂行しなければならない。複数の競技参加者に対して抗議を行いたい競技参加者は、該当する行為に関係する競技参加者全員について抗議を提出しなければならない。複数の競技参加者は、共同の抗議を提出することはできない。

２．抗議の提出
　　競技参加者の抗議は、抗議の趣旨および理由を示す文書に署名の上（宛先は競技会審査委員会）、ＪＡＦが規定する抗議料を添えて当該競技会競技長に提出しなければならない。競技長が不在の場合には、競技会事務局長に提出することができる。抗議が正当と裁定された場合抗議料は返却される。

３．抗議の対象と制限時間
　　競技参加者が抗議できる事項は次の各号のみとし、特別規則または競技会審査委員会が特に指定する場合を除き、各々に指定された時間内に提出しなければならない。
　　１）競技参加者、競技運転者の参加資格の有効性あるいはコースの長さに関する抗議は、その競技のスタートの　１時間前までとする。
　　２）ハンディキャップまたはヒートの編成に対する抗議は、その競技のスタートの１時間前までとする。

３）自己の車両に関する技術委員または車両検査員の決定に対する抗議は、決定直後とする。
４）競技中の過失または反則に対する抗議、あるいは車両規則違反に対する抗議は、その競技の終了後３０分以内とする。
５）競技の順位に関する抗議は、その成績発表後３０分以内とする。

４．抗議の裁定
競技に関する抗議は、競技会審査委員会が裁定する。その裁定に不服な場合は、国内競技規則によってＪＡＦのモータースポーツ審査委員会あてに控訴することができる。

５．抗議の審問
競技会審査委員会は、抗議の審査に必要な場合にはできるだけ速やかに関係者を呼び審問を行う。関係者は審問に応じなければならないが、証人を同道することができる。競技会審査委員会は、関係者のすべてがそれぞれ直接召喚を受けているか否かを確認しなければならない。競技会審査委員会は、関係者または証人が欠席の場合でも審議裁定することができる。裁定が関係者の審問後速やかに行うことができない場合は、裁定が行われる場所および時間を関係者に通告しなければならない。

６．受け付けられない抗議
国内競技規則１０－２０に掲げる審判員がその役務遂行中に行った判定に対しては、いかなる抗議も受け付けられない。複数の競技参加者に対する単一の抗議は受け付けられない。複数の競技参加者による共同の抗議は受け付けらえない。

７．賞の授与
１）賞の授与は、競技成績の発表後３０分経過するまで行ってはならない。
２）抗議が提出され、その裁定結果が受賞資格に影響する場合には、抗議の裁定が確定するか、さらにその裁定に対する控訴についての裁定があるまでの間、関係する競技成績は暫定結果として扱い、賞の授与を行ってはならない。
３）賞が授与された後に、競技の成績に影響するような裁定により資格を喪失した場合、競技参加者は賞をオーガナイザーに返却しなければならない。

８．再競技
競技会審査委員会またはＪＡＦのいずれも再競技を命ずる権限はない。ただしその競技がなんらかの事情で未成立となった場合に限り、オーガナイザーが当該競技の競技参加者（出場資格を得た者）全員の同意を得たうえで再競技を行うことができる。

９．裁定
抗議に対する裁定は、競技会審査委員会が行い、抗議者に宣告される。不服の場合は、第３３条に基づいて控訴する権利を有する。

１０．無根拠もしくは邪意による抗議の禁止
１）抗議に根拠がないと判明したときは、抗議料は没収される。
２）邪意をもって行ったことが確認されたときは、本規則の違反と見なされ罰則が課せられる。

第３３条　控訴

１．権限の範囲
ＪＡＦは、国内競技規則１４－２に規定する国内裁定機関としてその所管する許可証所持者のために、自動車スポーツ全般もしくは特定の競技に関して、日本国内で発生した一切の紛争を審査、決議をするモータースポーツ審査委員会、および諸規則の施行および競技により発生した紛争の最終的な裁定を行う機関としてモータースポーツ中央審査委員会を置く。

２．控訴権
１）競技参加者は、競技会審査委員会による決定や裁定に不服の場合、ＪＡＦのモータースポーツ審査委員会に控訴する権利を有する。ただし、次のいずれかの場合に限られる。
（１）自らに課された罰則または決定に不服の場合
（２）自ら提出した抗議の裁定に不服の場合
控訴を行う者（以下「控訴人」という。）は、競技会審査委員会の裁定宣告から１時間以内にその意思を文書をもって競技会審査委員会に通告しなければならない。この手続きを行わない場合は控訴権を失う。（控訴の手続き、控訴時間制限を参照）
２）当該控訴人は、モータースポーツ審査委員会に対し行った控訴の裁定に不服の場合は、あらためて 第３３条４－３）に従いＪＡＦのモータースポーツ中央審査委員会に控訴する権利をもつ。
３）国内競技規則１１－１－３）あるいは４）等の規則違反によりモータースポーツ　審査委員会により罰則を課された者がその罰則を不服とする場合は、第３３条４－３）に従いモータースポーツ中央審査委員会に控訴することができる。
４）国内で行われる競技会については、ＪＡＦの許可証所持者に対するモータースポーツ中央審査委員会の裁定を最終のものとする。

３．国内控訴の手続
ＪＡＦのモータースポーツ審査委員会に対し控訴する場合は、控訴人または資格ある代理人の署名した控訴する意思および理由を示す文書、およびＪＡＦが定める控訴料を添えて４．に定める時間内に競技会審査委員会に提出しなければならない。控訴料は、控訴を断念した場合は一切返還されない。

４．控訴の時間制限
１）競技会審査委員会が行った抗議の裁定あるいは決定した罰則等を不服として ＪＡＦのモータースポーツ審査委員会に控訴する場合は、その裁定または決定の告知より１時間以内に、モータースポーツ審査委員会あてに控訴する意思を示す文書に控訴料を添えて当該競技会審査委員会に提出しなければならない。
２）控訴の理由を示す文書については、競技会審査委員会に規定の時間内に控訴の意思表示および控訴料の納付を行ったことを条件に、当該告知日より４日以内に直接ＪＡＦに提出することができる。この手続きは同期間内に本連盟あてのファクシミリ、ｅメールまたは郵送で行うことができる。
所定の期間内に控訴の理由書の提出がなされなかった場合は、その控訴は断念されたものとみなされ、すでに支払われた控訴料については返還されない。
３）提出した控訴が ＪＡＦのモータースポーツ審査委員会によって裁定された後、それを不服としてＪＡＦのモータースポーツ中央審査委員会に控訴する場合は、当該控訴人は、その裁定告知日より７日以内に、あらためて控訴の趣旨および理由を示す文書ならびに控訴料をＪＡＦモータースポーツ中央審査委員会に提出しなければならない。

５．控訴中の資格の効力
モータースポーツ中央審査委員会に控訴が行われた場合でも、資格停止または資格取消の裁定は控訴とは関係なく効力を発揮し実施される。

６．控訴の審問
ＪＡＦのモータースポーツ審査委員会またはモータースポーツ中央審査委員会による控訴の審査は、受理された日から９０日以内に審問が行われ裁定される。審問の通知は関係者に対し的確に行われ、関係者は審問に応じなければならないが、必要な場合は証人を同行することができる。モータースポーツ審査委員会およびモータースポーツ中央審査委員会は､通告した関係者が出席しない場合でもその審議を行ない裁定することができる｡また、モータースポーツ審査委員会およびモータースポーツ中央審査委員会は、当事者とは無関係に全日本選手権競技会の競技参加者のうちから、本審問の裁定結果次第では直接かつ重大な影響を被る可能性のある者を要請に応じて事情聴取することができる。また、そのような可能性のある者は、自らの責任で、当該告知日より７日以内に書面によりＪＡＦに対して事情聴取を要請するものとする。

７．控訴に対する裁定
モータースポーツ審査委員会およびモータースポーツ中央審査委員会は、控訴された罰則または裁定を取消し、またはあらためて異なる罰則を課することができるが、再競技を命ずることはできない。

８．控訴料および経費
控訴に対して裁定を下す時、モータースポーツ審査委員会およびモータースポーツ中央審査委員会は事情に応じて控訴料の返還または没収、または、とくに審査で必要が生じた経費の負担について決定することができる。

９．裁定の公表
ＪＡＦは、控訴に関する裁定を公表し、または発表させ、あるいは関係者のすべての氏名を発表する権限をもつ。当該関係者は、ＪＡＦ告示を発表もしくは刊行する者に対しその行為を妨害してはならない。

第３４条　損害の補償
１．参加者および競技運転者は、参加車両および付属品等の損傷、盗難、紛失等の損害、または参加者および競技運転者が会場の設備、器物を破損させた場合の保証等は、理由の如何にかかわらず各自が責任を負わなければならない。
２．参加者，競技運転者、ヘルパー、ゲストは、ＪＡＦおよびオーガナイザーの大会役員，競技役員が一切の損害補償の責任を免除されている事を了承していなければならない。即ち、大会役員、競技役員がその役務に最善を尽くす事はもちろんであるが、万一その役務遂行によって起きたものであっても参加者、競技運転者、ヘルパー、ゲスト、大会関係者の死亡、負傷、車両損害に対しての一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第３５条　競技会の延期，中止または短縮
１．保安上または不可抗力のため競技会の実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技会の延期、中止、短縮を行う場合がある。
２．オーガナイザーは、競技会の延期のため参加者が出場できない場合または中止の場合、参加料を返還する。但し、天災地変の場合はこの限りではない。

第６章　一般規定

第３６条　参加者および競技運転者の遵守(じゅんしゅ)事項

次の事項を遵守しない参加者および競技運転者は、当該競技会において競技会審査委員会の決定により重大なペナルティーを課す場合がある。

１．全ての競技運転者は、ドライバーズブリーフィングに必ず出席しなければならない。

２．全ての参加者は、明朗かつ公正に行動し言語を慎み、スポーツマンシップに則(のっと)ったマナーを保たねばならない。

３．競技期間中は、薬品等によって精神状態を繕(つくろ)ったり、飲酒をしてはならず、許可された場所以外での喫煙を禁止する。

４．オーガナイザーや大会後援者、競技会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。

５．ゴール後、停止ラインのある場合は一旦停止すること。

６．競技コース以外の会場内での移動は、最徐行（１０㎞/ｈ以下）で運転し、ウォームアップやブレーキテストを禁止する。

７．慣熟走行を含み、競技中はヘルメット、安全ベルトを着用し、運転席側の窓およびサンルーフの窓は全閉のこと。また、その際はレーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブの着用を強く推奨するが一般に不快感を与えない長袖、長ズボン、運動靴、穴の空いていない皮製または耐火性のグローブでも良い。
競技会場内に限り、運転席側の窓内側にネットを装着することができる。

８．競技運転者は、表彰式に競技長の許可を得ずに欠席してはならない。

９．ヘルメットについて、詳しくは当該年度ＪＡＦ国内競技車両規則第４編付則「スピード競技用ヘルメットに関する指導要項」を参照のこと。

第３７条　ＪＭＲＣ中部遵守事項

１．ジムカーナ規制

・パドック移動からゴールまでの間、コースコンディション確保のため、インタークーラーウオッシャー等の使用は禁止する。

・ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権においてはレーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブの着用を義務付ける。

・電動スクレーパー等、工具を用いたタイヤ屑の除去は認められる。
ただし、作業は車体からタイヤを外した状態で行うこととし、動力を用いてタイヤを回転させながらの作業およびヒートガンの使用は禁止される。タイヤ屑は各自持ち帰ること。

２．ダートトライアル規制

・パドック内で給油する場合は、粉末消火器（国家検定合格済の薬剤質量３kg以上）を準備し、給油すること。（粉末消火器はオーガナイザーからの借用も含む）

・ＪＭＲＣ中部ダートトライアル選手権においてはレーシングスーツの着用を義務付ける。

３．ジムカーナおよびダートトライアル規制
競技車両の前後の牽引ブラケット位置を矢印ステッカー等で明示すること。

第３８条　本規則の解釈および違反

１．本規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。

２．本規則に対する違反は、競技会審査委員会が決定し罰則を与える。

第３９条　本規則の施行および記載されていない事項

本共通規則の適用は、各競技会の参加申込受付と同時に有効となる。

また、本共通規則に記載されない事項についてはＦＩＡの国際モータースポーツ競技規則に準拠したＪＡＦの国内競技規則とその細則、ＪＭＲＣ中部ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定およびスピード競技開催規定に準拠する。

以上

ＪＡＦ中部地域クラブ協議会
ＪＭＲＣ中部ジムカーナ部会
ＪＭＲＣ中部ダートトライアル部会

２０２４ＪＭＲＣ中部ラリーカレンダー

月	日	JAF全日本・地方選手権		ＪＭＲＣ中部		
		全日本	中部・近畿	チャンピオン	チャレンジ	その他関連イベント
1/	6 ～ 7					
	13 ～ 14					
	20 ～ 21					
	27 ～ 28					
2/	3 ～ 4					
	10 ～ 11					
	17 ～ 18					
	24 ～ 25					
3/	2 ～ 3	3/1-3 ①愛知(T)				
	9 ～ 10					
	16 ～ 17					
	23 ～ 24					
	30 ～ 31					
4/	6 ～ 7					
	13 ～ 14	12-14 ②佐賀(T)				
	20 ～ 21					
	27 ～ 28	26-28 ③愛媛(T)				
5/	4 ～ 5					
	11 ～ 12	10-12 ④京都(T)				
	18 ～ 19		18-19 ①愛知(MASC) ※			
	25 ～ 26					
6/	1 ～ 2					
	8 ～ 9	7-9 ⑤群馬(T)				
	15 ～ 16					
	22 ～ 23		22-23 ②三重滋賀(ON!) ※			
	29 ～ 30					
7/	6 ～ 7	5-7 ⑥北海道(G)				
	13 ～ 14					
	20 ～ 21		20-21 ③京都(TOF) ※			
	27 ～ 28					
8/	3 ～ 4					8月以降予定で調整中 三重 こもの福王アベレージラリー(ON!) ※
	10 ～ 11					
	17 ～ 18		17-18 ④京都(OECU-AC) ※			
	24 ～ 25					
9/	31 ～ 1					
	7 ～ 8	6-8 ⑦北海道(G)				
	14 ～ 15		14-15 ⑤兵庫(SHNDAI) ※			
	21 ～ 22					
	28 ～ 29					
10/	5 ～ 6					
	12 ～ 13		12-13 ⑥愛知(SHIROKIYA) ※			
	19 ～ 20	18-20 ⑧岐阜(T)				
	26 ～ 27					
11/	2 ～ 3					
	9 ～ 10					
	16 ～ 17					
	23 ～ 24					21-24 Rally JapanのJMRC併催イベントが行われた場合(JMRC)※
12/	30 ～ 1					
	7 ～ 8					7-8 WOMEN'S RALLY IN 恵那 2024(MASC) ※
	14 ～ 15					
	21 ～ 22					
	28 ～ 29					

※ ： ＪＭＲＣ中部互助会適用可能イベント
丸数字 ： 選手権戦数
全日本ラリー選手権路面 T : ターマック、G : グラベル、S : スノーアイス

2024年ＪＭＲＣ中部ラリーシリーズ共通規則書

第１章　総則

本共通規則は2024年に開催されるＪＡＦ中部地域クラブ協議会（以下ＪＭＲＣ中部と称する）ラリーシリーズ競技会に適用される。
本共通規則書に記載されていない競技運営に関する実施細目および指示項目は、各競技会特別規則書および公式通知によって示される。尚、各競技会特別規則書に記載された内容は、それの指示する範囲において本共通規則より優先する。
また、各競技会の競技参加者および競技運転者（クルー）は2024年ＪＡＦ国内競技規則およびその細則、2024年ＪＡＦ国内競技車両規則、ＪＡＦの公示、本共通規則、ＪＭＲＣ中部ラリーシリーズ戦規定および各競技会特別規則を熟知・承認して参加するものとする。

第２章　特別規則書に記載する内容

公示

本競技会は、ＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則およびその付則ならびにそれに準拠した日本自動車連盟（ＪＡＦ）の国内競技規則およびその細則（2024年日本ラリー選手権規定）、ＪＭＲＣ中部共通規則、ＪＭＲＣ中部ラリーシリーズ戦規定、および本大会
特別規則に従って開催される。

第１条　競技会のスケジュール

１）参加申込の開始日時　：
２）参加申込の締切日時　：
３）レッキの受付日時および場所　：
４）レッキブリーフィングの日時および場所：
５）レッキの開始日時
６）参加確認の日時および場所　：
７）公式車検の日時および場所　：
８）第一回審査委員会の日時および場所　：
９）ブリーフィングの日時および場所　：
10）スタートリスト発表の日時および場所　：
11）スタートの日時(1号車)および場所　：
12）フィニッシュの日時(1号車)および場所：
13）再車検の日時および場所　：
14）暫定結果の発表日時および場所（予定）：
15）表彰式の開催日時および場所　（予定）：

第２条　競技会の名称

2024ＪＭＲＣ中部ラリーチャンピオンシリーズ第○戦　　○○○ラリー
2024ＪＭＲＣ中部ラリーチャレンジシリーズ第○戦　　○○○ラリー

第３条　競技会の格式

ＪＡＦ公認：○○格式競技　　公認番号：2024－００００号

第４条　競技種目

ラリー競技開催規則の細則「スペシャルステージラリー開催規定」に従ったスペシャルステージラリー

第５条　開催日程、開催場所および競技距離

1）2024年　　月　　日（　）～　　日（　）○日間
2）○○をスタート及びフィニッシュとする約○○km

第６条　競技会本部（ヘッドクォーター／略称ＨＱ）

1）所在地、名称、電話番号
2）競技会本部開設および閉鎖時間
3）競技会本部レイアウト図（細則）

第７条　競技内容

1）スペシャルステージの路面　　：
2）総走行距離　　：
3）スペシャルステージの合計距離：
4）スペシャルステージの数　　：
5）セクションの数　　：
6）レグの数　　：
7）レッキ　　：具体的な実施方法を明記

第８条　オーガナイザー

ＪＡＦ登録加盟クラブ「名称、所在地、代表者氏名」

第９条　大会役員

組織委員長　：
組織委員　　：　　組織委員　　：

第１０条　競技会主要役員

【審査委員会】
審査委員長　：　　（ＪＭＲＣ中部派遣）
審査委員　　：　　（ＪＭＲＣ近畿派遣）＆（組織委員会任命）
【主要オフィシャル】
競技長　　：　　副競技長　　：
コース委員長：　　計時委員長　　：
技術委員長　：　　サービス管理者：
救急委員長　：　　事務局長　　：
【コンペティターリレーションズオフィサー】

第１１条　参加申込および参加料

参加申込は、ＪＡＦ公認ラリー参加申込書（ＪＭＲＣ中部統一様式）に必要事項を正確に記入し、参加料および保険料（オーガナイザーによる保険加入の場合）を添えて行うこと（受付期間内必着）。

参加申込先および問合せ先（大会事務局）：　　参加受付期間　：
提出書類　　：　　参加料　　：
支払方法および期限　　：
その他（サービス他、有料の場合には全て記載）

第１２条　競技会有効任意保険

1）競技参加者は、ラリー競技に有効な対人賠償保険（又は各種共済等）及び搭乗者保険（又は各種共済等）対物賠償保険（又は各種共済等）に加入すること。
2）未加入者は、主催者の特別規則書等に記載された手続きを行うこと。
3）当該競技会に有効な任意保険に加入済みの競技参加者は、保険証書または保険の加入を証明できる書類の写しを必ず同封すること。

第１３条　整備作業

1．整備作業の監督を担当する競技役員名：
2．整備作業を行うことができる場所：
3．サービスカーの管理方法：
4．整備作業の報告
5．整備作業の範囲
　1）タイヤの交換
　2）ランプ類のバルブ交換
　3）点火プラグの交換
　4）Ｖベルトの交換
　5）各部点検増締め
　6）整備申告書の提出によりオーガナイザーが認めた1）～5）以外の整備作業
上記１）～５）以外の整備作業を行なう場合は、競技会技術委員長の許可を得て行ない、整備作業後には所定の整備申告書を必ず提出すること。
6．ラリー競技開催規定細則：スペシャルステージ開催規定第3章第16条サービスに該当しないサービスを設ける場合、細則に記載すること。

第１４条　賞典

第１５条　ラリー行程表（細則）

第３章　競技参加に関する基準規則

第１６条　参加車両

チャンピオンシリーズについては2024年ＪＡＦ国内競技車両規則第２編ラリー車両規定（ＲＪ・Ｒ・ＲＦ・ＲＰＮ・ＡＥ）に従った車両とし、チャレンジシリーズについてはこれに加えてＦＩＡ公認車両またはＪＡＦ登録車両で、２００２年１２月３１日以前に運輸支局等に初度登録され、かつ２００２年ＪＡＦ国内競技車両規則第３編ラリー車両規定に従った車両（ＲＢ車両）も参加できる。但し、いずれの車両も下記の条件を満たすこと。

1．純正又は車検対応マフラーを装着していること。
　ＲＰＮ・ＡＥ車両は、2024年ＪＡＦ国内車両規則に準じること。
2．各車両規定に定められている仕様の消火器を装備すること。
3．非常用停止表示板（三角）２枚、赤色灯、非常用信号灯（発炎筒）、牽引用ロープ、ＯＫ／ＳＯＳマーク（Ａ３）２枚、救急用品を携行していること。

非常用停止表示板（三角）及びＯＫ／ＳＯＳマークは、クルーが着座した状態で工具を使用することなく取り出せる場所に設置すること。

4．メーカーラインオフ時に装備されている安全ベルト（３点式等）に加え、４点式以上の安全ベルトを装備すること。６点以上のＦＩＡ公認安全ベルトの装着を強く推奨する。

5．2024ＪＭＲＣ中部ラリーチャンピオンシリーズおよびチャレンジシリーズで使用できるタイヤは市販タイヤに限る。但し特別規則書により、使用できるタイヤ及び本数を制限できる。

6．ＤＥ－1 クラスで使用されるタイヤは、最大幅 245 ミリ（タイヤに刻印されたサイズ）の最大幅を超えていないこと。
※2025 年全日本ラリー選手権統一規則の見直しに伴い、2025 年ＤＥ－1 クラスのホイールおよびタイヤサイズの変更を実施する。

7．１本または複数のスペアタイヤを搭載しなければならない（但し、当初の車両にスペアタイヤが搭載されていない場合はこの限りではない）。

8．エアクリーナーケースを変更することは出来ない。但し、フィルターエレメントの材質は自由とする。

9．過給器付車両へのエアリストリクター装着は任意とする。ただし、装着する場合、そのサイズは、最大内径33mm（外径39mm未満）とするが、RRN車両のリストリクターは公認サイズでなければならない。過給機ハウジング内径が市販状態で32mm以下である場合はリストリクターの装着は不要とする。
ＤＥ－1クラスについては、エアリストリクターを装着しない場合は、ECUの変更・改造は一切認められない。

第１７条　クラス区分

１．ＪＭＲＣ中部ラリーチャンピオンシリーズ

① ＤＥ－６クラス
- 気筒容積が１５００ｃｃ以下のＲＰＮまたはＲＦ車両（ＡＴに限定）。
  なお、ＲＰＮ車両については、同一車両型式の最も古いＪＡＦ登録年が２００６年1月1日以降の車両のみ参加が認められる。
- ＡＥ車両（気筒容積別区分なし）。

② ＤＥ－５クラス
- 気筒容積が１５００ｃｃ以下のＲＪ、ＲＰＮまたはＲＦ車両。
  なお、ＲＰＮ車両については、同一車両型式の最も古いＪＡＦ登録年が２００６年1月1日以降の車両のみ参加が認められる。

③ ＤＥ－２クラス
- 気筒容積が１５００ｃｃを超え２５００ｃｃ以下のＲＪ、ＲＰＮまたはＲＦ車両。
- 気筒容積が２５００ｃｃを超える２輪駆動のＲＪ、ＲＰＮまたはＲＦ車両。
  なお、ＲＰＮ車両については、同一車両型式の最も古いＪＡＦ登録年が２００６年1月1日以降の車両のみ参加が認められる。
- ２輪駆動の RRN 車両。

④ ＤＥ－１クラス
- 気筒容積が２５００ｃｃを超える４輪駆動のＲＪ、またはＲＦ車両。
- ４輪駆動の RRN 車両。

2．ＪＭＲＣ中部ラリーチャレンジシリーズ
気筒容積、駆動方式および異なる車両区分（ＲＪ、ＲＢ、ＲＦ、ＲＰＮ、ＡＥ、RRN）によるクラス区分は行わない。
なお、主催者の判断により、独自の賞典を設けることは制限しない。

第１８条　参加資格

1．ＪＭＲＣ中部ラリーチャンピオンシリーズ
1）競技参加者は当該年有効なＪＡＦ競技参加者許可証を所持していなければならない。但し、クルーが競技参加者を兼ねる場合、この限りではない。
2）クルーは当該年有効なＪＡＦ国内競技運転者許可証Ｂ以上を所持していること。
3）クルーは参加車両を運転するのに有効な運転免許証を所持していなければならない。
4）ＪＡＦ登録クラブ員で、かつ所属クラブ代表者が責任を持てる者。
但し、地方選手権クラスのみの参加の場合、この限りではない。

2．ＪＭＲＣ中部ラリーチャレンジシリーズ
上記１．１）～４）に、下記１）～４）を追記する。
1）ドライバーはドライバーとして、過去５年以内のＪＭＲＣ各地域のラリーシリーズまたはＪＡＦ全日本・地方ラリー選手権においてシリーズ３位以内となった経験が無い者であること。
2）ＪＭＲＣ中部加盟クラブ員であり、かつ各クラブ代表者が責任を持てる者であること。
3）上記１）および２）以外の者においても、所属する地域クラブ協議会の共済会もしくはそれに準ずる制度に加入していることを条件に、主催者の判断により参加を認める。
但しその場合、上記１）に該当しない者を含むクルーは賞典外とし、ポイントを獲得することはできない。
4）参加資格について疑義がある場合は、その証明責任は参加者にあるものとする。

第１９条　参加受理

1．正式参加受理は、参加申込締切後５日以内に各参加者宛に通知する。（ファクシミリまたはeメール等のオーガナイザーが定めた電子的通信手段によって行うことができる。）
2．オーガナイザーは、理由を示すことなく参加拒否する権限がある。
3．参加不受理の場合は、事務諸経費２０００円を差し引いて参加料を返還する。また、正式参加受理後、参加料および提出書類は一切返還されない。
4．正式参加受理後のクルーの変更は認められない。但し、コ・ドライバー及び参加車両については、参加者から理由を付した文章が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
5．参加車両の変更は、同一クラス内に限り競技会３日前までに競技会審査委員会が認めた場合変更できる。
6．正式参加受理後の全ての変更は、参加者が理由を付した正式文書に変更手数料２０００円を添えてオーガナイザーに届けるものとし、競技会審査委員会の承認を
必要とする。

第２０条　参加台数

参加台数は、原則として全クラスを通じ最大７５台とする。申込台数が７５台を超えた場合は、競技会組織委員会の選考により決定する。

第４章　競技に関する基準規則

第２１条　競技会受付（参加確認）

競技会受付では、競技参加者許可証、参加受理書、クルーの運転免許証、競技運転者許可証、健康管理カード、参加車両の自動車検査証（自動車検査証記録事項および付帯書類等）、自動車損害賠償責任保険証、ラリー競技に有効な自動車保険証書（加入が明確に確認できるもの)、又はこれに該当する書類・参加車両申告書等必要書類を速やかに提出すること。

第２２条　車両検査

技術委員により参加車両の検査、サービス作業の管理およびマーキング・封印を行う場合がある。車両検査の合否の最終的な判定は技術委員長の判断となる。

１．クルーは車両の主要諸元を証明するための当該自動車製造者発行のカタログ、パンフレット等（新型車解説書、整備解説書等を含む）を、常に携帯すること。
また公認車両は前記書類の他に公認書および公認付属書も携帯すること。

２．車両検査はタイムスケジュールに従って指定の場所で受けなければならない。
車両検査を受けていない場合（競技会審査委員会が不可抗力と認めた場合を除く）および車両検査不合格の場合（競技会審査委員会は規則に合致させるための限られた修復時間を与える場合がある）はそれ以降の出走はできない。

３．クルーの装備品
当該年国内競技車両規則第５編細則ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する細則に従ったヘルメットおよびレーシングスーツを着用すること。また、グローブも着用すること（コ・ドライバーは任意）。

４．競技参加者が車載カメラ等を装着する場合、その装置は以下の要件を満たさなければならない。
・車体の表面からはみ出してはならない。
・コクピット内では、ダッシュボードの最後端点を通る垂直横断平面とドライバー/コ・ドライバー（ナビゲーター）座席の最後端点を通る垂直横断平面の間にカメラを設置することは（その取付け部位を含めて）禁止される。
・取り付けは、ネジ止め、金属ネジ止め、ネジ止めクランプ、金属インサートのみでおこなわなければならない。（禁止：接着剤、両面テープ、粘着剤、吸盤など）
・取り付けはロールバーに堅牢に固定し、ロールバーからの突出量は最低限に抑えること。ロールバーに対する加工、改造は認められない。
・競技会公式車両検査の前に設置なければならない。
・クルーの視界、緊急時の出入り、脱出の妨げになってはならない。

５．最終タイムコントロール通過後、指示された車両に対し最終車両検査を行う。また、競技会審査委員会または競技会技術委員長が必要と判断した場合、もしくは抗議の内容により必要とされる場合、分解を伴う検査を行う。最終車両検査の対象になった競技参加者はその指示に従うこと。その際の分解、組付けに必要な工具・部品・費用は全て競技参加者の負担とする。

６．ＪＭＲＣ中部ラリーシリーズで重量測定の確認を行う場合は、ＪＡＦ国内競技車両規定第２編ラリー車両規定第９条で定められた各数値とする。

第２３条　コントロール

１．オフィシャルの用意する時計によって計時される。
２．指定するコントロールについては特別規則書または公式通知に明記することにより、タイムペナルティを与えることなく目標時刻より前にチェックインさせることができる。
３．コントロールは、ラリー競技開催規定細則、スペシャルステージラリー開催規定第３章第23、第24、第25条に従って行われる。

第２４条　スペシャルステージ

１．スペシャルステージの計測は１/１０秒まで計測する。
２．スペシャルステージは、ラリー競技開催規定細則、スペシャルステージ開催規定第３章第26条に従って行われる。

第２５条　順位決定

競技結果はスペシャルステージで記録された所要時間と、ロードセクションその他で課せられたペナルティーを合計して決定される。
合計タイムが同じ場合は下記の順により順位を決定する。
１．最初のスペシャルステージ区間の所用時間が少ない者。
２．次のスペシャルステージ区間の所用時間が少ない者。
３．競技会審査委員会が最終決定する。

第５章　抗議

第２６条　抗議

１．参加者は自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第１２条に従い、抗議する権利を有する。
　１）抗議を行う場合は、必ず文書にて理由を明記し、２１，２００円（準国、地方競技）、５３，３００円（国内競技）を添えて競技長に提出すること。
　２）抗議が正当と裁定された場合抗議料は返却される。
　３）抗議により車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者が、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は競技会技術委員長が算出する。
　４）審判員の判定、計時装置、安全上の判断に伴うタイヤの追加に関する競技長宣言に対して抗議することはできない。
　５）競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。
２．抗議の時間
　１）競技会技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
　２）成績に関する抗議は、暫定結果発表後３０分以内に提出しなければならない。

第６章　競技会の延期、中止、または短縮

第２７条　競技会の延期、中止、または短縮

１．競技会審査委員会は保安上もしくは不可抗力などにより競技の運営に支障がある場合、競技会の延期、中止、短縮および内容の変更を決定することができる。
２．延期されたために競技会への参加が不可能となった場合、オーガナイザーの指示する期間内に返還要求を行うことにより参加料は返還される。
３．中止になった場合、参加料は返還される。

4．競技の進行が全ての参加車両に対して、不可能または著しい障害になった場合、または他に及ぼす影響等で競技の続行ができなくなった場合、競技会審査委員会の承認のもと競技長の判断により、打ち切りおよび特定区間の中断を行う。
5．競技が打ち切りになった場合の成績は、競技打ち切り時点までにおけるものとし競技は成立する。また、打ち切りおよび特定区間の中断により、クラスごとに採点される区間が異なる場合がある。

第７章　損害の補償

第２８条　損害の補償

1．競技参加者、クルーは参加車両およびその付属品が破損した場合および第三者に損害を与えた場合、その修復等に対する責任を自己が負わなければならない。
2．競技参加者、クルーはＪＡＦ、オーガナイザー、大会役員、オフィシャル、道路管理者、警察および関係省庁が一切の損害事故の責任を免除されていることを了承しなければならない。すなわち競技役員がその役務遂行に最善を尽くすことはもちろんであるが、競技参加者、クルー、サービス員の負傷、死亡その他車両の損害賠償に対してＪＡＦ、オーガナイザー、大会役員、オフィシャル、道路管理者、警察および関係省庁は一切補償責任を負わない。
3．競技参加者、クルー、サービス員が競技中に起こしたオーガナイザーおよび役員車またその設備や道路関係施設、会場施設・備品、樹木等の事故はいかなる場合も競技参加者が責任をもって賠償するものとする。

第８章　規則の解釈および施行

第２９条　本共通規則の解釈

本共通規則、競技会特別規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。

第３０条　罰則

1．ラリー競技開催規定細則「スペシャルステージラリー開催規定」第２８条に従う。
2．規則違反、または競技役員の指示に対する不遵守は、国内競技規定に記載されている条項に従って罰則が適応される。
3．本規則に関する罰則及び本規則に定められていない罰則の選択については、競技会審査委員会が決定する。
4．レッキ中の自己・違反・暴走に対し競技会審査委員会の裁定により、失格またはタイムペナルティ60秒を上限とする罰則が適用される。

第３１条　本共通規則の施行ならびに記載されていない事項

1．本共通規則の適用は本シリーズ競技会に適用されるもので参加確認と同時に有効となる。
2．本共通規則に記載されていない競技に関する事項は、ＪＡＦ国内競技規則、ラリー競技開催規定、およびその細則に従う。
3．公式通知はその示す範囲において、すでに示された事項に優先する。
4．各規則書発行後、ＪＡＦによって決定された事項は、すべての規則に優先する。

ＪＡＦ中部地域クラブ協議会 ラリー専門部会

2024ＪＭＲＣ中部ラリーシリーズ戦規定

第１条　目的

ＪＡＦ中部地域クラブ協議会のラリーシリーズとして参加者及びオーガナイザークラブ間の親睦および初級者・若年者の育成を図り、ラリー競技およびＪＭＲＣ中部の発展を目的とする。

第２条　シリーズ戦

１．下記のシリーズを設ける。

１）ＪＭＲＣ中部ラリーチャンピオンシリーズ

２）ＪＭＲＣ中部ラリーチャレンジシリーズ

２．上記の２つのシリーズは同一競技会において併催することができる。但し併催の場合、参加者は２つのシリーズに重複して参加することはできない。

第３条　部門

下記の部門を設ける。

１．各クラス・ドライバー部門

２．各クラス・コ・ドライバー部門

第４条　クラス区分

１．ＪＭＲＣ中部ラリーチャンピオンシリーズ

① ＤＥ－６クラス

・気筒容積が１５００ｃｃ以下のＲＰＮ、ＲＦ車両（ATに限定）。

・ＡＥ車両（気筒容積別区分なし）。

なお、ＲＰＮ車両については、同一車両型式の最も古いＪＡＦ登録年が２００６年1月1日以降の車両のみ参加が認められる。

② ＤＥ－５クラス

・気筒容積が１５００ｃｃ以下のＲＪ、ＲＰＮ、ＲＦ車両。

なお、ＲＰＮ車両については、同一車両型式の最も古いＪＡＦ登録年が２００６年1月1日以降の車両のみ参加が認められる。

③ ＤＥ－２クラス

・気筒容積が１５００ｃｃを超え２５００ｃｃ以下のＲＪ、ＲＰＮまたはＲＦ車両。

・気筒容積が２５００ｃｃを超える２輪駆動のＲＪ、ＲＰＮまたはＲＦ車両。

・２輪駆動のＲＲＮ車両。

なお、ＲＰＮ車両については、同一車両型式の最も古いＪＡＦ登録年が２００６年1月1日以降の車両のみ参加が認められる。

④ ＤＥ－１クラス

・気筒容積が２５００ｃｃを超える４輪駆動のＲＪ、またはＲＦ車両。

・４輪駆動のＲＲＮ車両。

２．ＪＭＲＣ中部ラリーチャレンジシリーズ

気筒容積、駆動方式および異なる車両区分（ＲＪ、ＲＢ、ＲＦ、ＲＰＮ、ＡＥ、ＲＲＮ）によるクラス区分は行わない。

なお、主催者の判断により、独自の賞典を設けることは制限しない。

第５条　ポイント

１．チャンピオンシリーズ戦については、各クラスのドライバーおよびコ・ドライバーに対し、ＪＡＦ地方ラリー選手権の順位に従って下表のポイントを与え、下記に示す有効ポイントの合計で順位を決定する。

チャレンジシリーズ戦については、下表のポイントを与え、下記に示す有効ポイントの合計で順位を決定する。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
ポイント	２０	１５	１２	１０	8	6	4	3

２．競技会において、各クラス出走台数が１台以上でクラス成立とする。
チャレンジクラスにおいては、出走台数が２台以下の場合は１位１０ポイント、２位7ポイントとする。

３．ポイント対象者は各競技会参加時においてＪＭＲＣ中部に加盟するクラブ・団体の所属員（クラブ員）であること。

４．成立した競技会が７戦以上の場合は高得点順に６戦を、６戦以下の場合は全戦有効ポイントとする。

５．有効ポイントが同点の場合は、下記の方法で順位を決定する。

１）全開催数が３戦以下の場合、当該年度における当該ラリーシリーズのオーガナイザークラブ・団体に所属する者を上位とする。
２）上位ポイントの獲得回数の多い順。
３）当該競技者が得た全てのポイントのうち、上位ポイントの獲得回数の多い順。
４）地方選手権の各クラスにおける参加台数の多い競技会のポイントを優先する。
５）ＪＭＲＣ中部ラリー部会にて決定する。

６．国内競技車両規則違反に起因する失格を決定された競技者（ドライバー、コ・ドライバーは、失格となった競技会を含み、以前のポイントを剥奪する。

７．上記６．に該当する者がいた場合、各競技会のポイントの再集計は行わず、シリーズ順位のみを繰上げる。

８．ＪＭＲＣ中部ラリーチャンピオンシリーズにおいては、近畿地区において開催されるＪＡＦ中部・近畿ラリー選手権戦もポイント獲得対象競技会とする。

９．各シリーズにおいて競技会３戦以上の成立でシリーズの成立とする。
なお、チャンピオンシリーズにおいては近畿地区において開催されるＪＡＦ中部・近畿ラリー選手権戦も含むものとする。

第６条　競技規則違反

１．再車検を拒否した場合は、その競技会は失格とし、かつ当該シリーズのポイントは全て剥奪し、以降当該年度の当該シリーズ戦競技会への参加を認めない。

２．オーガナイザーが事前走行と認めた車両に乗っていた者は、それまでの全てのシリーズポイントを剥奪し以降該年度の全てのシリーズ戦への参加を認めない。

第７条　シリーズ表彰

各シリーズともに各クラス・各部門１位を表彰対象とする。但し、参加台数およびクラス成立した競技会回数により表彰対象枠の変更を行なう。表彰対象者には表彰式招待状をもって通知する。

第８条　シリーズ表彰式

「ＪＭＲＣ中部 Motor Sports Day 2025」 にて開催される表彰式で行なう事を原則とする。

第９条　シリーズ入賞者の義務

入賞者は表彰式への出席を義務付ける。 但しやむを得ず出席できない場合は、その理由と代理人をラリー専門部会に報告すること。

第１０条　個人情報の取扱等について

主催者は、参加申込書に記載された個人情報等については、厳重に管理し、当該競技運会運営上および当該主催者が主催する別の競技会等への参加募集以外には使用しない。

但し、収集した個人情報等は、開催許可申請の為、警察、地方自治体等の関係機関の要求に基づき必要最小限の範囲で開示される場合がある。また、競技結果等には、参加者氏名、所属クラブ、車両名等の情報が掲載され、個々の承諾を得る事無く、ホームページなどで競技参加者の人物や車両の写真と共に公開される事もある。

さらに、主催者は参加申込書等に記載された個人情報等を、シリーズ成績集計及び表彰案内等に限りＪＭＲＣ中部事務局に提出する。参加者は、上記を理解し、承諾した上で参加申込を行うものとする。

第１１条　本シリーズ規定の解釈

本規定の解釈に疑義が生じた場合は、JMRC中部運営委員会の決定を最終とする。

第１２条　規定の施行

本規定は2024年1月1日より施工する。

本規定の改定、追加項目に関してはJMRC中部ラリー専門部会ホームページにて公示する。

ＪＡＦ中部地域クラブ協議会 ラリー専門部会

ＪＡＦ中部地域クラブ協議会
会　　則

第1条 名 称

本会は、ＪＡＦ中部地域クラブ協議会と称する。

略称としてＪＭＲＣ中部（JAF Motor sports Clubs Regional Conference）を使用する。

第2条 事務所

本会の事務所は運営委員長が指定する。

第3条 目 的

本会は、本会を構成するクラブ・団体によるモータースポーツ活動の振興と安全の高揚およびクラブ・団体の質的向上を図り、クラブ活動の円滑化の促進を行うと共にＪＡＦとの連絡調整を行うこと目的とする。

第4条 活 動

本会は、第３条の目的達成をするために次の活動を行う。

１．競技振興に関する事

１）振興に必要な事業活動の企画、協議を行う。

２）各種規則・規定の運用を指導し、その遵守を徹底する。

３）各種規則・規定の運用に当たり、統一見解を設ける必要が生じた場合、その協議を行い必要事項についてＪＡＦとの連絡調整を行う。

２．安全に関する事項

競技の安全に関する研究、協議、研修、指導要項の作成および実施の徹底

３．加盟するクラブ・団体間の情報交換ならびに連絡調整

１）本会に加盟するクラブ・団体へのモータースポーツに関する情報の提供および本会に加盟するクラブ・団体相互の情報交換

４．その他

１）全国他地域のＪＭＲＣとの交流および情報交換

２）共済会の運営管理および全国共同共済の参加

３）他、本会の目的を達成するために必要な活動

第5条 構 成

本会は、中部地域内（富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）に所在する会員をもって構成する。

１．本会は、次の会員をもって構成する。

１）正会員

２）賛助会員

２．会員の資格

１）正会員はＪＡＦ登録クラブ・団体およびＪＭＲＣ中部承認クラブ・団体とする。
ＪＭＲＣ中部承認クラブ・団体は、モータースポーツ活動を目的とする５名以上、１０名以下で構成されるクラブ・団体で、ＪＡＦ登録クラブ・団体への変更の意思を有し、ＪＡＦの競技許可証所持者が１名以上在籍していること。

２）賛助会員は、本会の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人または団体で正会員の推薦により運営委員会において承認された者とする。

第6条 組 織

本会は、次の機構をもって組織される。

１．クラブ・団体代表者会議
２．運営委員会
３．理事会
４．専門部会
５．専門委員会
６．事務局

第7条 クラブ･団体代表者会議

１．本会は、本会に加盟するクラブ・団体代表者会議（以下、代表者会議という）を年１回１月に開催する。
２．代表者会議は次の事項を審議決定する。
　１）会則ならびに本会の諸規定の制定、変更、廃止
　２）活動計画および収支予算の承認
　３）活動報告および決算報告の承認
　４）当該年度の運営委員の承認
　５）会費負担基準の決定および変更
３．代表者会議は、構成クラブ・団体代表者の３分の２以上の出席により成立する。但し、委任状をもって出席と認める。
４．代表者会議の議決権は正会員のクラブ・団体を１個とし、その議決権は出席過半数をもって決定する。但し、賛助会員は、議決権を有しない。
５．運営委員長は、必要と認めた場合、運営委員会の承認を得て臨時クラブ・団体代表者会議を召集できるものとする。

第8条 運営委員会

運営委員会は、運営規定により選出された以下の運営委員で組織構成される。

１．運営委員長　　１名
２．副運営委員長　　２名
３．専門部会長　　専門部会数に依る
４．委員会委員長　　委員会数に依る
５．事務局長　　１名
６．運営委員長が指名したＪＡＦモータースポーツ専門部会員　　若干名
７．前年度運営委員の推薦で委員長が認めた者　　若干名

第9条 理事会

理事会は、運営規定第７条により選出された１５名以内の理事で組織構成される。

第10条 専門部会

１．本会は次の専門部会を置く。
　１）レース専門部会
　２）ジムカーナ専門部会
　３）ラリー専門部会
　４）ダートトライアル専門部会
　５）競技会審査委員グループ
　　①スピード競技審査委員グループ
　　②ラリー審査委員グループ
２．各部会の定員は、部会長を含み１５名以下の委員で構成される。

第11条 専門委員会

１．本会は、次の委員会を置く。

１）総務広報委員会

２）事業企画委員会

３）共済管理委員会

２．各委員長は上記職務遂行のため若干名の委員を指名し委員会を組織する。指名される委員が運営委員の場合は兼任を妨げない。但し、運営委員以外の委員を指名する場合、運営委員長の承認を必要とする。

第12条 会 議

１．本会は、下記の会議を開催して円滑な運営を図る。

１）代表者会議

２）運営委員会会議

３）理事会会議

４）合同委員会会議

５）合同専門部会会議

その他、運営委員長が必要と認める会議。

上記会議の必要な経費の支出は、これを認めるものとする。

第13条 会 計

１．本会の経費は、次の収入をもってこれにあてる。

１）クラブ・団体からの運営規定に定める入会金・会費

２）本会が行う事業の収益金

３）ＪＭＲＣ中部共済会からの運営管理費

４）企業、団体からの補助金・賛助金等

５）その他

２．その他、特別な活動をする場合は特別会計をもって行うものとする。

３．本会の会計年度は、前年の１２月１日より同年１１月末日とする。

第14条 役員の職務

１．運営委員長

１）運営委員長は、本会を代表し会務を執行する。

２）代表者会議の議長となり会議の運営にあたる。

３）地域内に所在するクラブ・団体の活動の推進について指導する。

４）本会の代表として、ＪＡＦおよび他地区ＪＭＲＣとの交流・連絡・調整を図る。

２．副運営委員長

１）運営委員長を補佐し、事故・その他の場合はその職務を代行する。

２）副運営委員長２名は、専門部会部門および委員会部門をそれぞれ担当し、担当部門の統括管理を行い本会の質的向上を図る。

３．専門部会長

運営規定による。

４．委員会委員長

運営規定による。

５．事務局長

運営規定による。

第15条 特別委員会

本協議会において、単年度内における単一事業および処理しなければならない単一項目が発生した場合、運営委員長は運営委員会の決定により特別委員会を設置できるものとする。本委員

会の委員長は、運営委員長がこれにあたるものとする。
但し、選挙管理委員会およびクラブ代表者会議実行委員会は、毎年必要な時期にこれを設置する。

第16条　事業年度

本協議会の事業年度は毎年１月１日に始まり、同年１２月３１日をもって終了する。

第17条　解　散

本会の継続に重大な支障が生じた場合、解散することが出来る。
解散時に会計の決算を行い、欠損金が生じた場合は、正会員で公平に負担する。
剰余金が生じた場合は、代表者会議において有益と認められた団体にこれを寄付する。

第18条　会則の変更

会則の変更については、本会に加盟するクラブ・団体代表者からの提案を運営委員会において審議し、理事会の承認のもとに代表者会議の決定を得て行う。

第19条　細　則

本会則に定めるものの他、本会の事業の運営上必要な細則は、運営委員会の決定により別に定める。

第20条　付　則

本会則は、昭和５６年８月９日より施行する。

１９８８年　１月２９日改定
１９９１年　２月　３日改定
１９９９年　１月１６日改定
２０００年　１月　９日改定
２００２年　１月１２日改定
２００４年　１月１０日改定
２０１５年　７月２０日改定
２０１９年　１月１２日改定
２０２２年　２月２７日改定

ＪＡＦ中部地域クラブ協議会
運　営　規　定

第1条 目 的

本規定はＪＡＦ中部地域クラブ協議会（以下、ＪＭＲＣ中部という）の運営を円滑に行うことを目的とする。

第2条 運営委員会委員の選出

本会会則第８条の規定による運営委員会委員の選出は、次の事項による。

１．次年度の運営委員の選出は、前年度の１１月末日までに選出され、代表者会議の承認を得るものとする。

２．運営委員の定員は**最大２５名**とする。

１）第６条により選出された正副運営委員長
２）次年度運営委員長指名による専門部会長
３）次年度運営委員長指名による専門委員長
４）次年度運営委員長指名による事務局長
５）会則第８条の６．７．による者

第3条 運営委員会の開催

１．本会は運営委員会を原則として毎月開催し、その日程は代表者会議にて公表される。
但し、運営委員長は必要に応じて、臨時運営委員会を召集することが出来る。

２．運営委員会の召集は文書にて運営委員に発送しなければならない。
但し、緊急を要する場合はこの限りではない。

３．出席出来ない運営委員は、全権を委任した代理人を出席させることが出来る。
この場合、代理人は委任された運営委員からの委任状を運営委員長に提出することによって代理人と認められるものとする。

４．運営委員会にオブザーバーの出席を認める。
但し、事前に運営委員長の承認を必要とする。

第4条 運営委員会の協議事項

運営委員会は次の事項についての協議・処理を行う。

１．ＪＡＦから負託された事項
２．ＪＡＦに提案すべき事項
３．運営委員および各部会・委員会からの審議依頼事項
４．その他、必要と認められる事項

第5条 運営委員会の議決

１．運営委員会の議決は、議決権を有する出席委員の過半数によって決する。正・副運営委員長は、議決権を有しない。

２．可否同数の場合は、正・副運営委員長によってこれを決する。

第6条 正･副運営委員長の選出

１．正・副運営委員長の任期は１期３年とする。

２．運営委員長の任期の完了する年度の１１月末日までに開催する運営委員会において選挙管理委員会を設置し、選挙により正・副運営委員長を選出する。

３．選挙管理委員会は理事会より３名の委員を選出しこれにあたる。
選挙管理委員会は会員に対して公示を行い、立候補または３会員以上の推薦者を有し

本人の就任の確認が取れている被選挙人に対し運営委員会にて選挙を行う。

第7条　理事会

１．理事長は理事会での互選とし、任期を３年とする。但し、その再選を妨げない。

２．理事会は、下記をもって構成する。

１）理事長

２）副理事長

３）正副運営委員長

４）運営委員会事務局長

５）運営委員会および理事会１名以上の推薦の運営委員経験者および学識経験者で理事会の承認を得た者

３．職　務

１）原則として年間４回以上の会議を開催する。

２）理事長又は、副理事長は運営委員会に出席する。

３）理事会はＪＭＲＣ中部の発展に寄与する提言を運営委員会に対して行う。

４）運営委員会の答申事項に対して協議し行い助言を行う。

５）選挙管理委員会を組織し、正副運営委員長の選出を行う。

６）運営委員会で採択された会則変更の承認を行う。

７）運営委員会より負託された賞罰に対しての裁定を行う。

８）ＪＭＲＣ中部から要請の有った競技会および事業への協力を行う。

９）ＪＭＲＣ中部の会計監査を行う。

４．付　則

１）理事長は理事の中から副理事長および、事務担当として事務理事を指名することができる。

２）理事の追加は年度途中での指名を運営委員会の承諾を得て行える。

３）理事会開催にあたり、審議事項により、運営委員より関連委員を参加させることが出来る。

第8条　専門委員会委員長の職務

原則として以下の担当委員会を組織し、運営委員会の承認のうえ委員会活動を行う。ただし事業計画によって委員会を統廃合することができる。

１．総務広報委員会

１）予算案の作成

２）資産の保全、管理

３）会則、諸規定に関する事項

４）本会の対外的な交流・交歓および全国組織との連絡調整

５）その他、運営委員会負託事項

６）ホームページを含む社会に対する広報活動の管理運営

２．事業企画委員会

１）本会の目的達成の為の活動を行うに必要な企画・事業の発案、研究、実施

２）その他、運営委員会負託事項

３．共済会管理委員会

１）ＪＭＲＣ中部共済規定に基づき、共済会の運営を管理する。

２）運用については運営委員会の決定によりこれを行う。

第9条　専門部会長の職務

１．担当部会の運営を円滑に行うため必要に応じて部会を召集し、その議長となる。

２．運営委員会に出席し担当部門の諸問題を運営委員会に提議し、審議・協議を行う。

第10条　専門部会委員の選出

１．担当部会長の指名により選出し、運営委員会の承認を得るものとする。

２．原則として委員は各シリーズから主催者、選手代表者を各１名ずつ、事務局１名とする。副委員長は選出された委員の中より１名を選出する。

第11条　専門部会の活動

専門部会の活動は次の通り行う。

１．運営委員会から指示された事項の協議およびその報告

２．協議会の活動促進および担当部門の情報交換

３．本会を通じ、ＪＡＦモータースポーツ専門部会への意見ならびに提案事項についての協議

４．審査委員グループは、各専門部会の協力のもとに審査委員を派遣し、競技の公正と質的向上を図るものとする。

５．その他、担当部門についての研究・活動の実施

第12条　JAFモータースポーツ専門部会委員の当協議会専門部会への出席義務

１．本会所属のＪＡＦモータースポーツ専門部会委員は、運営委員長の指名する当協議会専門部会への出席をするものとする。

２．ＪＡＦモータースポーツ専門部会委員は、当協議会専門部会とＪＡＦとの情報交換を図る。

第13条　専門部会の議決

専門部会および委員会の議決は出席委員の過半数をもって決する。

但し、可否同数の場合は部会長および委員長がこれを決する。

第14条　事務局長の職務

１．本会の目的達成の為の活動と会務の円滑な処理を行う。

１）会費の徴収および予算の執行

２）会計管理

３）会員管理

４）書類,資料等の管理保管

５）対外活動および連絡調整

２．事務局長は事務局員を若干名指名し事務局を構成できる。

第15条　会計監査

監査は理事会がこれを行う。

第16条　入会金･会費

本会の入会金・会費は下記の通りとし、２年ごとに総務・広報委員会において見直し、運営委員会に答申するものとする。

１．正会員

入会金		８，０００円
会　費	ＪＡＦ登録加盟団体	８５，０００円
	ＪＡＦ登録公認クラブ	８５，０００円
	ＪＡＦ登録加盟クラブ	４０，０００円
	ＪＡＦ登録準加盟クラブ	２０，０００円
	ＪＭＲＣ中部承認クラブ	１５，０００円

２．賛助会員

会　費　　３０,０００円

但し、年度内の昇格は差額を徴収しない。

第17条　入退会

１．入会手続き

１）加盟申請書、入会金、会費を添えて申請を行うものとする。

２）事務局は書類審査のうえ、１週間以内に入会の是非を通知するものとする。

３）申請内容に疑義がある場合は、運営委員会にて承認を受けるものとする。

４）年度途中の入会については、入会金および会費を全額徴収する。

５）３月末日までに更新を行わなかったクラブは新規扱いとする。

２．更新手続き

１）年度更新手続き期間は、１２月１日から３月３１日までとする。

２）入会は歴年ごとに更新し、毎年１月１日から１２月３１日までを有効とし、更新の手続きは３月末日までに行うものとする。

３）昇格、降格とも年度をまたいで更新する場合は、新規扱いとしない。

３．退会手続き

１）３月末日までに更新の手続きが無かった場合、３月３１日付けで自動的に退会となる。

２）運営委員会が退会を必要と認めたクラブについては退会とする。

４．付　則

１）新規入会の場合、入会を認められた場合に仮登録印を交付し、正登録印が交付されるまでこれを使用する。

正登録印が交付された場合、仮登録印は直ちに返却されねばならない。

２）更新の場合は、更新確認の終了後に正登録印を交付する。

第18条　付　則

本規定は、昭和５６年８月９日より適用する。

１９８８年　１月２９日改定
１９９１年　２月　３日改定
１９９６年　１月１４日改定
１９９９年　１月１６日改定
２０００年　１月　９日改定
２００２年　１月１２日改定
２００４年　１月１０日改定
２００５年　１月　８日改定
２００６年　１月１３日改定
２００７年　９月１６日改定
２０１１年１１月　８日改定
２０１５年　７月２０日改定
２０１９年　１月１２日改定

競技会救急安全委員規定

ＪＡＦ中部地域クラブ協議会（以下「ＪＭＲＣ中部」という。）は、競技会の安全運営の徹底と安全意識の高揚を図るため、本規定を制定する。

第１条　目　的

本規定の目的は、ＪＭＲＣ中部における各シリーズ戦の救急体制の充実を図り、競技会の安全性の向上に資することであり、不測の事態が発生したとき、可能な範囲で適切な応急手当を施すことができる体制を作ることにある。

第２条　適用範囲

本規定の適用を受ける競技会は、ＪＭＲＣ中部認定のシリーズ戦とする。

第３条　認定救急安全委員

本規定に定める認定救急安全委員とは、ＪＭＲＣ中部運営委員会が認めた救急安全に関する講習会を受講した者で、ＪＭＲＣ中部運営委員会が発給した有効な救急安全委員認定証を所持している者をいう。

第４条　認定講習会

前条のＪＭＲＣ中部運営委員会が認めた救急安全に関する講習会とは、運転者等の応急手当及び救急救命を内容とした講習会で、講習時間が５時間以上であって、次の各号に示す講習会とする。

１）ＪＭＲＣ中部運営委員会の各部会、委員会及び支部が主催するレスキュー講習会
２）㈳日本自動車連盟が主催する講習会
３）日本赤十字社が主催する講習会
４）市区町村の消防本部及び消防署が主催する講習会
５）その他、ＪＭＲＣ中部運営委員会が認めたもの。

第５条　救急安全委員認定証

認定講習会を受講した者は、必要書類を添えて、ＪＭＲＣ中部運営委員会に救急安全委員認定証の発給を申請する。ただし、前条第１項第１号の講習会にあっては、講習会を主催した、各部会、委員会及び支部の代表者がまとめて申請することができる。

２　ＪＭＲＣ中部運営委員会は、前項の申請を受けたときは、速やかに申請書を審査し、救急安全委員認定証を発給する。

３　第１項に定める、申請に必要な書類とは、申請書と認定講習会主催者が発行した、受講終了証等の受講を証明できるものをいう。

４　ＪＭＲＣ中部運営委員会は、認定講習会の主催者、若しくは講習会の講師が所属する団体等が発行した受講終了証等をもって、救急安全委員認定証に代えることが出来る。

５　ＪＭＲＣ中部運営委員会は、前項の規定により受講終了証等を救急安全委員認定証と認めた場合は、その旨を公表するものとする。

第６条　有効期間

救急安全委員認定証の有効期間は次のとおりとする。

１）第４条第１項第１号の講習会を受講した者の救急安全委員認定証の有効期間は、受講した日から２年間とする。
２）第４条第１項第２号から第５号までの講習会を受講した者の救急安全委員認定証の有効期間は、受講した日から１年間とする。

第７条　ＪＭＲＣ中部運営委員会の責務

ＪＭＲＣ中部運営委員会は、救急安全に関する講習会を、年に１回以上開催しなければならない。

第８条　オーガナイザーの責務

オーガナイザーは、主催する競技会に認定救急安全委員を選任しなければならない。

第９条　氏名の公表

ＪＭＲＣ中部運営委員会は、救急安全委員認定証を発給した者の氏名を公表する。

２　オーガナイザーは、競技会の公式プログラム、特別規則書、若しくは、公式通知によって、当該競技会の認定救急安全委員の氏名を公表しなければならない。

第１０条　競技会審査委員会による確認

競技会審査委員会は、当該競技会に選任されている認定救急安全委員が有効な救急安全委員認定証を所持していることを確認しなければならない。

第１１条　医師等の特例措置

医師、看護師、救急救命士の有資格者は、認定救急安全委員とする。

２　前項の認定救急安全委員には、救急安全委員認定証の所持を免除する。

第１２条　救急安全委員認定証の再発行

救急安全委員認定証を紛失した者は、ＪＭＲＣ中部運営委員会に救急安全委員認定証の再発行を申請することができる。

２　前項の規定により救急安全委員認定証の再発行の申請があった場合、ＪＭＲＣ中部運営委員会は、残りの有効期間について救急安全委員認定証を再発行する。

第１３条　罰　則

ＪＭＲＣ中部運営委員会は競技会に認定救急安全委員を選任しなかったオーガナイザーを公表する。

第１４条　本規定の施行

本規定は、２００５年１月８日から施行する。

２００５年　１月　８日制定

ＪＡＦ中部地域クラブ協議会共済規定

１９８６年　９月２３日制定
１９８６年１１月　１日適用
１９８７年　１月　１日施行
１９９９年　１月１６日改定
２０００年　１月　９日改定
２００７年　９月１６日改定
２００８年　１月　１日施行
２０１５年　７月２０日改定
２０１６年　１月　１日施工
２０１７年　１月１４日改定

ＪＡＦ中部地域クラブ協議会（以下、ＪＭＲＣ中部という）は、本会に加盟するクラブ･団体の所属員の福利厚生のために、ＪＭＲＣ中部共済（以下､共済という）を設け、本規定をもって運用する。

第１章　総　　則

第１条　目　　的

本共済の目的は次のとおりとする。

１．　被共済者の人身事故に対する救済。
２．　被共済者の社会的権利と地位に関する救済。

第２条　対象競技

本共済の対象競技はつぎのとおりとする。

１．ＪＡＦによって公認され、かつ国内で開催されたもの。
２．その他ＪＭＲＣ中部運営委員会が認めたもの。

第３条　被共済者

被共済者は、ＪＭＲＣ中部に加盟するクラブ･団体の所属員として登録された、ＪＡＦより発給された自動車競技に関わる当該年度の許可証所持者とする。

但し、ＪＡＦ発給の競技許可証未証所持者は、四輪自動車運転許可証の所持者とする。この場合、給付対象となる競技会は第２条に示すものに限る。

第４条　運用と適用

本制度の運用と本規定の適用については次に従う。

１．本制度の運用はＪＭＲＣ中部運営委員会（以下、運営委員会という）が行う。
２．本制度による給付は申請に基づき運営委員会が行う。
３．本制度の運用と管理は運営委員会が行う。

第５条　適用資格の有効期間

有効期間は第３条の対象者としての要件を満たしている期間とする。

第2章　財　　務

第6条　財　　源

本制度の財源は、当該年度１１月３０日をもってＪＭＲＣ中部が保有する共済基金およびその利息とする。

第7条　拠出金

拠出金の徴収は行わない。

第8条　給付の制限

１．付金額が共済会基金を上回った場合（共同共済引き当て分を除く）は給付できないことを予め承知しなければならない。

第9条　使途

基金の使途は第１条に示す目的を遂行する為のものとする。

第3章　給　　付

第１０条　人身事故への給付

第１条の第１項に関する給付の最高限度額ならびに対象競技会は、別に定めるＪＭＲＣ中部共済給付細則（以下、給付細則という）に定める。

第１１条　地位保全への給付

第１条の第２項に関する給付の最高限度額ならびに対象競技会は給付細則に定める。

第１２条　給付の対象

共済の給付を受ける者は次のとおりとする。

１．第１０条による場合は次のとおりとする。

　１）死亡の場合：あらかじめ本人が定めた受取人または法定相続人。

　２）死亡以外の場合：本人

２．第１１条による場合：本人

第１３条　給付請求の方法

第９条・第１０条による給付を受けようとする者は、事故発生後１４日以内に事故の内容を報告し、かつ、３ヶ月以内に給付の請求を行わなければならない。

給付請求に関するその他の事項は給付細則に定める。

第4章　改　　定

第１４条　本規定の改定

本規定の改定は、ＪＭＲＣ中部クラブ・団体代表者会議において過半数の賛成を必要とする。

第5章　施　　行

第１５条　本規定の施行

本規定は２０１７年度に関して発給される許可証より適用し、２０１７年1月１５日をもって施行する。

以上

ＪＭＲＣ中部共済　運営要項

１９８６年　９月２３日制定
１９８６年１１月　１日適用
１９８７年　１月　１日施行
１９９５年１２月　９日改定
１９９８年１２月　６日改定
１９９９年１１月　７日改定
２０００年　２月　１日改定
２００７年　９月１６日改定
２００８年　１月　１日施行
２０２２年　１月２９日改定

ＪＡＦ中部地域クラブ協議会共済規定（以下、規定という）に基づき以下の要綱を定め運営する。

第1条　共済の対象者(被共済者)

対象者は共済規定第３条に定める者とし、次の条件を満たした者とする。

１．加入者所属するクラブ・団体が当該年度、ＪＭＲＣ中部に加盟していること。

２．ＪＭＲＣ中部に加盟するクラブ・団体に３０日以上在籍する所属員であり、当該クラブ・団体によってＪＭＲＣ中部に登録申請された者とする。

３．その他運営委員会により、通年あるいはイベント単位で補償を認められたイベントに参加する者。

第2条　適用資格の有効期間

共済規定第５条に準ずる。所属するクラブ・団体がＪＭＲＣ中部への加盟（新規・更新）手続きを完了し、所属員の登録申請を行った日付より当該年度の１２月３１日までを有効期間とする。但し、前年度加盟登録のクラブ・団体が次年度の更新手続きを完了するまでの間は、3月３１日までを猶予有効期間とする。

第3条　運営要項の改定

本要項の改定は、ＪＭＲＣ中部運営委員会の過半数の賛成を必要とする。

第4条　補則規定

基金の保全を計り、管理の明確化を目的として、下記の規定を定める。

１．基金の保全

１）基金の保全は、銀行口座の預け入れによりこれを行う。

２．基金の管理

１）管理委員会は、帳簿を作成し入出金を管理する。

２）出金は、運営委員会の要請に基づき出金申請書を作成し、運営委員長の許可の元に事務局がこれを行う。

３）管理委員会は、収支報告を行う。

３．基金保全に関する印鑑、証書類の管理

１）印鑑は運営委員長がこれを管理する。

２）証書類は管理委員長がこれを管理する。

３）出納関係書類は事務局長がこれを管理する。

４．会計処理

１）共済の会計年度は、１２月１日より翌年の１１月３０日までの１年間とする。

２）管理委員会は、１２月開催の運営委員会に決算報告を行う。

決算報告には帳簿、関係書類、保全口座の残高証明の添付を必要とする。

以上

ＪＭＲＣ中部共済　給付細則

１９８６年　９月２３日制定
１９８６年１１月　１日適用
１９８７年　１月　１日施行
１９９５年１２月　９日改定
１９９６年１１月　４日改定
１９９８年１２月　６日改定
１９９９年１１月　７日改定
２００７年　９月１６日改定
２００８年　１月　１日施行
２０２２年　１月２９日改定

ＪＡＦ中地域クラブ協議会共済規定（以下、規定という）に基づき、以下の細則を定め給付を行う。

第1条　人身事故への給付

規定１０条に定める人身事故への給付は、次のとおりとする。

１．一事故、同一人に対しての給付最高限度額は５００万円とする。
２．給付の区分は、５００万円を上限として別表の給付区分表に定める。
３．ＪＭＲＣ共同共済の適用の場合は、重複給付は行わない。但し、ＪＭＲＣ共同共済の給付規定に該当せず、ＪＭＲＣ中部共済の給付規定に該当する場合、ＪＭＲＣ中部共済を適用する。

第2条　規定第11条に定める地位保全への給付は次のとおりとする。

１．給付は、その都度、運営委員会によりその額を決定する。
２．対象競技会はＪＡＦに公認され、かつ国内で開催されたものとする。
３．ＪＭＲＣ共同共済の適用の場合は、重複給付は行わない。

第3条　給付請求の方法

給付の請求は、別に定める書式によって、当該主催クラブまたは本人よりＪＭＲＣ中部事務局に提出して行う。尚、申請書類は次のものを用意しなければならない。

１．申 請 書：記載項目を全て記入した所定の申請書。
２．添付書類：ライセンス又は運転免許証の写し、診断書（給付予想額が１０万円以上の場合）またはその写し。給付予想額が１０万円以下の場合は、入院した期間や医療機関名が客観的に分かる資料（入院給付の場合）、通院した日にちや医療機関名が客観的に分かる資料（通院給付の場合）を添付する。
３．そ の 他：審査の段階でＪＭＲＣ中部運営委員会が必要としたもの。

第４条　損害の確認及び査定

１．ＪＭＲＣ中部運営委員会は、損害の確認について主催クラブ及び該当事案の関係者に事故原因及び損害の確認をすることがある。
２．ＪＭＲＣ中部運営委員会は給付金額の査定について保険会社及び弁護士等の助言を求めることがある。最終的な査定は運営委員会でおこなうものとする。

第５条　再査定請求

被共済者（受給者）は、給付金額について異議等がある場合、再査定の申請をすることができる。その際はＪＭＲＣ中部共済給付申請書の申請理由欄に異議申し立ての内容を記してＪＭＲＣ中部へ再提出すること。ＪＭＲＣ中部運営委員会は直近の運営委員会で再査定し、査定額を算出する。被共済者（受給者）は、再査定された金額について異議を申し立てることはできない。

第６条　共済金支払先

共済金の振り込みは原則として共済金請求書の被共済者名（けがをされた方）とし、その他の者が受け取ることを希望する場合、ＪＭＲＣ中部運営委員会で協議し決定する。

第７条　個人情報の取り扱い

ＪＭＲＣ中部運営委員会は共済金査定において被共済者及び受給者から知り得たセンシティブ情報を含む個人情報を関係機関と共有することがある。ただし、それ以外の目的で個人情報を利用することを禁止する。被共済者及び受給者は申請書記入に際し、上記事項に同意したものとする。

第8条 改　定

本細則の改定は、ＪＭＲＣ中部運営委員会の過半数の賛成を必要とする。

以上

社会的権利保全のための給付細則

2022年　1月29日制定
2022年　2月　1日施行

第 1 条　給付の定義

規定第 3 条に示す被共済者および JMRC 中部運営委員会が規定第 2 条に示す対象競技を参加・運営（JMRC 中部の年間運営を含む）するに起因して生じる次の事項について、被共済者および JMRC 中部運営委員会の人権及び社会的権利保全のために共済金を給付する。

第 2 条　支払いの制限

共済金を支払わない場合

① 被共済者の故意
② 被共済者と同居する親族に対する事案
③ その他 JMRC 運営委員会で支払わないと決めたもの

第 3 条　支払いの範囲

① 第1条に示す事項を履行中に起因した対人対物の賠償事案を対象とし、被害者が具体的に遺失した事項が　明らかな場合に給付する。
② 被共済者が被害者に対して行う賠償責務の弁済としての支出を給付する。ただし被共済者が弁済によって　代位取得するものがある場合はその価格を控除する。
③ その他 JMRC 中部運営委員会が特に認める事案。

第 4 条　給付金の制限

① 一事故・一事案に対し 1000 万円を限度とする。
② JMRC 共同共済が適用される場合は、給付されない。
③ 自動車保険等で被害者の遺失に対する賠償義務が履行されている場合、本共済からの給付は行わない。
④ 該当年度に複数の支払い事項があり、共済基金が給付認定額を下回る場合は、該当年度の共済基金の　準備額を支払いの限度額とする。

第 5 条　給付に関する諸条件

① 給付の内容については、JMRC 運営委員会にて協議し、委員の過半数の賛同を必要とする。
② 給付内容について異議申し立てがある場合、被共済者は JMRC 中部運営委員会に対して書面をもって　異議を申し立てることができる。JMRC 中部運営委員会は書面を受け取った直近またはその次の委員会で再議決をする。再議決以降の申し立てについて、JMRC 中部運営委員会はこれを受理しない。

第 6 条　請求権の消滅

該当事案が起きた日から起算して 3 年を経過したものは請求権を失う。

第 7 条　共済金請求

給付の請求は書面をもって行う。

① 共済金請求書
② 本請求に該当することを示す書類
（競技会への参加を証明するもの、事故・事案の起こった事実を客観的に証明できるもの）
③ 事案の原因・状況及び損害の程度・金額を示すもの
（現場・被害物の写真、修理見積・被害者の診断書等）

以上

別表　給付区分表

給付の定義

死亡給付金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、死亡・後遺障害金額の全額を支払う（ただし、１事故について、既に支払われた後遺障害給付金がある場合は、死亡・後遺障害給付金から既に支払われた金額を差し引いて支払う）。
後遺障害給付金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて給付金を支払う（ただし、給付金額は1事故について死亡・後遺障害給付金を限度とする）。
入院給付金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院した場合に、入院給付金日額に入院した実数（実日数）を乗じた金額を支払う（ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の入院に限り、１事故について90日を限度とする）。
通院給付金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院した場合に、通院給付金日額に入院した実数（実日数）を乗じた金額を支払う（ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限り、１事故について90日を限度とする）。

1、介護を要する後遺障害に関する項目

等　級	介護を要する後遺障害	給付額
第1級	(1)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (2)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	500万円
第2級	(1)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (2)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	400万円

2、1以外の後遺障害・および入通院に関する項目

等　級	後遺障害	給付額
第1級	(1)両眼が失明したもの (2)咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3)両上肢をひじ関節以上で失ったもの (4)両上肢の用を全廃したもの	500万円
第1級	(1)両下肢をひざ関節以上で失ったもの (2)両下肢の用を全廃したもの	
第2級	(1)1 眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします)が 0.02 以下になったもの (2)両眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの (3)両上肢を手関節以上で失ったもの (4)両下肢を足関節以上で失ったもの	400万円
第3級	(1)1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの (2)咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	350万円
第3級	(4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5)両手の手指を全部失ったもの(手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	
第4級	(1)両眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの (2)咀しゃくおよび言語の機能に著しい傷害を残すもの (3)両耳の聴力を全く失ったもの (4)1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5)1下肢をひざ関節以上で失ったもの	300万円

第4級	(6)両手の手指の全ての用を廃したもの(手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節(おや指にあたっては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。 (7)両足のリスフラン関節以上でうしなったもの	
第5級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの (2)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4)1上肢を手関節以上で失ったもの (5)1下肢を足関節以上で失ったもの (6)1上肢の用を全廃したもの (7)1下肢の用を全廃したもの (8)両足の足指を全部失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします)	250万円
第6級	(1)両眼の矯正視力が 0.1 下になったもの (2)咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3)両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5)脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6)1上肢の3大関節中の2関節を廃したもの (7)1下肢の3大関節中の2関節を廃したもの (8)1手の5の手指またはおや指を含み4の手指を失ったもの	200万円
第7級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.6 下になったもの (2)両耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1ートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4)神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5)胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6)1手のおや指を含み3の手指を失ったものまたはおや指以外の4の手指を失ったもの (7)1手の5の手指またはおや指を含み4の手指の用を廃したもの (8)1足のリスフラン関節以上で失ったもの (9)1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10)1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11)両足の足指の全部の用を廃したもの(足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節(第 1 の足指にあっては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (12)外貌に著しい醜状を残すもの (13)両側の睾丸を失ったもの	170万円
第8級	(1)1眼が失明し、または 1 眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの (2)脊柱に運動障害を残すもの (3)1手のおや指を含み3の手指を失ったものまたはおや指以外の3の	140万円

第8級	手指を失ったもの (4)1手のおや指を含み3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の4の手指の用を廃したもの (5)1下肢を5センチメートル以上短縮したもの (6)1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7)1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8)1上肢に偽関節を残すもの (9)1下肢の偽関節をのこすもの (10)1足の足指を全部を失ったもの	
第9級	(1)両眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの (2)1眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの (3)両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4)両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5)鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6)咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (7)両耳の聴力が1ートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8)1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話し声を解することが困難である程度になったもの (9)1耳の聴力を全く失ったもの (10)神経系統の機能または精神に障害を残し、服する労務が相当な程度に制限されるもの (11)胸腹部臓器の機能に障害を残し、服する労務が相当な程度に制限されるもの (12)1手のおや指またはおや指以外の2の手指を失ったもの (13)1手のおや指を含み2の手指の用を廃したものまたはおや指以外の3の手指の用を廃したもの (14)1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15)1足の足指の全部の用を廃したもの (16)外貌に相当程度の醜状を残すもの (17)生殖器に著しい障害を残すもの	120万円
第10級	(1)1眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの (2)正面視で複視を残すもの (3)咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (4)14歯以上に対して歯科補綴(てつ)を加えたもの (5)両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解すること困難である程度になったもの (6)1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7)1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8)1下肢を3センチメートル以上短縮したもの (9)1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10)1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11)1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	100万円
第11級	(1)両眼の眼球に著しい調整機能障害または運動障害を残すもの (2)両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3)1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4)10歯以上に対して歯科補綴(てつ)を加えたもの (5)両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	80万円

第11級	(6)1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7)脊柱に変形を残すもの (8)1手の示指、中指または環指を失ったもの (9)1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10)胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	
第12級	(1)1眼の眼球に著しい調整機能障害または運動障害を残すもの (2)1眼のまぶたに著しい運動障害をのこすもの (3)7歯以上に対して歯科補綴(てつ)を加えたもの (4)1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5)鎖骨、胸骨、肋(ろっ)骨、肩(けん)甲(こう)骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6)1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7)1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8)長官骨に変形を残すもの (9)1手の小指を失ったもの (10)1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11)1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは大3の足指以下の3の足指を失ったもの (12)1足の第1の足指または他の4の足指の用は廃したもの (13)局部に頑固な神経症状を残すもの (14)外貌(ぼう)に醜状を残すもの	60万円
第13級	(1)1眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの (2)1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3)正面視以外で複視を残すもの (4)両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5)5歯以上に対して歯科補綴(てつ)を加えたもの (6)胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7)1手の小指の用を廃したもの (8)1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9)1下肢を1センチメートル以上短縮したもの (10)1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11)1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	55万円
第14級	(1)1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2)3歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの (1)1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (2)上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (3)下肢　の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (4)1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (5)1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (6)1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (7)局部に神経症状を残すもの	50万円

入　院	事故により入院したとき、1日目から180日間の90日補償とする。	1日 5000円
通　院	事故により通院したとき、1日目から180日間の90日の補償とする。	1日 3000円

クローズド競技会開催における登録・共済適用申請に関わる基準

JMRC中部共済は、JAF公認競技会およびクローズド競技会における共済加入者の人身事故に対する救済を目的として運用しています。これを管理するJMRC中部運営委員会は、共済が適用されるJAF公認競技会、クローズド競技会の全てをあらかじめ把握し管理するため、クローズド競技会を開催する場合は、下記に従って登録および、または適用申請するものとします。

尚、前年度のカレンダー登録調整会議日に登録された場合は、JMRC中部の発行する共通規則書、公式サイト等の公式カレンダーに掲載します。

1. コース公認の無い会場を使用するクローズド競技会の場合

適用申請する場合は、次に従って申請を行ってください。申請が無い場合や申請期日に間に合わなかった場合は適用されません。

1）申請期日：前年度のカレンダー登録調整会議日に申請・登録すること。
　　または、開催日の2ヶ月前までに申請・登録を行うこと。

2）申　請　先：JMRC中部事務局

3）申請用紙：所定の申請書および本会が提出を依頼したもの

2. コース公認の有る会場を使用するクローズド競技会の場合

適用申請は不要とします。ただし、必ず登録申請を行ってください。

1）登録期日：前年度のカレンダー登録調整会議日に登録すること。
　　または、JAFに開催届出を行うと同時に登録すること。

2）登　録　先：JMRC中部事務局

3）登録用紙：所定の用紙

3. JAF公認競技会およびJAF公認競技会にクローズド部門を併設する場合

JAFにカレンダー登録された競技会に併設する場合は、登録申請を不要とします。

4. 追加開催・日程変更・会場変更を行う場合

前記に準じて申請・登録を行ってください。

5. 競技保険等

1）JMRC中部タイトル戦の場合は、以下を義務付けとします。

＊スピード競技の場合

競技保険を含み、地方競技開催に必要な国内競技規則付則の「自動車競技の組織に関する規定」の第4条から第8条までを満足すること。

＊ラリー競技の場合

国内競技規則付則の「ラリー競技会組織に関する規定」を満足すること。

2）シリーズで行うクローズドイベント（スピード行事）

全ての競技に競技保険を備えること。地方競技開催に必要な国内競技規則付則の「自動車競技の組織に関する規定」の第4条から第8条までを満足するよう強く推奨する。

6. その他の事項については運営委員会にて審議、決定するものとする。

以上

JMRC中部共済適用　承認イベント申請基準

JMRC中部は、モータースポーツ活動の振興と安全の高揚を目的としたイベントにおける会員の人身事故を救済するため、本会が承認するイベントに限り、JMRC中部共済の適用を可能とします。

ただし、JMRC中部共済の適用を受ける場合は、申請・審査・承認の手続きが必要です。

尚、当該イベントが著しく競技性を有する場合は、JAF公認競技（クローズド格式以上）で開催してください。

JMRC中部共済の適用申請にあたっては以下の点にご留意ください。

●申　請

1. 主催者

JMRC中部に加盟する正会員（クラブ・団体）またはJMRC中部専門部会／委員会とします。

2. 参加者の募集

メディア・公式サイト・郵送等により告知され、公募するイベントであること。

3. 申請書および添付書類

所定の申請書・イベントの告知文書および本会が提出を依頼したもの。

4. 申請期日、方法

開催日の1ヶ月前までに郵送または手渡し。（Fax または e-mail での仮受付可）

5. 給付の対象者

正会員の所属員（クラブ員）とします。

共済会に登録されていないクラブ員は、開催日までに必ず登録を行ってください。

6. 対象範囲

受付から終了時までのイベント会場敷地内におけるイベントに関わる事故。

7. 最高給付限度額

承認イベントでの最高給付限度額は500万円です。

8. 申請書類の送付先

〒509-5142

岐阜県土岐市泉町久尻 1417-47

JMRC 中部事務局　　村瀬　秋男

TEL&FAX　(0572) 55-5201

以上

JMRC中部共済会加入とクラブ印のお話し

団体加入です。

JMRC中部共済会は、個人加入が出来ません。「団体加入」になりますので貴方が所属するクラブから共済会に登録申請してください。

登録が必要です。

クラブが貴方を登録申請することによって、共済会に加入したことになります。
登録申請が無い場合は、未加入あつかいになりますのでご注意ください。

有効期間は？

有効期間は、登録申請日からその年の12月31日までです。
ただし、年度が変わってもすぐにクラブ更新が出来ない場合を考慮して、前年度に加盟実績のあるクラブは、新年度の3月31日まで猶予有効期間を設けています。

ライセンス未所持者

はい、出来ます。
加盟クラブに所属するクラブ員であれば加入できます。ただし、四輪運転免許証所持者に限ります。その場合の加入証明は、運転免許証をコピーして、その裏面に「JMRC中部登録クラブ印」を捺してください。

いつでも登録できるのですか？

はい、出来ます。
年度登録、追加登録する場合は、郵送して登録してください。
緊急を要する場合は、例外的処置として、前日の24時までにFAX登録も可能です。もちろん、後日正式書類を郵送してください。

競技会での加入証明は？

参加申込書に「JMRC中部登録クラブ印」が捺してあれば「加入証明」になります。
また、競技会で参加受付確認時に「ライセンス裏面」に「JMRC中部登録クラブ印」が捺してあるかどうかもチエックします。
なお、web 参加申込の場合は、当日のライセンス確認が証明となります。
クラブ印が無い場合は文書などをもって当日までに競技に有効な傷害保険の加入を証明してください。できない場合は、参加できない場合があります。
また、イベントに参加される方はJMRC中部共済に加入していることを所属クラブに確認してください。

クラブ更新中ですが？

年度更新の手続き中などの対応として、3月31日までの参加申込や競技会に参加をする場合に有効ですが、4月の競技会参加時に、新ライセンスに「クラブ印」が無いとNGになります。2020年より「JMRC中部登録クラブ印」には年号の記載があります。
JMRC中部事務局では選手権が始まる3月中旬ごろから4月上旬までクラブの更新状況を毎週ホームページでアップします。（未更新情報も UP 予定）特に4月1日以降に開催されるイベント主催者は必ずホームページで更新状況を確認してください。

クラブ員登録申請書は？

既存の物でしたらJMRC中部のホームページに有ります。
必要事項が記載して有れば自作の物でも構いません。

ＪＭＲＣ共同共済規程

本規定はＪＭＲＣ全国協議会会則に基づき本規定を定める。

第１条　　（名　　称）
　本会は、ＪMRC共同共済会と称する。
第２条　　（目　　的）
　本会は、ＪＭＲＣ全国協議会の専門委員会として全国各ＪＭＲＣ共済会との連絡・調整・融和・相互扶助を図り、ＪＡＦモータースポーツ機構との関連のもとに、我が国のモータースポーツの振興に寄与することを目的とする。
第３条　　（会　　員）
　本会は、全国各ＪＭＲＣを会員とする。
　なお、会員とは、ＪＭＲＣ全国協議会会則、第３条に定められた会員とする。
第４条　　（事務局の所在地）
　東京都に置く。
第５条　　（財　　源）
　本会の財源は、第３条に定める会員による預かり金、会費、補助金、寄付金及び、その他の収入（利子を含む）による。
第６条　　（預かり金）
　預かり金の額、及びこれに関するその他の項目は、ＪＭＲＣ共同共済細則によって定める。
第７条　　（運　営　費）
　本会の運営に関わる経費は、第５条より負担する。
第８条　　（入会及び継続）
　入会は、本会加盟申請届と預かり金を、本会宛に提出した事により入会とする。
　また、会員から文書でもって退会の申出がない場合は自動的に継続される。
　１．預かり金は、第１３条により退会される場合には返還されるが、その時点にて、退会する会員に債務がある場合、それらを精算して利息をつけずに返還される。（年度内の退会は出来ない。）
第９条　　（会員の義務）
　会員は、分担金を負担する義務を要する。
　１．分担金は第１１条による支払いが生じた時、前年度末のＪＡＦライセンス所持者全員を分母とし、各会員の前年度末のＪＡＦライセス所持者数の構成比でもって按分しそのつど給付金を分担するものとする。
第１０条　（役　　員）
　本会は、委員長、副委員長、委員、監査により構成される。
　１．委員長は、本会の代表とする。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に不測の事態が有る時はその職務を代行する。
　２．委員の選任はＪＭＲＣ全国協議会会則、第１９条による。
　３．各役員の任期は、毎年１月１日もしくは選任された日からその年の１２月３１日までとする。
第１１条　（活　　動）
　本会は、第２条の目的を達成する為に、次に挙げる活動を行う。
　１．相互扶助に関する事項
　　本会会員に所属する共済加入者が①、②に参加し、死亡（不具廃疾）、事故（社会的地位を脅かされた場合を含む）に対して各会員が給付金を支払う場合、分担金によって、これを別に定める細則に従い支払う。

① ＪＡＦ公認競技会（スピード行事公認コース使用の届出クローズド競技を含む)。

②

1)スピード行事の全日本選手権、ＪＡＦカップ、全国オールスター、東日本・西日本フェスティバルの当該オーガナイザーが競技会の為に実施される、練習会、テストラン。

2)ラリー競技会の公式レッキ（オフィシャルのコース管理下に於いて行われるレッキで、公式タイムスケジュールに記載されたもの。）

3)全国運営委員長会議で決定された、全国規模のＪＡＦ公認競技会。

第１２条　（会　　議）

本会は、下記により会議をもって運営する。

１．会議は役員定例会議を原則として年１回以上開催し、必要に応じて臨時会議を開催することができる。

２．会議は委員長が招集し．議長となる。

３．議決は会員の３分の２以上（委任状出席も含む）が出席し、出席者（議決権は各ＪＭＲＣを１票とする）の３分の２以上の同意をもって決定する。

第１３条　（退　　会）

１．会員のＪＭＲＣが解散した時。

２．会員が文書でもって、本会に退会届を提出し本会によって審議され、Ｊ　ＭＲＣ全国協議会会則、第１章、第５条により決定された時。

第１４条　（会員資格の取消と除名）

本会はいかなる場合も本規程に反し、本会が不利益を受けた場合、会員資格の取消あるいは除名の妥当性について審議し、ＪＭＲＣ全国協議会会則、第１章第６条に上申する権限を保有する。

第１５条　（規定の変更）

本規定の変更は、規定第１２条の会議において審議され、その出席者の３分の２以上の同意を得た場合、ＪＭＲＣ全国協議会会則、第４章、第１８条に上申する事が出来る。

第１６条　（細　　則）

本規定に定めるもののほか､本会の事業運営上必要な細則をＪＭＲＣ全国協議会会則、第４章、第１８条により、別に定める。

第１７条　（解散及び残金財産の処分）

本会は､規定第１２条の会議において解散及び解散の時に在する残金財産の処分について審議し、ＪＭＲＣ全国協議会会則、第４章、第１８条に上申する事が出来る。

第１８条　（本会の年度）

本会は、１月１日より１２月３１日までを一期とする。

１９９６年１１月　１日　制定適用
１９９７年　１月　１日　　施行
２０００年　１月　１日　改定施行
２００６年　１月　１日　改定施行
２００９年　６月　１日　改定施行

以上

ＪＭＲＣ共同共済細則

本会は、ＪＭＲＣ共同共済会規定（以下規定）に基づき細則を定める。

第１条　　（預かり金）

預かり金の額は１会員につき、金１，２５０，０００円とする。

第２条　　（給付金細則）

１．規定第１１条における、給付金最高限度額は同一年度内で給付対象者１名に付１，０００万円とする。同一年度内とは、対象者が各会員の共済会に加入した年の１月１日、もしくは加入時よりその年の１２月３１日までとする。

２．給付金の金額は、規定第１２条に定める会議でＪＭＲＣ共同共済細則（以　下細則）第４条に基づき決定する。

３．対象範囲は、規定第１１条による。但し、②③に於いては、該当日の１週間前迄に、会員事務局より、本共済事務局に内容及びタイムスケジュールを通知し、承認を受けなければ成らない。

４．第２条―３以外の催事、行事（走行会、講習会、練習会等）における事故は給付金の対象範囲としない。但し、全国協議会において事例に応じて検討し、見舞金を支払う場合がある。

第３条　　（給付金請求の方法）

１．給付金の請求は、別に定める書式によって、対象者が所属クラブを通じ当該主催クラブの証明を添え当該会員より本会に提出される。
（事故発生後９０日以内に｛共同共済給付金申請書｝が提出されたものに限る。第 4 条 3. は、この限りではない。）

２．給付金の請求に関して、細則第５条－２により仮払いの請求ができる。

第４条　　（給付金区分）

１．別表１に定められ、そのつど本会で審議され決議される。

２．別表１に定められている項目に複数該当する場合には、最上位を適用する。

３．社会的地位を脅かされた場合（モータースポーツ界が不利益を被るおそれが有る時）本会の審議により決議される。

４．別表１に示されない障害（５０％未満）については、本会は支払わないものとする。

第５条　　（給付金支払い及び給付金仮払い）

１．別表１に定められる給付金区分１－１に於いては、会員より請求があり給付決定後、速やかに会員に支払われる。

２．別表１に定められる給付金区分１－２及び、給付金区分２から給付金区分６のいずれかに、明らかに認定される場合には、会員は仮払い請求をすることができる。

３．対象者の給付金区分の認定は、当該事故後１８０日をもって本会で決議され、認定された給付金区分に該当する給付金が支払われるものとする。

４．対象者の給付金区分の認定が、当該事故後１８０日をもっても決議できない場合は、最終決議を当該事故後３００日とする。

第６条　　（運営上の細則）

１．本会運営については、預かり金の利息で運営するものとする。但し、不足が出る場合、規定第１２条にて決定する。

２．規定第１２条（２）の事項の場合は、会議費用は等分され会費にて各会員の共済会が負担するものとする。

３．本会を代表して他の団体に出席の場合、経費は本会がもつものとする。

１９９６年１１月１　日　制定適用
１９９７年　１月　１日　　施行
１９９８年　１月　１日　改定施行
１９９９年　６月２２日　　訂補
２０００年　１月　１日　改定施行
２００１年　１月　１日　改定施行
２００６年　１月　１日　改定施行
２００９年　６月　１日　改定施行

以　上

別表１（給付区分表）

給付金区分－１・・・・１００％
１）死亡
２）当該する事故を原因として９０日以内
に死亡したもの

給付金区分－２・・・・１００％
１）両眼が失明したもの
２）咀嚼及び言語の機能を廃したもの
３）神経系統の機能又は精神に著しい障害
を残し、常に介護を要するもの
４）胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
５）両上肢をひじ関節以上で失ったもの
６）両上肢の用を全廃したもの
７）両下肢をひざ関節以上で失ったもの
８）両下肢の用を全廃したもの
９）その他身体の著しい障害により終身自
用を弁ずることが出来ないもの

給付金区分－３・・・・８０％
１）１眼が失明したもの
２）両眼の視力が０．０２以下になったもの
３）神経系統の機能又は精神に著しい障害
を残し、随時介護を要するもの
４）胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
５）両上肢を腕関節以上で失ったもの
６）両下肢を足関節以上で失ったもの
７）両耳の聴力を全く失ったもの

給付金区分－４・・・・７０％
１）咀嚼又は言語の機能を廃したもの
２）神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
３）胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、
終身労務に服することができないもの
４）両手の手指の全部を失ったもの

給付金区分－５・・・・６０％
１）両眼の視力が０．０６以下になったもの
２）咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの
３）１上肢をひじ関節以上で失ったもの
４）１下肢をひざ関節以上で失ったもの
５）両手の手指の全部の用を廃したもの
６）両足をスリフラン関節以上で失ったもの

給付金区分－６・・・・５０％
１）神経系統の機能又は精神に著しい
障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
２）胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、
特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
３）１上肢を腕関節以上で失ったもの
４）１下肢を足関節以上で失ったもの
５）１上肢の用を全廃したもの
６）１下肢の用を全廃したもの
７）両足の足指の全部を失ったもの

２０００年1月１日　施行
以上

JMRC中部モータースポーツ互助会規約

第1条 目的

JAF中部地域クラブ協議会（以下JMRC中部という）は2012年1月7日に制定されたラリー互助会を発展的に解消し、ラリー競技会及びジムカーナ、ダートトライアル競技会（以下スピード競技）等の振興のため、競技参加者の各種負担軽減を目的とする相互扶助制度を設ける。

第2条 名称

JMRC中部モータースポーツ互助会（以下互助会という）とする。

第3条 構成

1. この互助会は、2015年11月30日現在保有するJMRC中部ラリー互助会の積立金を資産とする。
2. 互助会の積み立ては互助会加入金、寄付金等をもってそれに充てるものとする。

第4条 対象者

1. ラリー競技会及びスピード競技に参加するドライバーが、JMRC中部に加盟するクラブの所属員で30日以上の所属実績があること。
2. ラリー競技会及びスピード競技に参加するドライバーがJMRC中部事務局に当該年度の所属員として登録申請されており当該クラブ、団体での活動に実態があること。
3. JMRC中部正会員、賛助会員が主催する走行会や練習会で事前にJMRC中部の承認を得られた大会に参加するドライバー。
4. そのほかJMRC中部が認めた者。

第5条 互助会への加入

1. 互助会に加入する場合は以下の3つのタイプから選択して加入するものとする。

（1）ラリータイプ

各自、ラリー専用の振込用紙にて5，000円の会費（1大会毎の掛け捨て）を郵便局にて大会日以前に確実に振込みすること。また、大会公式参加受付時にその領収書を提示すること。

（2）スピード競技タイプ

スピード競技の場合、スピード競技専用の振り込み用紙にて3，000円の会費（1年間の掛け捨て）を郵便局にて大会日以前に確実に振込みすること。（注1）
ただし年度内に給付を受けたものは新たに給付を受けられないものとする。（注2）

注1：振込み日以前の大会分は無効　注2：再度加入申し込みをした場合は給付を受けられる

（3）イベントタイプ

JMRC 中部正会員、賛助会員が主催する走行会や練習会の場合、主催者は大会開始までに事務局あてに指定の申込書を FAX、メールにて送付し、参加者 1 名あたり下記の料金を速やかに振り込むこと。

① 記名式 （全参加者の氏名を記入） 300 円
② 無記名式 （全参加者の人数を記入） 400 円 注1

注 1：無記名式の場合、互助会は支払いに際して参加者名簿の提出を求めることがある。その際、参加者名簿よりも互助会申し込み数が少ない場合は該当イベントでの補償しない場合がある。

2. 重複して加入した場合や資格が無い者が加入した場合でも連絡や返金を行わないものとする。

第6条 対象期間

ラリータイプおよびイベント主催タイプの場合は該当する競技会の開催期間としスピード競技タイプの場合は加入日から当該年度12月31日までとする。

第7条 適用競技会等

1. ラリータイプの場合はJMRC中部チャンピオンシリーズ、チャレンジシリーズ、その他JMRC中部が認めた競技会とする。
2. スピード競技タイプの場合は以下の競技会全戦を対象とする。

（1）JMRC中部ジムカーナ、ダートトライアル選手権（通称チャンピオン戦、ミドル戦）全戦
（2）JMRC全国オールスタージムカーナ・ダートトライアル
（3）JMRC西日本ジムカーナフェスティバル・ダートトライアルフェスティバル

3. イベントタイプの場合はJMRC中部正会員、賛助会員が主催する走行会や練習会でJMRC中部が認めたイベントを対象とする

第8条 補償内容（対人）

■ラリータイプの場合

当該競技中（レッキを含む）に発生した、クルーが加害者となる対人身事故（死亡事故）に対して、1事故500万円を限度として、見舞金を給付する。ただし、当該事故について、別途任意保険等から補償を受ける場合、本互助会の重複給付は行わない。

■スピード競技タイプの場合
当該競技中（公開練習を含む）に発生した、ドライバーが加害者となる対人身事故（死亡事故）に対して、1事故500万円を限度として、見舞金を給付する。ただし、当該事故について、別途任意保険等から補償を受ける場合、本互助会の重複給付は行わない。
■イベントタイプの場合
イベントに参加ドライバー本人の人身事故（死亡事故）に対して1事故500万円を限度として、見舞金を給付する。また、事故により連続7日間以上入院したとき、1日目から180日の範囲内で1日当たり3，000円の見舞金を給付する。ただし、当該事故について、別途任意保険等から補償を受ける場合、本互助会の重複給付は行わない。

第9条補償内容（対物）

■ラリータイプの場合
当該ラリー競技に発生した、クルーが加害者となる対物損事故に対して、1事故200万円（免責10万円）を限度として、見舞金を給付する。ただし、当該競技に参加する他の競技車両との対物損事故については対象外とする。また、当該事故について、別途任意保険等から補償を受ける場合、本互助会の重複給付は行わない。
■スピード競技タイプの場合
当該競技中（公開練習を含む）ドライバー本人が加害者となる対物損事故に対して、1事故10万円（免責3万円）を限度として、見舞金を給付する。ただし、当該競技に参加する他の競技車両との対物損事故については対象外とする。
また、当該事故について、別途任意保険等から補償を受ける場合、本互助会の重複給付は行わない。
なお上記のほかにクラッシュ、転倒などにより明らかに自走不能状態に陥った場合（整備不良が原因となるもの及びエンジントラブル・駆動系トラブル等の故障を除く）は3万円を限度に給付する（免責なし、前項と重複給付可）
■イベントタイプの場合
JMRC中部正会員、賛助会員が主催する走行会や練習会では対物の補償は行わないものとする。

第10条 事故報告

事故報告はドライバー本人が事故発生後速やかにJMRC中部事務局宛に行うこと。原則として30日以内に適切な事故報告が行われない場合、給付を行わない場合がある。
事故報告書（発生時の現場詳細図および発生状況説明書）および適正な方法で作成された見積書をJMRC中部事務局に提出すること。ドライバーが報告できない場合は、大会主催者または所属するクラブ員が行うこと。

第11条 給付

1. 事故報告書を基に発生状況を調査の上、運営委員会の審議結果が前項報告者に通知され、運営委員会で給付の承認がされた場合、支払済みの領収書原本をJMRC中部事務局に提出後ドライバーに銀行振り込みにて給付されるものとする。
2. 見舞金給付後、請求に不正が発覚した場合は見舞金の返還を求めることができる。
3. 不正が悪質と認められる場合、JMRC中部は互助会加入資格取消などを行うことができる。

第12条 管理

1. 本互助会の会計はJMRC中部運営委員会によって管理される。
2. JMRC中部は本互助会の積立額が低額の場合、見舞金給付に備えて各種基金等より1000万円を上限に見舞金給付引当金を予算計上するものとする。
3. 本互助会は積立金額を上回る給付が発生した場合、JMRC中部の見舞金給付引当金の範囲内で無利息にて借り入れを行い給付することが出来るものとする。ただし公的セーフティネットに入っていないため、見舞金給付金額が互助会積立金またはJMRC中部見舞金給付引当金額を上回った場合は給付できないことを予め承知しなければならない。
4. 本規約の改定は、クラブ・団体代表者会議において過半数の賛成を必要とする。
5. JMRC中部は本互助会に対する債権を放棄して本互助会を解散することができる。

第13条 本規約の施行

本規約は2016年1月1日より施行する。

制定 2015年7月20日
施行 2016年1月 1日
改定 2016年1月 9日
改定 2020年1月11日

ＪＭＲＣ中部モータースポーツ互助会加入のご案内

別紙規約を熟読の上以下の要領でお申し込みください

※ラリータイプの記入例

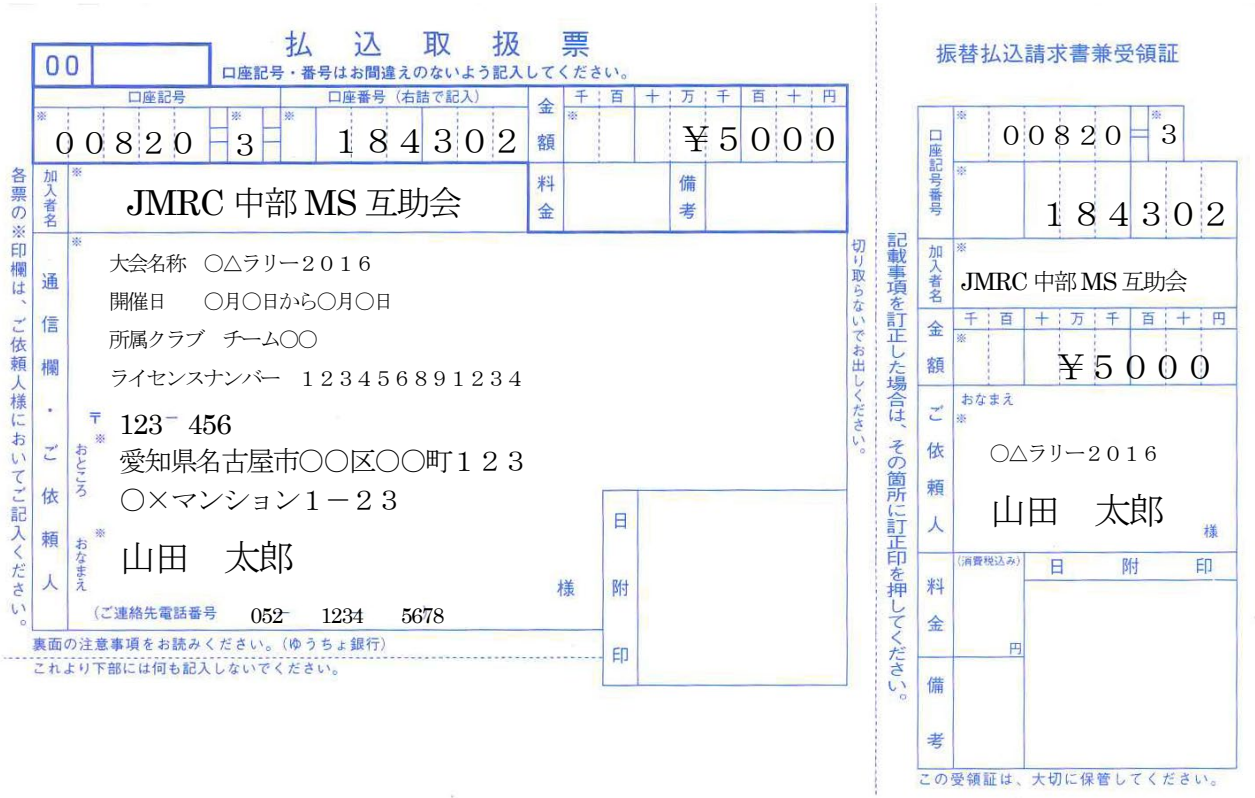

※スピード競技タイプの記入例

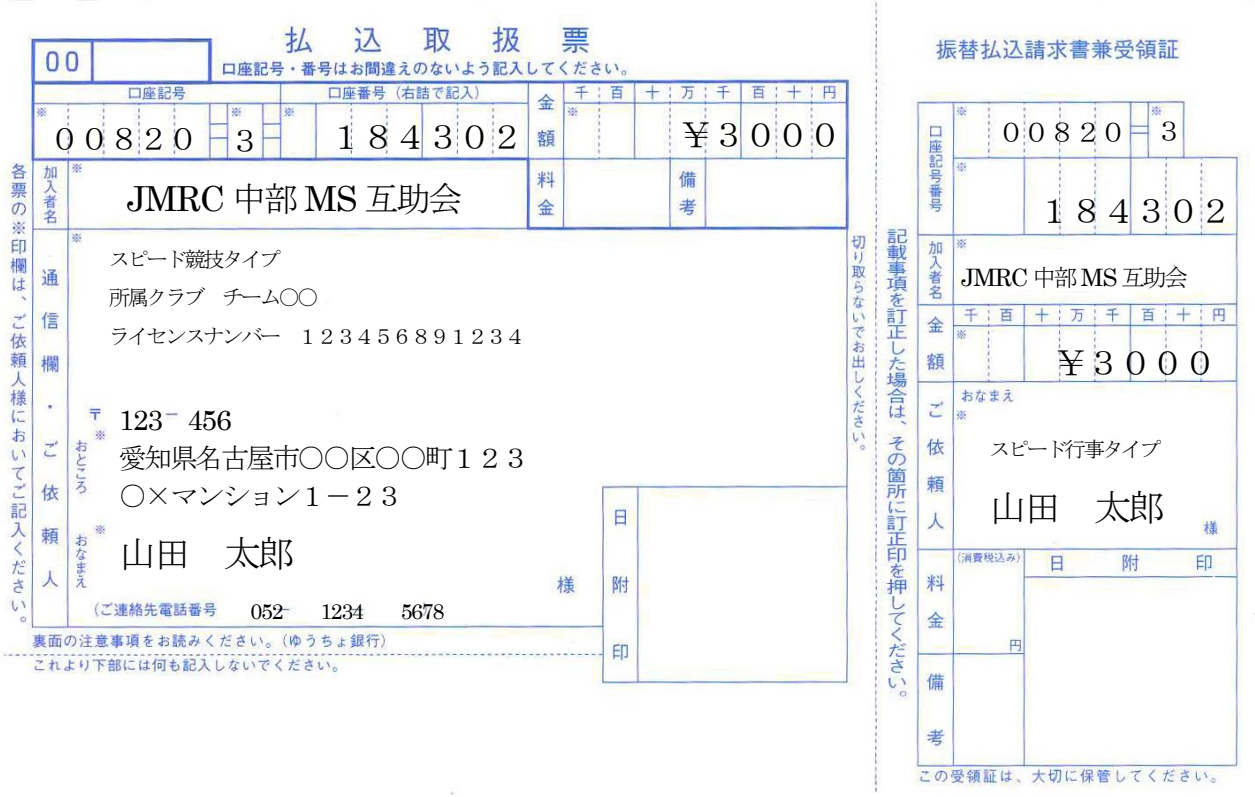

※イベントタイプの記入例

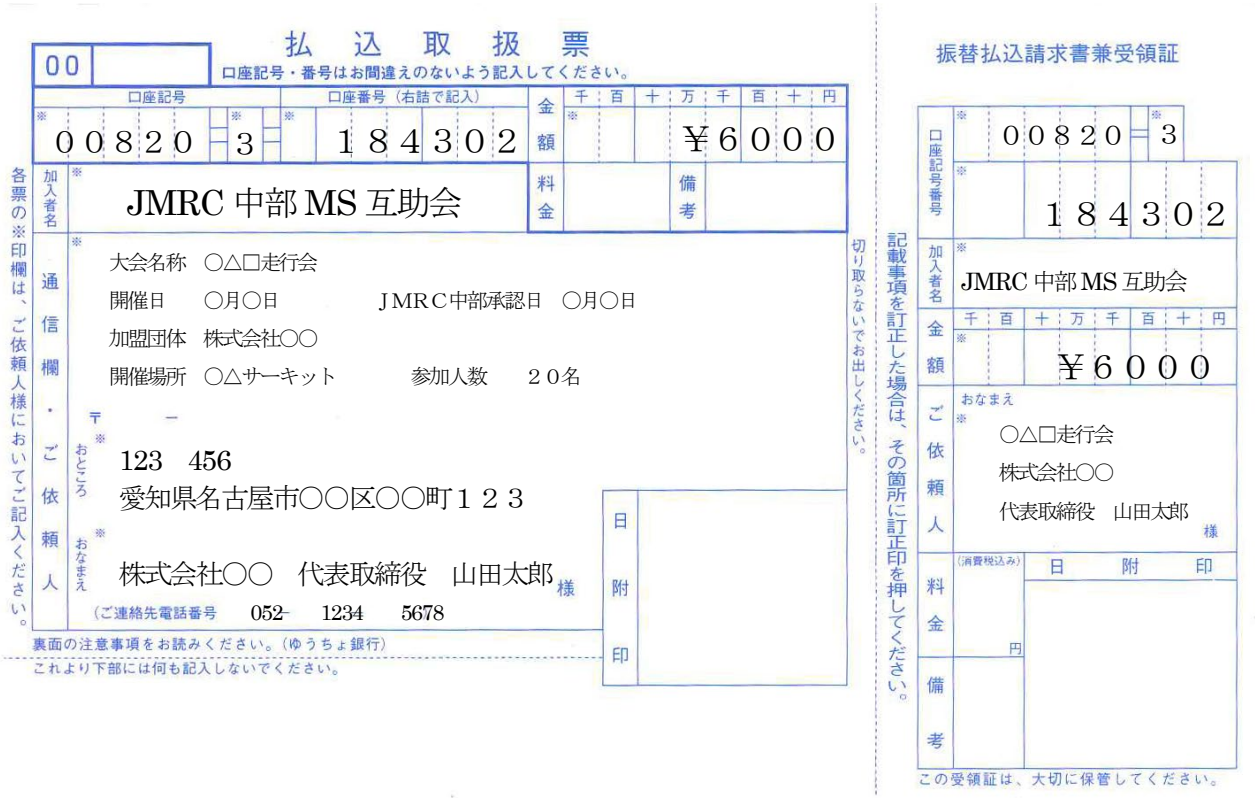

00

払込取扱票

口座記号・番号はお間違えのないよう記入してください。

口座記号	口座番号（右詰で記入）	金額	千 百 十 万 千 百 十 円
※ 00820 ＝ ※ 3	※ 184302		※ ￥6000

加入者名	※ JMRC 中部 MS 互助会	料金	備考

各票の※印欄は、ご依頼人様においてご記入ください。

通信欄・ご依頼人

※
大会名称　○△□走行会
開催日　○月○日　　ＪＭＲＣ中部承認日　○月○日
加盟団体　株式会社○○
開催場所　○△サーキット　　参加人数　２０名

〒　－
おところ ※ 123　456
愛知県名古屋市○○区○○町１２３
おなまえ ※ 株式会社○○　代表取締役　山田太郎 様
（ご連絡先電話番号　052-　1234　5678

日附印

裏面の注意事項をお読みください。（ゆうちょ銀行）
これより下部には何も記入しないでください。

切り取らないでお出しください。

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	※ 00820 ＝ ※ 3
	※ 184302
加入者名	※ JMRC 中部 MS 互助会
金額	千 百 十 万 千 百 十 円 ※ ￥6000
ご依頼人	おなまえ ※ ○△□走行会 株式会社○○ 代表取締役　山田太郎 様
料金	（消費税込み） 円
備考	

日附印

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

ＪＭＲＣ中部モータースポーツ互助会イベントタイプ申込書

イベント名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

開催場所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ＪＭＲＣ登録印

主催者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先 ＴＥＬ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＦＡＸ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

携帯 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

開催日 ＿＿＿＿月＿＿＿＿日 ～ ＿＿＿＿月＿＿＿＿日

参加者名簿 参加人数 ＿＿＿＿人

ＪＭＲＣ中部承認欄

FAX → ０５７２（５５）５２０１

Email fmmurase@ob.aitai.ne.jp

印

月 日

別添資料添付可

ＪＭＲＣ中部スポーツ安全保険加入支援規定

ＪＡＦ中部地域クラブ協議会（以下、ＪＭＲＣ中部という）は、本会に加盟するクラブ･団体の所属員の福利厚生のためにスポーツ安全保険加入支援制度を設け、本規定をもって運用する。

第１条（目 的）

この規定は、ＪＭＲＣ中部が会員の福利厚生のためにスポーツ安全保険加入支援制度を設け、必要な事項を定める。

第２条（事 業）

この制度は、ＪＭＲＣ中部が加入を希望する会員に対してスポーツ安全保険の加入金の一部として１名当たり１，０００円を補助する。

第３条（対象者）

１．この制度の対象者は、ＪＭＲＣ中部に加盟するクラブ･団体の所属員とし申請時においてクラブ、団体に３０日以上の所属実績があるものとする。

２．補助を受けたものでＪＭＲＣ中部のクラブ、団体での活動に実態が無いと確認された場合、補助金の返金を求める場合がある。

３．補助人数の上限は公認団体、公認クラブ３０名、加盟クラブ１５名、準加盟クラブ１０名、承認クラブ５名とする。

第４条（補助申請方法）

１．スポーツ安全保険の加入は各クラブ単位で行うものとする。なお、登録時の団体名にＪＭＲＣ中部と記載すること。（例：ＪＭＲＣ中部〇〇〇レーシングクラブ）

２．新規加盟時または年度更新時において提出するＪＡＦ中部地域クラブ協議会共済会クラブ員登録申請書に併せて、スポーツ安全保険加入者団体員名簿、払い込み完了通知書の写しを郵送、または電子メールにて送付するものとする。

３．補助金の申請は１クラブあたり年度毎に１回のみとし３月１日から４月末日までに申請するものとする。

４．補助金の支給は銀行振り込みにてクラブ指定の口座に振り込むものとする。なお、その場合の振込み手数料はクラブの負担とする。

第５条（財源）

本制度は原則として限りのあるＪＭＲＣ中部基金を財源とするため制度利用者の増加や基金の減少により中止や廃止されることを予め承知しなければならない。

第６条（本規定の改定）

本規定の改定は、クラブ・団体代表者会議において過半数の賛成を必要とする。

第７条（その他）

ＪＡＦ公認競技会において監督役務や審査委員を務める予定があるものは本制度の利用を強く推奨するものとする。

第８条（本規定の施行）

本規定は２０１６年１月１日より施行する。

以上

２０１５年7月２０日制定
２０１６年1月　１日施行
２０１６年1月　９日改正
２０１７年1月１４日改定

ＪＭＲＣ中部モータースポーツ振興基金規定

ＪＡＦ中部地域クラブ協議会（以下、ＪＭＲＣ中部という）は、ＪＭＲＣ中部の事務局開設、維持を目的に積み立てられた維持準備金、及びＪＭＲＣ中部基金をＪＭＲＣ中部の運営、モータースポーツの振興を目的とし、本規定をもって制定し運用する。

第１条（目　的）
この規定は、ＪＭＲＣ中部が中部地区のモータースポーツ振興及び事務局の維持、開設をはかるために設定したＪＭＲＣ中部モータースポーツ振興基金（以下「基金」という）に関し、必要な事項を定める。

第２条（事　業）
この基金は、ＪＭＲＣ中部が主に中部地区のモータースポーツを振興するために行われる事業や事務局の開設、維持に必要な費用、及び会員の福利厚生にあてる。

第３条（構　成）
１．この基金は、２０１６年１１月３０日現在保有する維持準備金、及びＪＭＲＣ中部基金を基本とした資産とする。
２．基金の積み立ては一般会計の余剰金、寄付金をもってそれに充てるものとする。

第４条（管　理）
１．この基金の管理並びにその運用は運営委員会が行う。
２．基金を取り崩す場合は運営委員会及びクラブ・団体代表者会議の承認を得て一般会計に繰り入れるものとする。

第５条（本規定の改定）
本規定の改定は、クラブ・団体代表者会議において過半数の賛成を必要とする。

第６条（本規定の施行）
本規定は２０１６年1月１日より施行する。

以上

２０１５年7月２０日制定
２０１６年1月　１日施行
２０１７年1月１４日改定

資　料

■２０２３年度ＪＭＲＣ中部加盟・クラブ団体数

２０２３年１２月現在

	公認クラブ	加盟クラブ	準加盟クラブ	承認クラブ	賛助団体	加盟団体	合　計
富山支部		５	４	３			１２
石川支部		６	５				１１
福井支部		１	３				４
岐阜支部		６	６	３			１５
静岡支部		６	７				１３
愛知支部	２	２０	２８	７	２	１	６０
三重支部	１	３	８	１			１３
合　計	３	４７	６１	１４	２	１	１２８

■ＪＭＲＣ中部共済

共済年度別加入者数			
１９９３年	１０,０７３	２０１６年	２,５７０
１９９４年	９,４６２	２０１７年	２,６７１
１９９５年	８,５４７	２０１８年	２,３１４
１９９６年	２,８４０	２０１９年	２,６５６
１９９７年	４,７４８	２０２０年	２,５０７
１９９８年	４,０５９	２０２１年	２,５６７
１９９９年	４,７３７	２０２２年	２,２９３
２０００年	４,５３８	２０２３年	２,６８０
２００１年	４,３１７		
２００２年	４,１８６		
２００３年	３,６０７		
２００４年	２,９０９		
２００５年	２,７８７		
２００６年	３,２６０		
２００７年	２,８０３		
２００８年	３,００２		
２００９年	２,８６８		
２０１０年	２,７１５		
２０１１年	２,５６９		
２０１２年	２,５１５		
２０１３年	２,４９９		
２０１４年	２,４９９		
２０１５年	２,５６７		

■中部地区許可証発行数

許可証所持者数			
１９９３年		２０１６年	７,８２０
１９９４年		２０１７年	８,１９１
１９９５年	８,４１８	２０１８年	８,２４６
１９９６年	８,２１３	２０１９年	８,３００
１９９７年	７,８９６	２０２０年	８,２２５
１９９８年	７,５４７	２０２１年	８,４８４
１９９９年	７,５０５	２０２２年	８,３９６
２０００年	７,２４３	２０２３年	８,３９４
２００１年	７,０９９		
２００２年	７,０９２		
２００３年	７,０３３		
２００４年	７,０８５		
２００５年	６,７３０		
２００６年	６,２５０		
２００７年	５,９３０		
２００８年	７,００７		
２００９年	７,００７		
２０１０年	６,８７９		
２０１１年	６,７３２		
２０１２年	６,８１６		
２０１３年	７,１１５		
２０１４年	７,３０７		
２０１５年	７,６０３		

2023年度 JMRC中部 加盟クラブ名簿

富山支部

登録No.	クラブ正式名称	クラブ略称名	事務局	郵便番号	住所1	住所2	TEL
2-16002	エースナビゲーター&ドライバーズ	AND	成瀬　克巳	939-1542	富山県南砺市梅ヶ島250		090-2373-1991
2-16003	ビッグバンスポーツクラブ	BIGVAN	芳田　浩二	939-8003	富山県富山市西公文名町3-18		076-422-2697
2-16004	チームエー・ビー・シー	TEAM ABC	塩岡　雅敏	930-0982	富山県富山市荒川1-2-18		076-431-3674
2-16010	チーム・オブ・モーターボーイズ	TOMBO	小杉　兼一	939-8183	富山県富山市小中407	小杉建設内	076-429-0419
2-16011	モータースポーツチーム　PUMA	PUMA	中西　正亮	939-0351	富山県射水市戸破1637	㈱ピューマ　MS部	0766-57-8181
3-16030	つちのこ	TCNC	高畑　智之	939-2622	富山県婦中市千里1334-17		090-1635-3432
3-16031	Team PROJECT K	PROJECT K	吉村　祐司	933-0813	富山県高岡市下伏間江575		0766-23-5502
3-16032	モータースポーツチームアブロード	Team Abroad	山田　徹志	939-1665	富山県南砺市小山108		0763-52-3349
3-16034	カーアドベンチャートライアルオブスポーツ	CAT	山岡　昇	932-0231	富山県南砺市山見1205		0763-82-0845
4-16001	Best Of Motorsports Boys	BOMB	辺城　拓郎	930-0826	富山県富山市上庄町2		076-451-5258
4-16002	EMOTION	EMOTION	渋谷　達也	934-0042	富山県射水市作道691-6		0766-84-1214
4-16003	和合タイヤレーシング　クラブ	MSC-WAGO	村井　勝	930-2243	富山県富山市四方荒屋1453-1		076-435-2673

石川支部

登録No.	クラブ正式名称	クラブ略称名	事務局	郵便番号	住所1	住所2	TEL
2-17001	石川レーシングクラブ	IRC	市川　大輔	920-0057	石川県金沢市桜田町3-29	サーパス桜田町二番館605号	076-232-0779
2-17002	アール・エイト・石川	R-8石川	見沢　宏徳	921-8813	石川県野々市市下林1丁目388		050-3432-4133
2-17003	マイペースラリーチームオブ金沢	MRT-金沢	大弥　保憲	924-0862	石川県白山市安田町35-1		076-204-6860
2-17008	コニシレーシングメイト	KRM	中田　利明	920-0064	石川県金沢市南新保ロ-43	小西タイヤサービス内	076-237-4727
2-17011	スリーR	Three-R	福田　淳三	924-0836	石川県白山市山島台3-118		076-276-5753
2-17016	モータースポーツクラブ門前	MSC MONZEN	新木　正	927-2165	石川県輪島市門前町黒島町ロの100		0768-42-2025
3-17018	アイエムエスシー	IMSC	吉本　紀隆	920-0164	石川県金沢市堅田町甲43-15		076-258-4531
3-17021	チーム トラップ スポーツ	TOLAP	門田　茂	921-8805	石川県野々市市稲荷2-75		076-294-3641
3-17024	Brand－New Speed	BNS	松田　義則	920-0811	石川県金沢市小坂町西112-1	メドンド東金沢101	076-257-5136
3-17027	トライアルチームアクティブスポーツ	TTAS	若林　浩二	921-8802	石川県野々市市押野5-224		076-294-4775
3-17028	アトラクション.チーム.スピリッツ	Team ATT'S	舩塚　仁嗣	929-1721	石川県鹿島郡中能登町井田86-64		0767-76-1401

福井支部

登録No.	クラブ正式名称	クラブ略称名	事務局	郵便番号	住所1	住所2	TEL
2-18001	チーム うらら	URARA	山田　哲次	910-4127	福井県あわら市西温泉2-707-2		0776-78-5821
3-18011	アイ スペック スポーツ	I・S・S	山田　将史	910-0135	福井県福井市上野本町新807	市住上野団地 E123	0776-56-4511
3-18012	ラリーチーム ビッグアンドブライト	TEAM B&B	竹中　耕一	914-0146	福井県敦賀市金山68-5-3		0770-22-4201
3-18015	ダックビル・モータースポーツクラブ	Duck bill	鳥居　昭夫	919-1314	福井県三方上中郡若狭町能登野33-16-2		090-3292-7984

岐阜支部

登録No.	クラブ正式名称	クラブ略称名	事務局	郵便番号	住所1	住所2	TEL
2-21002	東濃カースポーツクラブ	CCST	桂川　誠司	509-5142	岐阜県土岐市泉町久尻1417-47		0572-55-5201
2-21003	ラリーチームニシ	RTN	柳原　勝巳	500-8244	岐阜県岐阜市細畑塚浦29-1		058-248-6465
2-21016	コルトモータースポーツクラブ岐阜	CMSC岐阜	三枝　重光	509-7203	岐阜県恵那市長島町正家1067-260		0573-25-6048
2-21023	中日本自動車短期大学レーシングクラブ	ARCN	杉本　達哉	470-0134	愛知県日進市香久山4-201-2	日進香久山花の街１２棟４０２号	080-5152-7952
2-21024	プレジャーモータースポーツクラブ	Pleasure	石井　公久	503-0836	岐阜県大垣市大井4-44-1	プレジャーレーシングサービス内	0584-87-0687
2-21026	ENAモータースポーツクラブ	ENA.C	三枝　重光	509-7203	岐阜県恵那市長島町正家1067-260		0573-25-6048
3-21004	チームクマザキレーシング	TKR	河合　久良	501-6322	岐阜県羽島市桑原町前野1237-2		058-398-8902
3-21010	チーム　ロッド	ROD	小池　久人	508-0111	岐阜県中津川市瀬戸1577-5		0573-66-4948
3-21055	ガレージマックモータースポーツクラブ	Mac Sport	河合　正好	501-6017	岐阜県羽島郡岐南町徳田西3-97-1	ガレージマック	058-276-9045
3-21057	モータースポーツクラブまんさく	まんさく	井上　尚志	504-0852	岐阜県各務原市蘇原古市場町１丁目７	まんさく自動車	058-380-5461
3-21058	フォミュラーモータースポーツクラブ	FORMULA	小川　国大	504-0011	岐阜県各務原市那加北洞町2-150-2	モンテカルロ内	0583-89-1505
3-21059	ガレージクロノスレーシングチーム	GCRT	栗本　利也	501-6331	岐阜県羽島市堀津町横手1-23	ガレージクロノス内	058-377-3438
4-21001	チーム　アタック	ATTACK	尾藤　公紀	501-4614	岐阜県郡上市大和町島5901-1		0575-88-3261
4-21002	SP-Racing	SP-R	季羽　史子	503-2205	岐阜県大垣市神明1-16-7		0584-71-5034
4-21003	KYB自動車部	KYB	長江　将典	488-0866	愛知県尾張旭市城前町茅池4561-19	メゾン城前２０３号室	090-9923-3543

静岡支部

登録No.	クラブ正式名称	クラブ略称名	事務局	郵便番号	住所1	住所2	TEL
2-22011	チーム　シェラトン	SHERATON	三浦　悦子	432-8033	静岡県浜松市中区海老塚2-25-36		053-455-3577
2-22028	スポーツ・クラブ・スカラー	TEAM SCALAR	池谷　哲志	433-8108	静岡県浜松市北区根洗町198-2	イケヤボディサービス	053-437-9010
2-22033	チーム　アール　アンド　アール	R&R	山崎　哲也	430-0905	静岡県浜松市中区池川町28-5		053-471-0944
2-22031	アジュール　レーシングスポーツ　クラブ	AZUR-RS	川村　徹	417-0061	静岡県富士市伝法946-16	アジュール内	0545-71-9575
2-22049	チーム　エムアイ	M-I	前島　孝光	432-8012	静岡県浜松市東区子安町302-7	(有)エムファクトリー内	053-473-4342
2-22050	チーム　テイクス	TAKE'S	鎌野　賢志	410-1126	静岡県裾野市桃園27	(有)テイクス	0559-93-9815
3-22001	モータースポーツクラブ・ギャザー	MSC-G	鈴木　功人	434-0044	静岡県浜松市浜北区内野3058		053-586-8257
3-22049	ベラミモータースポーツクラブ	BMSC	前田　好昭	421-0132	静岡県静岡市駿河区上川原24-8	ヴィラA202	090-8336-2648
3-22062	チーム　ヴェントス	VENTO'S	加茂　博昭	432-8006	静岡県浜松市西区大久保町5347	カムガレージ内　チームヴェントス	053-482-0082
3-22066	コルト・モータースポーツ・クラブ浜松	CMSC浜松	荒津　啓司	441-8124	愛知県豊橋市野依町字西川49		0532-25-4196
3-22086	チーム　ユニコーン	UNICORN	石澤　仁敏	425-0088	静岡県焼津市大覚寺1-10-1		054-628-1608
3-22090	チーム　エンケイ	ENKEI	小野田　真弓	430-0904	静岡県浜松市中区中沢町66-13		053-472-3589
3-22092	イースレーシングチーム	EATH	落合　啓司	435-0055	静岡県浜松市中区十軒町276-1	ムーンリバーサイド202号	053-468-2183

愛知支部

登録No.	クラブ正式名称	クラブ略称名	事務局	郵便番号	住所1	住所2	TEL
1-23001	名古屋レーシングクラブ	NRC	後藤　康次	485-0041	愛知県小牧市小牧4-434		0568-77-5534
1-23002	グループ　オブ　スピードスポーツ	GSS	関　哲也	464-0801	愛知県名古屋市千種区星ヶ丘２－３	サンクレーア星ヶ丘601	090-2180-9524
2-23002	オートスポーツクラブアツタ	AASC	小出　正則	497-0034	愛知県海部郡蟹江町本町12-62		0567-96-7335
2-23008	エフ　オートスポーツ　クラブ	FASC	山崎　利博	471-0823	愛知県豊田市今町１丁目22-4		090-8325-4084
2-23011	モンテカルロ・オート・スポーツ・クラブ	MASC	米谷　展生	480-1103	愛知県長久手市琵琶ヶ池20-1	(株)LUCK内	0561-63-0101
2-23014	チームスペシャルロードモータースポーツクラブ	TSR.C	増田　　啓一	492-8412	愛知県稲沢市大矢町高松38-1	オリエンタル406号	0587-36-4973
2-23017	チーム　シロキヤ	SHIROKIYA	村西　真依	473-0908	愛知県豊田市宝町玉楽80-2		0565-28-6524
2-23024	ケーワン　レーシング　チーム	K-one R	竹谷　一徳	456-0032	愛知県名古屋市熱田区三本松町2-18	㈱共栄タイヤサービス内	052-871-2055
2-23029	チーム　リミット	LIMIT	木村　政伸	457-0051	愛知県名古屋市南区笠寺町上新町47		052-821-4288
2-23030	チーム　ポート　豊橋	PORT.T	小林　均	441-8019	愛知県豊橋市花田町斉藤62		0532-31-3959
2-23035	チーム　シャレット	SHALET	近藤　勇人	495-0025	愛知県稲沢市祖父江町両寺内札古西58-1		0587-97-0036
2-23036	熱田レーシングクラブ	ARC	山田　浩二	471-0014	愛知県豊田市東山町2-1515-48		0565-98-3531
2-23041	チーム　ゼスト	ZEST	坂　　和磨	444-0902	愛知県岡崎市舳越町字西沖４番地２	シンフォニア岡崎西807号室	0566-32-8850
2-23052	ラックスポーツ	LUCK SPORT	伊藤　義一	480-1103	愛知県長久手市琵琶ヶ池20-1	(株)LUCK内	0561-63-0101
2-23056	チームカウントダウン	T-321	松下　和樹	472-0045	愛知県知立市長篠町新田東23-7	株式会社 ゼスト内	0566-83-0030
2-23059	パームタウン	PALM TOWN	岩月　邦博	446-0007	愛知県安城市東栄町2-7-13		090-5611-9608
2-23061	ダイナミック・オート・ラリー・チーム	DART	徳能　大輔	4750078	愛知県半田市新池町2-205-12	ビバリーヒルズ101	0569-29-5513
2-23068	カーズ東海レーシングクラブ	CTRC	森本　守孝	479-0807	愛知県常滑市小鈴谷字赤松26		0569-37-0363
2-23081	アールエスタケダ	RST	武田　浩美	468-0013	愛知県名古屋市天白区荒池2-1315		052-802-0647
2-23083	NAVUL	NAVUL	伊藤　康則	455-0873	愛知県名古屋市港区春田野２丁目2902	NTP名古屋トヨペット㈱　FTD事業カンパニーFTD事業部	052-683-2562
2-23084	美浜モータースポーツクラブ	MMSC	渡辺　舞	470-3235	愛知県知多郡美浜町野間字馬池16	株式会社　美浜サーキット・クニモト	0569-87-3003
2-23085	トヨタオートスポーツクラブ	TEAM-TASC	新井　健悟	470-0118	愛知県日進市米野木台1-501	レーヴ日進1105	090-3527-0155
3-23010	ラリーチームアジャスト	ADJUST	成田　綾子	457-0055	愛知県名古屋市南区星宮町220番地		052-824-8577
3-23023	チーム　愛豊	T-AIHO	中根　秀之	442-0863	愛知県豊川市平尾町上藤井28-2		0533-87-3817
3-23038	チームエイト・三河オブラリー	TEM-R	冨永　英己	444-0043	愛知県西尾市鵜ケ池町中屋敷124		0563-56-5337
3-23041	チームスイフト	SWIFT	伊藤　大蔵	442-0844	愛知県豊川市小田渕町3-40	(有)伊藤木型内スイフト事務局	0533-88-4734
3-23066	チーム　アトレート	ATHLETE	大橋　昌樹	468-0053	愛知県名古屋市天白区植田南2-602	(有)コスモス	052-802-1199
3-23089	ラリーメイト　エイム	R.M.A	宮本　雅彦	471-0835	愛知県豊田市曙町5-34		0565-26-8598
3-23092	山口タイヤモータースポーツクラブ	Y.T.M.S.C	榊原　浩之	444-0504	愛知県西尾市吉良町友国字高崎32		090-3550-1149
3-23098	チーム　クルーザーズ	CRUISER'S	渡邊　和男	446-0071	愛知県安城市今池町3-2-51	ガーデンヒルズ今池　508号	0566-97-3669
3-23104	チーム・ワイドオープンスロットル	T.W.O.T	長坂　敏彦	446-0032	愛知県安城市御幸本町4-2	シティコープ安城駅前601	090-3566-8400
3-23141	ホリエ　スピード	H.S	堀江　真徳	441-3212	愛知県豊橋市東赤沢町坪ノ谷684		0532-23-3824
3-23150	チーム・エキスパート・スポーツ	T.E..S	杉浦　利明	471-0843	愛知県豊田市清水町1-48	久興自動車	0565-28-3580
3-23158	ランナバウトスポーツチーム	RUNABOUT	小川　浩幸	484-0902	愛知県犬山市字追分91-5	(有)小川自動車整備工場内　RUNABOUT事務局	0568-67-0602
3-23200	チームアールエス	Team RS	六車　健	444-0058	愛知県安城市城南町1-3-1	リコット三河安城301	090-4781-7351
3-23202	大同工業大学自動車部	DMSC	上原　幸太朗	457-0819	愛知県名古屋市南区滝春町10-3		052-612-6111
3-23240	アレンジレーシングチーム	ARRANGE	友利　浩之	491-0063	愛知県一宮市常願通7-7-1.8-1	オートスポーツアレンジ	0586-26-3455
3-23250	チーム　ミッドレス	MIDRESS	浅井　邦好	471-0853	愛知県豊田市細谷町7-18　ネッツトヨタ中部㈱	GR　Garage　ミッドレス豊田	0565-25-3051

愛知支部

登録No.	クラブ正式名称	クラブ略称名	事務局	郵便番号	住所1	住所2	TEL
3-23252	チーム・アージェント	T-URGENT	加藤　健二	459-8001	愛知県名古屋市緑区大高町字一番割69	ガレージ　アージェント	052-624-0270
3-23255	モータースポーツクラブ豊橋	MSC豊橋	吉村　潤史	441-8077	愛知県豊橋市神野新田町ヘノ割37-1	オートプロデュースゼスト内	0532-34-4377
3-23256	コルトモータースポーツクラブ愛知	CMSC愛知	小玉　憲司	451-0061	愛知県名古屋市西区浄心一丁目6-712		052-908-0193
3-23257	小林自動車レーシングプロジェクト	KRP	久田　哲史	445-0013	愛知県西尾市貝吹町油ノ木43		0563-52-1735
3-23260	チーム　エムアーツ	M-ARTS	大須賀　義外	489-0805	愛知県瀬戸市陶原町4-7	バンベール瀬戸402	090-7853-3177
3-23262	チームTガレージ	T.T.G	寺田　伸	474-0052	愛知県大府市長草町車池16-229	オートショップTガレージ	0562-48-4745
3-23269	名古屋大学体育会自動車部	nuac	杉山　大輔	464-0814	愛知県名古屋市千種区不老町	名古屋大学体育会内自動車部ガレージ	070-1272-3555
3-23270	豊田自動織機RacingTeam	TRT	天野　智之	470-0304	愛知県みよし市三好が丘桜1-4-3	フルレゾン三好ヶ丘103号	090-3850-8528
3-23271	ZEAL Autosport Club	ZAC	村木　花奈江	463-0052	愛知県名古屋市守山区小幡宮ノ腰6-13		052-793-1605
3-23272	team LD	LD	清水　聡志	467-0834	愛知県名古屋市瑞穂区姫宮町2-19-1	グランプリシード202	090-9514-5492
3-23273	TOOLBOXモータースポーツ部	TOOLBOX	室本　誠悟	444-1222	愛知県安城市和泉町大海古3-12	TOOLBOX内	0566-56-4015
3-23274	チーム　プロジェクト・トウカイ	PRO.T	西　　真澄	485-0054	愛知県小牧市多気西町90	(株)東海自動車内	0568-68-8593
4-23001	チーム　赤兎	SEKITO	中西　正吉	441-0105	愛知県豊川市伊奈町北村205		0533-72-6798
4-23002	オカザえもんRACING　TEAM	OKZMN	加藤　尚之	444-3616	愛知県岡崎市片寄町字細久後9-8	Power　Box内	0564-77-3530
4-23003	モータースポーツクラブ　アビリティ	MSCA	中島　孝恭	254-0013	神奈川県平塚市田村１丁目16-2		0463-45-0822
4-23004	スポーツクラブコルサ	SCC	栗本　忠行	496-0014	愛知県津島市金柳町神様田226	ガレージコルサ	0567-32-3358
4-23005	LOCK ON！	LOCK ON！	山田　拓	453-0866	愛知県名古屋市中村区横井1-259		052-412-6322
4-23006	Team　Pylon　Kid's	P.K.	安井　忠史	444-2115	愛知県岡崎市百々町四ッ谷52-3		0564-73-2748
4-23008	PTA	PTA	柏木　良文	444-1154	愛知県安城市桜井町貝戸尻14		0566-99-6479
5-23001	JAF加盟団体　株式会社ZEST	ZEST	松下　和樹	472-0045	愛知県知立市長篠町新田東23-7	株式会社 ゼスト内	0566-83-0030
5-23003	アイシン技術会	アイシン技術会	村田　晃宏	444-1192	愛知県安城市藤井町高根10番地	安城ものづくりセンター内　ものづくり革新部	0566-24-4248
6-23010	豊田市		塚田　知宏	471-8501	愛知県豊田市西町3-60		0565-34-6950

三重支部

登録No.	クラブ正式名称	クラブ略称名	事務局	郵便番号	住所1	住所2	TEL
1-24001	鈴鹿モータースポーツクラブ	SMSC	宮澤　謙作	510-0295	三重県鈴鹿市稲生町7992	㈱モビリティランド鈴鹿サーキット	059-378-3405
2-24024	トライアルスタッフ　オン！	ON！	竜田　健	513-0041	三重県鈴鹿市長太新町4-2-36	スタッフオン合資会社	059-385-4019
2-24026	チーム　パドック	PADDOCK	三村　和武	510-0001	三重県四日市市八田3-2-9	サンガレージ	059-363-5356
2-24027	ブリックリーグバップレンシュポルトクラブ	BBRC	畠山　純綱	510-0071	三重県四日市市西浦2丁目13－20	畠山印刷株式会社内	
3-24031	エー・レーシング・ファクトリー	A.R.F	阿師村　俊次	510-8027	三重県四日市市茂福320		0593-65-4034
3-24063	チーム　妖怪	yohkai	清本　享志	512-0902	三重県四日市市小杉町1890		090-8542-7479
3-24064	チーム　アンテロープ	ANTELOPE	門田　忠純	511-0912	三重県桑名市星見ヶ丘9丁目905		0564-32-0564
3-24066	ジョイ　モータースポーツ　クラブ	JOY	坂口　嘉朋	514-2204	三重県津市芸濃町雲林院1012-3	坂口自動車整備工場	059-265-3070
3-24067	チーム　スズカ　ユーアイ	TSY	駒田　竜司	510-0318	三重県津市河芸町杜の街2-30-6		059-212-0116
3-24070	CS.LEMAN	CS.LEMAN	東　毅	514-0102	三重県津市栗真町屋町945-51	カーショップ　ル・マン	059-232-1787
3-24071	トライアルチーム　ロッキーインミエ	TTR.M	渡辺　徹	515-0317	三重県多気郡明和町池村1372		0596-52-0099
3-24074	ルフトモータースポーツクラブ	Luft MSC	石原　隆	519-1117	三重県亀山市関町泉ヶ丘1011-233		059-592-5322
4-24001	チーム　ハヤマ	HRS	榎本　利弘	510-0086	三重県四日市市諏訪栄町6-25-1203号		090-8158-8012

JMRC中部選手権戦　歴代チャンピオン

■ラリーチャンピオンシリーズ

		ドライバー部門	ナビゲータ部門			ドライバー部門	ナビゲータ部門
2000年	Aクラス	藤田　哲也	鹿肝　利明	2018年	DE6クラス	林 正嗣	白崎 清之
	Bクラス	小中　利市	本道　治成		DE4/5 ｸﾗｽ	下口 紘輝	安藤 裕一
	Cクラス	川田　三千彦	落合　光		DE3クラス	加藤 英祐	塩田 卓史
2001年	Aクラス	杉山　昇	北田　稔	2019年	DE1クラス	林　正嗣	白崎　清之
	Bクラス	山口　清司	内野　稔秀		DE2クラス	鮫島　大湖	船木　佐知子
	Cクラス	徳能　大輔	池田　稔		DE5クラス	加藤　英祐	塩田　卓史
					DE6クラス	兼松　由奈	浅田　優希
2002年	Aクラス	藤田　哲也	鹿肝　利明	2020年	DE1クラス	三枝　聖弥	吉田　和徳
	Bクラス	天野　智之	井上　裕紀子		DE2クラス	下口　紘輝	鈴木　眞由美
	Cクラス	萩沢　克己	棚木　宏幸		DE5クラス	福田　卓也	中根　秀之
					DE6クラス	洪　銘蔚	浦　雅史
2003年	Aクラス	不成立	不成立	2022年	DE1クラス	三枝　光博	兼松　智志
	Bクラス	高橋　悟志	大串　仁之		DE2クラス	石川　紗織	山下　恭平
	Cクラス	田口　慎二	奥村　久継		DE5クラス	福島　徳也	鈴木　康敬
					DE6クラス	洪　銘蔚	浦　雅史
2004年	Aクラス	不成立	不成立	2023年	DE1クラス	蒲生　裕一	前田　健吾
	Bクラス	広上　徹	佐々木　翔		DE2クラス	貝原　聖也	西崎　佳代子
	Cクラス	平林　織部	田中　久夫		DE5クラス	島根　剛	藤沢　繁利
					DE6クラス	洪　銘蔚	坂井　智幸
2005年	Aクラス	不成立	不成立				
	Bクラス	今井　康博	大串　仁之				
	Cクラス	小川　博史	森脇　克也				
2006年							
2007年	Aクラス	明治　慎太郎	足立　さやか				
	Bクラス	板本　敬二	佐々木　翔				
	Cクラス	香川　秀樹	船木　一祥				
	Dクラス	大倉　聡	保井　隆宏				
2008年	Aクラス	里　貴之	石田　一輝				
	Bクラス	板本　敬二	北田　稔				
	Cクラス	田邉　亘	黒木　崇史				
2009年	Aクラス	岩井　謙治	丹羽　貴裕				
	Bクラス	濱井　義郎	鈴木　眞由美				
	Cクラス	那須　文章	前田　健吾				
2021年	DE1クラス	林　正嗣	白崎　清之				
	DE2クラス	山田　啓介	山下　恭平				
	DE5クラス	田中　潤	北田　稔				
	DE6クラス	洪　銘蔚	坂井　智幸				
2011年	DE4クラス	宮本　雅彦	青木　弘之				
	DE3クラス	岩井　謙治	丹羽　貴裕				
	DE2クラス	船木　淳史	神山　佐知子				
2012年	DE4クラス	村上　健	鈴木　和人				
	DE3クラス	柴田　哲郎	野口　恒太				
	DE2クラス	武田　雄一郎	武田　友己				
2013年	DE4クラス	宮本　雅彦	杉原　慶彦				
	DE3クラス	寺島　信也	関根　慎二				
	DE2クラス	西村　修	武田　友由己				
2014年	DE6クラス	宮本　雅彦	前田　健吾				
	DE5クラス	寺島　信也	関根　慎二				
	DE3クラス	坂井　智幸	鎌野　賢志				
	DE2クラス	金井　優大	安永　裕				
		野村　長	山村　浩二				
2015年	DE6クラス	宮本　雅彦	鈴木　眞由美				
	DE5クラス	西村　修	坂口　進				
	DE3クラス	福田　卓也	中根　秀之				
2016年	DE6クラス	村上　健	前田　健吾				
	DE4/5 ｸﾗｽ	石原　裕也	小林　剛				
	DE3クラス	佐藤　光理	塩田　卓史				
2017年	DE6クラス	村上　健	漆戸　あゆみ				
	DE4/5 ｸﾗｽ	上坂　英正	山下　恭平				
	DE3クラス	佐藤　光理	中根　秀之				

■ラリーターマックシリーズ

		ドライバー部門	ナビゲータ部門			ドライバー部門	ナビゲータ部門
2000年		木下　誠一	棚木　宏幸	2005年	Ⅰクラス	谷川　慶輔	永田　征秀
					Ⅱクラス	田口　伸	伊藤　順子
2001年		小川　博史	御領　親幸	2006年	Ⅰクラス	藤田　哲也	坂本　啓二
					Ⅱクラス	木田　拓也	坂口　進
2002年	Ⅰクラス	山村　浩三	中川　博史	2007年		田中　健三	小川博史
	Ⅱクラス	蒲生　裕一	前田　健吾				
2004年	Ⅰクラス	高木　大輔	中川　啓介				
	Ⅱクラス	蒲生　裕一	前田　健吾				

■ラリーチャレンジシリーズ

	ドライバー部門	ナビゲータ部門
2010年	假屋　優	大橋　智樹
2011年	内田　園美	池嶋　賢
2012年	坂井　智幸	田所　譲
2013年	辻　　寛司	川島　健司
2014年	沖田　佑真	廣瀬　秀樹
2015年	安藤　裕一	林　剛
2016年	浅井　康介	里中　謙太

	ドライバー部門	ナビゲータ部門
2017年	久喜　啓司	船木　淳史
2018年	石井　元紀	村木　花奈江
2019年	野澤　雅史	野澤　孝之
2020年	不成立	不成立
2021年	鈴木　海斗	小川　悟志
2022年	奥田　晃弘	船木　淳史
2023年	田中　佑樹	船木　一祥

JMRC中部選手権戦　歴代チャンピオン

■ジムカーナ選手権

2000年	L	向井　直美
	A1	梶浦　善孝
	A2	佐野　光之
	A3	深谷　宏幸
	A4	中農　久弥
	C1	関　　和基
	C2	鈴木　祐美子
	D	川村　徹
2001年	L	向井　直美
	A1	朝山　崇
	A2	樫山　慶
	A3	大石　博之
	A4	岡部　隆市
	C1	庄谷　博明
	C2	野口　善二
	D	川村　徹
2002年	L	石崎　奈美
	A1	緒方　崇之
	A2	樫山　慶
	A3	大石　博之
	A4	岡部　隆一
	C1	ヒロショウヤ
	C2	不成立
	D	村上　仁
2003年	L	谷口　治子
	N1	小嶋　修
	N2	加藤　秀彰
	N3	阿部　洋一
	N4	林　　智博
	S1	稲垣　守
	S2	大石　博之
	S3	桃井　守
	D	五十嵐　豊光
2004年	L	奈良橋　成美
	N1	今村　隆昭
	N2	佐野　光之
	N3	森嶋　昭時
	N4	林　　智博
	SA1	稲垣　守
	SA2	奥村　和也
	SA3	鳥居　孝成
	D	川村　徹
2005年	L	奈良橋　成美
	N1	朝山　崇
	N2	大須賀　義外
	N3	小松　満明
	N4	岡部　隆市
	SA1	黒谷　尚純
	SA2	大石　博之
	SA3	谷津　治子
	D	川村　徹
2006年	L	津川　真由美
	S1500	季羽　史子
	N1	今村　隆昭
	N2	樫山　慶
	N3	上本　昌彦
	N4	中農　久弥
	SA1	三宅　孝彦
	SA2	奥村　和也
	SA3	大橋　渡
	D	川村　徹

■ダートトライアル選手権

2000年	L	栗本　佐登美
	A1	水谷　元勅
	A2	藤井　智行
	A3	高木　勝人
	A4	櫛田　正文
	C1	村瀬　秋男
	C2	太田　雅文
	C3	三枝　重光
	D	岩月　義人
2001年	L	宮島　みどり
	A1	堀内　隆
	A2	古本　順郎
	A3	澤田　恭昌
	A4	伊藤　祥充
	C1	平原　祐一郎
	C2	鈴木　洋考
	C3	和田　淳二
	D	山口　幸男
2002年	L	宮島　みどり
	A1	押尾　明
	A2	土屋　勝平
	A3	和田　淳二
	A4	西村　浩一
	C1	平原　祐一郎
	C2	堀江　真徳
	C3	小柳　信久
	D	栗本　利也
2003年	L	宮島　みどり
	N1	押尾　明
	N2	中島　孝恭
	N3	篠原　高広
	N4	北村　和浩
	SA・SC1	山崎　利博
	SA・SC2	村瀬　秋男
	SA・SC3	櫛田　正文
	D	山口　幸男
2004年	L	山田　ひとみ
	N1	平原　祐一郎
	N2	藤井　智行
	N3	高木　勝人
	N4	松原　功治
	SC1	中島　孝恭
	SC2	味岡　とどむ
	SC3	櫛田　正文
	D	鳥居　晴彦
2005年	L	渡邊　尚美
	N1	押尾　明
	N2	横内　由充
	N3	廣上　徹
	N4	中村　慶治
	SC1	中島　孝恭
	SC2	船塚　仁嗣
	SC3	伊藤　祥充
	D	小阪　雄一
2006年	L	鎌田　朱美
	S1500	駒形　雄大
	N1	則信　重雄
	N2	横内　由充
	N3	広上　徹
	N4	松原　功治
	SC1	中島　孝泰
	SC2	三輪　智広
	SC3	竹平　素信
	D	山口　幸男

■ジムカーナ選手権

2007年	L	津川　真由美		
	S1500	季羽　史子		
	N1	土手　啓二朗		
	N2	安藤　将志		
	N3	安部　洋一		
	N4	岡部　隆市		
	SA1	山本　伸行		
	SA2	森嶋　昭時		
	SA3	大橋　渡		
	D	川村　徹		
2008年	L	奥井　朝子		
	S1500	前田　清隆		
	N1	土手　啓二朗		
	N2	神山　剛		
	N3	安部　洋一		
	N4	岡部　隆市		
	SA1	成瀬　公彦		
	SA2	角岡　隆志		
	SA3	吉野　正則		
	SC･D	川村　徹		
2009年	L	奥井　朝子		
	S1500	季羽　史子		
	N1	土手　啓二朗		
	N2	榎本　利弘		
	N3	安部　洋一		
	N4	中農　久弥		
	SA1	成瀬　公彦		
	SA2	角岡　隆志		
	SA3	吉野　正則		
	SC･D	川村　徹		
2010年	L	谷津　治子		
	S1500	鵜飼　洋一		
	N1	杉山　幸登		
	N2	東山　匡志		
	N3	安部　洋一		
	N4	佐藤　裕樹		
	SA1	山本　誠		
	SA2	前島　孝光		
	SA3	牧野タイソン		
	SC･D	川村　徹		
2011年	L	村里　早織	N4	岡部　隆市
	S1500	仲川　雅樹	SA1	渡辺　信吾
	N1	土手　啓二朗	SA2	奥村　和也
	N2	東山　匡志	SA3	吉野　正則
	N3	上本　昌彦	SC･D	川村　徹
2012年	L	森嶋　由紀子	N3	上本　昌彦
		飯島　かつこ	N4	松尾　勝規
	S1500	藤原　宏明	SA1	速田　憲一
	PN1	鵜飼　洋一	SA2	奥村　和也
	PN2	松本　敏	SA3	山梨　俊二
	PN3	佐藤　維是	SC･D	川村　徹
	N2	大石　博之		
2013年	L	村里　早織	N2	仲川　雅樹
	S1500	佐藤　巧	N3	安部　洋一
	PN1	土手　啓二朗	N4	岡部　隆市
	PN2	中西　圭祐	SA1	近藤　瑛貴
	PN3	小川　国大	SA2	大須賀　義外
	PN4	太田	SC･D	春田　徳生
2014年	L	村里　早織	SA1	近藤　瑛貴
	PN1	星野　潤	SA2	大石　博之
	PN2	藤居　真樹	SC･D	村上　仁
	PN3	小川　国大		
	PN4	太田　明		
	N2	仲川　雅樹		
	N3	安部　洋一		
	N4	松尾　勝規		

■ダートトライアル選手権

2007年	L	松下　尚美
	N1	押尾　明
	N2	本道　治成
	N3	前田　蔵人
	N4	大野　純治
	S1	駒形　雄大
	S2	中島　孝恭
	S3	村瀬　秋男
	S4	櫛田　正文
	D	渡辺　徹
2008年	L	宮島　みどり
	N1	福田　貴一
	N2	松下　和樹
	N3	前田　蔵人
	N4	伏見　浩二
	S1	鳥居　晴彦
	S2	中島　孝恭
	S3	池谷　欣是
	S4	西村　浩一
	D	西尾　実
2009年	L	土井　直子
	N1	松下　努
	N2	横井　浩平
	N3	駒田　竜司
	S1	平原　祐一郎
	S2	中島　孝恭
	S3	村瀬　秋男
	S4	櫛田　正文
	D	西尾　実
2010年	L	土井　直子
		宮島　みどり
	N1	山本　悠太
	N2	福田　貴一
	N3	米澤　叔晃
	S1	大西　雅也
	S2	村瀬　秋男
	S3	三枝　重光
	B	菊池　克彦
	D	蓮池　量之
2011年	L	土井　直子
	1	堀江　真徳
	2	大西　雅也
	3	村瀬　秋男
	4	三枝　重光
2012年	L	土井　直子
	1	馬場　基
	2	山本　悠太
	3	村瀬　秋男
	4	堀江　真徳
2013年	L	土井　直子
	1	横内　由充
	2	馬場　基
	3	齊藤　道夫
	4	村瀬　秋男
	5	松原　実
2014年	RWD	横内　由充
	PN/S1500	馬場　基
	N1	齊藤　道夫
	N2	村松　俊和
	S1	崎山　晶
	S2	西尾　賢治
	S3	中村　慶治
	L	可児　遥

■ジムカーナ選手権

2015年	L	樫山　貴子	SA1	小木曽　浩之
	S1500	石崎　聖	SA2	大須賀　義外
	PN1	星野　潤	SA3	山田　拓
	PN2	下原　幸登	SC･D	村上　仁
	PN3	小川　国大		
	PN4	江口　裕史		
	N1	水野　俊亮		
	N2	安部　洋一		
2016年	L	樫山　貴子	SA1	近藤　瑛貴
	S1500	石崎　聖	SA2	大須賀　義外
	PN1	渋谷　達也	SA3	岡部　隆市
	PN2	大石　博之	SC	石井　公久
	PN3	小川　国大	D	五十嵐　豊光
	PN4	角岡　隆志		
	N1	榎本　利弘		
	N2	上本　昌彦		
2017年	L	村里　早織	SA1	酒井　昭
	S1500	渡瀬　和則	SA2	榎本　利弘
	PN1	小林　伸人	SA3	森嶋　昭時
	PN2	辺城　拓郎	SA4	西田　哲弘
	PN3	西野　耕司	SC	桃井　守
	PN4	太田　明	D	村上　仁
2018年	L	村上　尚子	SA1	島田　昌典
	PN1	小川　国大	SA2	榎本　利弘
	PN2	下原　幸登	SA3	安部　洋一
	PN3	磯村　良二	SA4	西田　哲弘
	PN4	柳瀬　昌樹	SC	桃井　守
			D	村上　仁
2019年	L	村里　早織	SA1	島田　昌典
	S1500	小川　国大	SA2	榎本　利弘
	PN1	森嶋　昭時	SA3	安部　洋一
	PN2	下原　幸登	SA4	岡部　隆市
	PN3	柏木　良文	SC	野中　信宏
	PN4	柳瀬　昌樹	D	佐藤　宗嗣
2020年	L		PN4	
	S1500		SA1	
	RPN1		SA2	
	RPN2	全クラス	SA3	全クラス
	RPN3	不成立	SA4	不成立
	PN1		SC	
	PN2		D	
	PN3			
2021年	L	渡邉　千尋	PN3	磯村　良二
	L	村上　尚子	PN4	不成立
	L	河合　豊美	SA1	表　和之
	RPN1	山崎　哲也	SA2	佐野　光之
	RPN2	柏木　良文	SA3	安部　洋一
	RPN3	不成立	SA4	堀　隆成
	PN1	鰐部　光二	SC	桃井　守
	PN2	土手　啓二郎	D	佐藤　宗嗣
2022年	L	河合　豊美	PN3	磯村　良二
	AT	大仲　敦	PN4	不成立
	RPN1	渡邉　庸仁	SA1	近藤　瑛貴
	RPN2	武藤　英司	SA2	隅田　敏昭
	RPN3	不成立	SA3	小澤　忠司
	PN1	森嶋　昭時	SA4	松尾　勝規
	PN2	田村　直	SC	中村　友也
			D	佐藤　宗嗣
2023年	L	工藤　実里	SA1	小武　拓矢
	AT	妖怪Ｊ　清本	SA2	榎本　利弘
	PN1	不成立	SA3	小澤　忠司
	PN2	古田　公保	SA4	不成立
	PN3	鈴木　勇一郎	BSC1	藤井やしろ
	PN4	安仲　慶祐	BSC2	鳥居　孝成
	PN5	高木　健司	D	佐藤　宗嗣

■ダートトライアル選手権

2015年	RWD	近藤　圭司	
	PN/S1500	深谷　文彦	
	N1	よしかわ順一	
	N2	村松　俊和	
	S1	森　大士	
	S2	村瀬　辰樹	
	S3	松原　実	
	L	可児　遥	
2016年	RWD	横内　由充	
	PN/S1500	深谷　文彦	
	N1	前田　利幸	
	N2	村松　俊和	
	S1	広上　徹	
	S3	松原　功治	
2017年	RWD	横内　由充	
	PN/S1500	馬場　基	
	N1	浦上　真	
	N2	村松　俊和	
	S1	高木　勝人	
	S3	堀江　真徳	
2018年	RWD	横内　由充	
	PN/S1500	天野　佳則	
	N1	前田　利幸	
	N2	村松　俊和	
	S1	高木　勝人	
	S3	松原　実	
2019年	RWD	寺田　伸	
	PN/S1500	天野　佳則	
	N1	村瀬　貴之	
	N2	村松　俊和	
	S1	上角　好孝	
	S2	松原　実	
2020年	RWD	山口　順平	
	PN/S1500	本道　治成	
	PN2	石川　純也	
	N1	松岡　剛志	
	N2	村松　俊和	
	S1	村瀬　貴之	
	S2	三枝　光博	
2021年	RWD	杉田　聡	
	PN/S1500	岸　貴洋	
	PN2	片田　龍靖	
	N	三上　勝義	
	S1	村瀬　貴之	
	S2	松原　実	
2022年	RWD	寺田　伸	
	PN/S1500	天野　佳則	
	PN2	不成立	
	N	三浦　隆	
	S1	横内　由充	
	S2	松原　実	
2023年	2P	村瀬　秋男	
	RWD	寺田　伸	
	PN/S1500	天野　佳則	
	N	角皆　昭久	
	S1	森　大士	
	S2	松原　実	

２０２３年ＪＭＲＣ中部選手権　表彰者名簿

◇ＪＭＲＣ中部ジムカーナ選手権

● ＡＴクラス

１ 妖怪Ｊ　清本　yohkai

● ＰＮ１クラス

不成立

● ＰＮ２クラス

１	古田　公保	Pleasure
２	佐藤　巧	M-ARTS
３	島倉　正利	EMOTION
４	鰐部　光二	CCST
５	前田 清隆	MSC-WAGO
６	菅沼　隆一	BOMB

● ＰＮ３クラス

１	鈴木 勇一郎	AZUR-RS
２	柏木　良文	PTA
３	荻巣　凌大	RST
４	磯村　良二	ZEST
５	山田　拓	LOCK　ON！
６	武藤　英司	ARRANGE

● ＰＮ４クラス

１	安仲　慶祐	PALM TOWN
２	川田　　優	Team.ATT'S

● ＰＮ５クラス

１	高木　健司	Pleasure
２	杉本　季優	Pleasure

● ＳＡ１クラス

１	小武　　拓矢	M-I
２	近藤　瑛貴	TAKE'S
３	稲岡　凌平	M-I

● ＳＡ２クラス

１	榎本　利弘	HRS
２	最上　佳樹	M-ARTS
３	大石　博之	ENKEI
４	下野　朔太郎	FORMULA
５	清水　延昭	M･S･C･豊橋
６	加藤　秀彰	Pleasure

● ＳＡ３クラス

１	小澤　忠司	T.E.S
２	藤原　広紫	TASC
３	冨田　　好輝	K-one R
４	前島　孝光	M-I
５	安部　洋一	T.E.S
６	水谷　政博	T-URGENT

● ＳＡ４クラス

不成立

● Ｂ･ＳＣ１クラス

１	藤井やしろ	AZUR-RS
２	古田　尚史	T.E.S

● Ｂ･ＳＣ２クラス

１	鳥居　孝成	R&R
２	西田　哲弘	IRC
３	松尾　勝規	T-URGENT

● Ｄクラス

１	佐藤　宗嗣	T.WOT
２	五十嵐　豊光	TEAM ABC

● レディースクラス

１	工藤　　実里	T.E.S
２	大寶　　ゆかり	K-one R

◇ＪＭＲＣ中部ダートトライアル選手権

● ２Ｐクラス

１	村瀬　秋男	CCST
２	山根　勤	EATH
３	川崎　浩一	CCST

● ＲＷＤクラス

１	寺田　伸	T.T.G
２	前田　蔵人	FASC
３	三枝　聖博	ENA.C
４	山崎　裕汰	T.T.G
５	上角　好孝	ANTELOPE
６	杉田　聡	TOMBO

PN1/S1500 クラス

１	天野　佳則	ANTELOPE
２	岸　貴洋	T.T.G
３	深谷　文彦	ARC
４	樋口　哲也	T.T.G
５	宮子　祐輔	I.M.S.C
６	折口　智史	T.T.G

● Ｎクラス

１	角皆　昭久	CCST
２	村松　俊和	BMSC
３	三上　勝義	BMSC
４	山内　友和	SHIROKIYA
５	三輪　智広	SHALET
６	鈴木　悦司	Vento’s

● Ｓ１クラス

１	森　大士	MSC-WAGO
２	石川　純也	ENA.C
３	加地　真志	ENA.C
４	増田　拓己	NUAC
５	松原　功治	PALM TOWN
６	横内　由充	T.E.S

● Ｓ２クラス

１	松原　実	CMSC 岐阜
２	鈴木　信地郎	Team RS
３	三枝　光博	ENA.C
４	佐野　龍弥	YTMSC
５	前田　利幸	ANTELOPE
６	服部　雅士	SHIROKIYA

◇ＪＭＲＣ中部ジムカーナミドル選手権チャンピオン

●東海シリーズ

ＡＴ	妖怪Ｊ　清本	yohkai	ＣＰＮ１	道下　貴広	Pleasure
ＲＰＮ１	岡　直輝	M-I	ＲＰＮ２	横山　洋一	TOOLBOX
ＲＰＮ３	則包　壮大	T.E.S	ＣＲＡ１	森下　弘之	PTA
ＲＡ１	岡田　和規	BMSC	RA2000	本家　智久	M-I
ＲＡ２	藤本　隆志	KRM	ＲＡ３	八重梅　崇	MASC
ＳＡ１	早坂 怜	KRM	Women’s	児島 祐子	M-ARTS

●北陸シリーズ

ＡＴ	葛城　吉和	R-8 石川	ＣＰＮ１	須貝　圭司	T.E.S
ＲＰＮ１	千葉　豪和	MSC-WAGO	ＲＰＮ２	荻巣　凌大	RST
ＲＰＮ３	大倉　辰弥	BNS	RA2000	本家　智久	M-I
ＲＡ２	藤本　隆志	KRM	ＲＡ３	八重梅　崇	MASC

◇ＪＭＲＣ中部ダートトライアルミドル選手権チャンピオン

●北陸シリーズ

クラス１	高橋　昭	IRC	クラス２	松岡　剛志	ABC
クラス３	水本　正裕	Three-R	クラス４	長坂　和人	KRM

◇ＪＭＲＣ中部ラリーチャンピオンシリーズ

○ ドライバー部門

● ＤＥ１クラス

１	蒲生	裕一	T.S.Y
２	林	正嗣	T.WOT

● ＤＥ２クラス

１	貝原	聖也	T-URGENT
２	石川	紗織	SHIROKIYA
３	江端	健斗	NAVUL
４	鈴木	海斗	SWIFT
５	中嶋	健人	Pleasure
６	新堂	啓太	SHIROKIYA

● ＤＥ５クラス

１	島根	剛	K-one R
２	城野	真輝	GCRT
３	奥田	晃弘	ON!
４	福島	徳也	SWIFT
５	福中	喬祐	SWIFT
６	洪	銘蔚	MASC

● ＤＥ６クラス

１	洪	銘蔚	MASC

○ コ･ドライバー部門

● ＤＥ１クラス

１	前田	健吾	T.S.Y
２	白崎	清之	T.WOT

● ＤＥ２クラス

１	西崎	佳代子	K-one R
２	村山	朋香	LUCK SPORT
３	柏川	凌	T-URGENT
４	早川	一矢	NAVUL
５	野沢	孝之	SWIFT
６	緒方	和良	Pleasure

● ＤＥ５クラス

１	藤沢	繁利	K-one R
２	一柳	修馬	GCRT
３	中島	大貴	NUAC
４	鈴木	康敬	CMSC浜松
５	中島	秀一朗	SWIFT
６	前田	健吾	T.S.Y

● ＤＥ６クラス

１	坂井	智幸	TAKE'S

◇ＪＭＲＣ中部ラリーチャレンジシリーズ

○ドライバー部門

１	田中	佑樹	SWIFT
２	花井	勝	MASC
３	井本	雄太	SWIFT
４	佐野	佑樹	ENA.C
５	山田	秀司	RST
６	佐藤	優樹	TAKE'S

○コ･ドライバー部門

１	船木	一祥	MASC
２	津田	桃成	SWIFT
３	野澤	孝之	SWIFT
４	大倉	瞳	BBRC
５	尾坂	昌紀	SWIFT
６	大和	洋輝	SWIFT

ＪＭＲＣ中部２０２４年度オーガナイザー連絡先（アルファベット順）（www://jmrc-chubu.gr.jp）

オーガナイザー	略　　称	連絡担当者	郵便番号	住　　所	ＴＥＬ
ｵｰﾄｽﾎﾟｰﾂｸﾗﾌﾞｱﾂﾀ	ＡＡＳＣ	小出　正則	497-0034	海部郡蟹江町本町12-62　ＡＡＳＣ事務局	
ﾁｰﾑ．ｴｰ．ﾋﾞｰ．ｼｰ	ＡＢＣ	塩岡　雅敏	930-0982	富山県富山市荒川１－２－１８	090-8702-1216
熱田ﾚｰｼﾝｸﾞｸﾗﾌﾞ	ＡＲＣ	山田　浩二	471-0014	豊田市東山町2-1515-48　ＡＲＣ事務局	
中日本自動車短期大学ﾚｰｼﾝｸﾞｸﾗﾌﾞ	ＡＲＣＮ	杉本　達哉	470-0134	愛知県日進市香久山4-201-2　日進香久山花の街12棟402	
東濃ｶｰｽﾎﾟｰﾂｸﾗﾌﾞ	ＣＣＳＴ	村瀬　秋男	509-5142	岐阜県土岐市泉町久尻１４１７－４７	090-3300-5034
ENAﾓｰﾀｰｽﾎﾟｰﾂｸﾗﾌﾞ	ＥＮＡ．Ｃ	三枝　光博	509-8301	岐阜県中津川市蛭川5736-1	090-1419-5318
ｴﾌ･ｵｰﾄｽﾎﾟｰﾂｸﾗﾌﾞ	ＦＡＳＣ	嶽下　宗男	470-0331	愛知県豊田市平戸橋町永和８－３２	090-2685-2944
ｺﾆｼﾚｰｼﾝｸﾞﾒｲﾄ	ＫＲＭ	中田　博信	920-0064	石川県金沢市南新保町ロ－４３　小西タイヤサービス内	076-237-4727
ﾁｰﾑ．ﾘﾐｯﾄ	ＬＩＭＩＴ	木村　政伸	472-0045	愛知県知立市長篠町新田東２３－７　株式会社ＺＥＳＴ内	0566-83-0030
ﾓﾝﾃｶﾙﾛｵｰﾄｽﾎﾟｰﾂｸﾗﾌﾞ	ＭＡＳＣ	米谷　展生	480-1103	愛知県長久手市岩作琵琶ヶ池２０－１　（株）ＬＵＣＫ内	0561-63-0103
美浜ﾓｰﾀｰｽﾎﾟｰﾂｸﾗﾌﾞ	ＭＭＳＣ	岩月　辰文	446-0007	愛知県安城市東栄町２－７－１３	080-5168-5417
ﾏｲﾍﾟｰｽ．ﾗﾘｰﾁｰﾑｵﾌﾞ金沢	ＭＲＴ-金沢	大弥　保憲	924-0862	石川県白山市安田町３５－１	076-204-6860
ﾓｰﾀｰｽﾎﾟｰﾂｸﾗﾌﾞ門前	Ｍ.Ｓ.Ｃ　ＭＯＮＺＥＮ	新木　正	927-2165	石川県輪島市門前町黒島町口の１００	0768-42-2025
ﾁｰﾑ ｴﾑｱｲ	Ｍ－Ｉ	前島　孝光	432-8015	静岡県浜松市東区子安町３０２－７　㈲エムファクトリー内	090-8151-5407
名古屋ﾚｰｼﾝｸﾞｸﾗﾌﾞ	ＮＲＣ	後藤　康次	485-0041	愛知県小牧市小牧４－４３４	052-792-2031

ＪＭＲＣ中部２０２４年度オーガナイザー連絡先（アルファベット順）（www://jmrc-chubu.gr.jp）

オーガナイザー	略　　称	連絡担当者	郵便番号	住　　所	ＴＥＬ
ﾄﾗｲｱﾙｽﾀｯﾌｵﾝ!	ＯＮ！	竜田　健	513-0041	三重県鈴鹿市長太新町４－２－３６　スタッフオン合資会社内	059-385-4019
ﾊﾟｰﾑﾀｳﾝ	ＰＡＬＭ　ＴＯＷＮ	岩月　辰文	446-0007	愛知県安城市東栄町２－７－１３	080-5168-5417
ﾌﾟﾚｼﾞｬｰﾓｰﾀｰｽﾎﾟｰﾂｸﾗﾌﾞ	Ｐｌｅａｓｕｒｅ	大橋　渡	503-0836	大垣市大井４丁目４４－１　プレーレーシングサービス内	0584-87-0687
ｱｰﾙｴｽﾀｹﾀﾞ	ＲＳＴ	池田　峰輝	468-0013	愛知県名古屋市天白区荒池２丁目１３１５番 アールエスタケダ内	052-802-0647
ﾁｰﾑ．ｼｪﾗﾄﾝ	ＳＨＥＲＡＴＯＮ	三浦　悦子	432-8033	静岡県浜松市中区海老塚２－２５－３６	053-455-3577
ﾁｰﾑｼﾛｷﾔ	ＳＨＩＲＯＫＩＹＡ	新堂　啓太	444-1206	愛知県安城市城ケ入町高根３番１	090-5030-3332
ｽﾘｰｱｰﾙ	Ｔｈｒｅｅ-Ｒ	福田　淳三	924-0836	石川県白山市山島台３－１１８	076-276-5753
ﾁｰﾑ．ｵﾌﾞ．ﾓｰﾀｰ．ﾎﾞｰｲｽﾞ	ＴＯＭＢＯ	小杉　兼一	939-8183	富山県富山市小中４０７	076-429-0419
ﾁｰﾑTｶﾞﾚｰｼﾞ	Ｔ．Ｔ．Ｇ	寺田　伸	474-0052	愛知県大府市長草町車池16-229　オートショップTガレージ	0562-48-4745
ﾁｰﾑ　うらら	ＵＲＡＲＡ	平澤　政夫	919-0131	福井県南条郡南越前町今庄６－９－１	090-3155-3601
ﾁｰﾑｾﾞｽﾄ	ＺＥＳＴ	松下　和樹	472-0045	愛知県知立市長篠町新田東２３－７　株式会社ＺＥＳＴ内	0566-83-0030
淀ﾚｰｼﾝｸﾞｸﾗﾌﾞ	チーム淀	村岡　誠彦	547-0001	大阪市平野区加美北6-7-28　大東自動車内淀レーシング事務局	
京都ﾚｰｼﾝｸﾞﾊｲﾌﾞﾘｯﾄくらぶ	ＫＲＨＣ	田辺　恒治	600-8451	京都市下京区若宮通松原下る亀屋町３９－１	

※上記の連絡先と各競技会の参加申込先とは異なる場合があります。念のために各競技会の特別規則書をご覧下さい。
※競技会の特別規則書は、ＪＭＲＣ中部公式サイトに掲載されるものも有ります。参加申込書も公式サイトから入手できますのでご利用ください。

ＪＭＲＣ中部モータースポーツハンドブック 2024

令和６年２月　発行
製作　　JAF 中部地域クラブ協議会（JMRC 中部）

所　在　地　〒５０９－５１４２

岐阜県土岐市泉町久尻１４１７－４７

TEL/FAX　（0572）55-5201

http://www.jmrc-chubu.jp/